

前期基本計画

第1章	計画の概要
第2章	基本方針別(分野別)の個別施策
第3章	未来戦略の具体施策
第4章	地域別の振興方策

第1章 | 計画の概要

1 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

前期基本計画は、基本構想を実現するための中期的な指針となるもので、施策ごとに現状や課題を整理し、具体的な施策の展開を示すとともに目標値を定め、計画的な行財政の運営を図ることを目的として策定するものです。

(2) 計画の役割

前期基本計画は、次の役割を担います。

- ア) 当市の行財政運営を合理的・計画的に執行するための指針となります。
- イ) 今後、個別に策定される各種行政計画の最上位計画として、調整機能を果たします。
- ウ) 予算編成の指針となります。
- エ) 市民および民間事業者などの活動の指針となります。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

前期基本計画は、基本構想で掲げた「基本方針（－3つの基本方針－）」の個別施策及び「未来戦略（－5つの戦略－）」の具体施策、地域別の振興方策で構成します。

(2) 計画の期間

社会経済情勢の変化に対応するため、基本構想の中間期に見直しを行います。よって、前期基本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

3 基本方針の個別施策とまちづくりの目標値

全国的な人口減少や少子高齢化に歯止めをかけるために国が推し進める「地方創生」を追い風として、当市の持続的な発展・成長を目指し、『選ばれて 住み継がれるまち とおかまち』を実現するための取組が必要です。

第1章の「基本方針の個別施策」に記載している53の施策は、「基本構想」を具現化するための施策であり、これからのまちづくりを推進していくうえで、特に重要と捉える具体的施策を中心に記載しました。

また、市民参加によるまちづくり、協働によるまちづくりが欠かせない中で、市民やまちづくり団体等と、より良いパートナーシップを築くために、相互に共有することができる「共通の目標」が必要です。このため、第一次総合計画に引き続いて、前期基本計画で示す今後5年間の取組における目標を数値化しました。数値化に際しては、市民にとって分かりやすいものとなるよう配慮しました。ここで掲げる「まちづくりの目標値」の達成度調査ほか、定期的を実施する市民アンケート結果などに基づき、各施策の達成度を点検・検証し、適宜見直しを行いながら後期基本計画へ各施策を繋いでいきます。

4 未来戦略と具体施策

第2章には、社会情勢の変化や地域固有の課題、多様化する市民や来訪者のニーズ等を踏まえて、第二次総合計画基本構想の計画期間である10年間で、重点的に推進する政策を「未来戦略と具体施策」として掲げました。「基本構想」で定めた各未来戦略の「施策の方向」を実現するための取組を第1章の各施策から抽出し、戦略(政策)としてまとめています。

「基本構想」では、戦略ごとに指標を定め、10年後の目標値を設定していますが、前期基本計画においても、5年後の平成32年度の目標値を定め、各戦略の達成度を検証し、後期基本計画に繋いでいきます。

5 地域別の振興方策

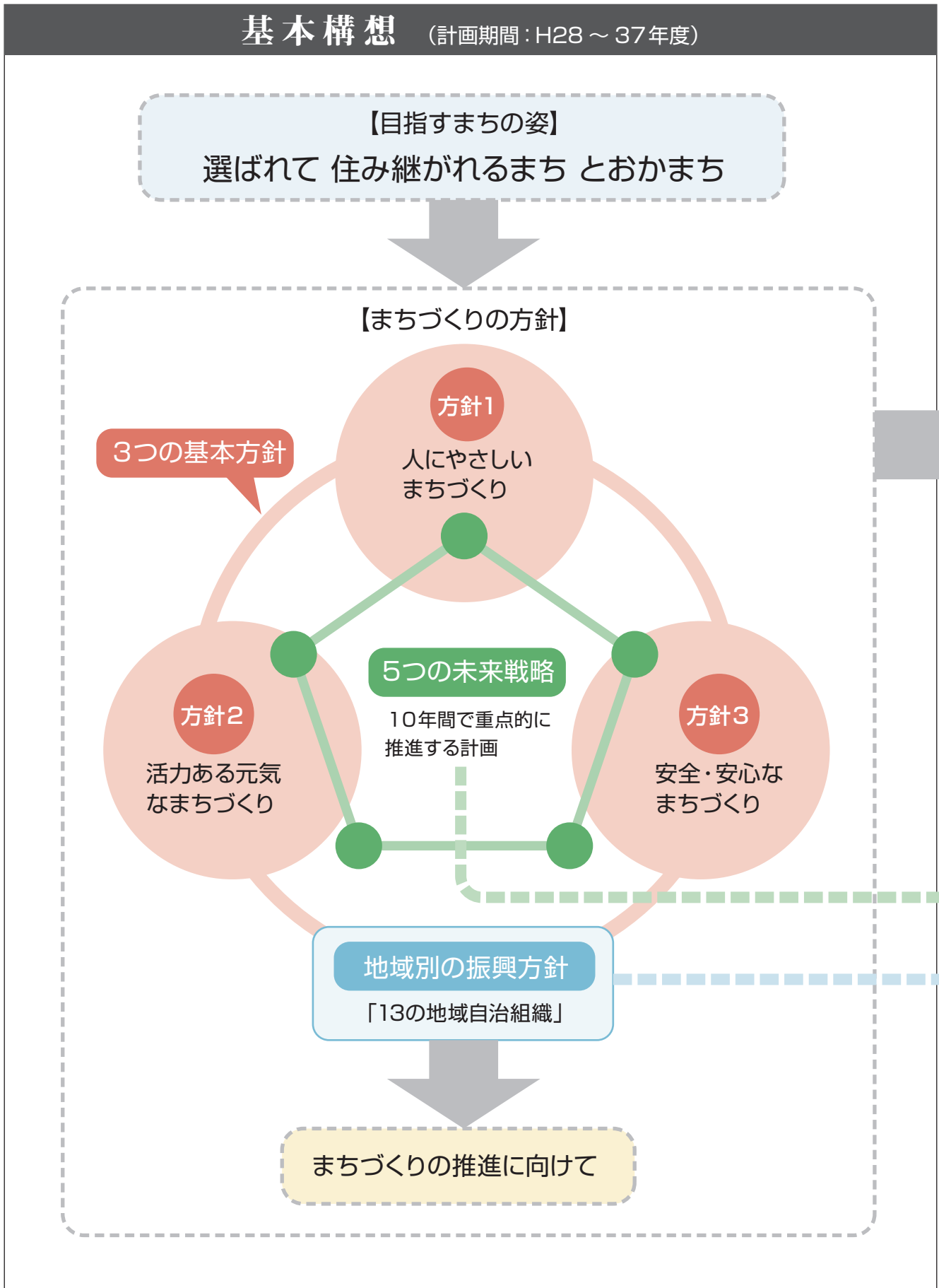
当市には、地域の身近な課題は、地域住民自らの判断と責任で、自主的・自立的に解決を図るという地域自治の考え方にに基づき、地域振興につながる事業を実施する13の地域自治組織があります。

第二次総合計画基本構想で掲げた、市内13地域ごとの振興方針をふまえ、この基本計画で示す「地域別の振興方策」は、各地域において関わりの大きい具体的な方策を掲載しています。各地域の具体的な施策の実施に際しては、地域住民はもとより、地域自治組織との緊密な連携や調整のもとで進めていくべきものとして位置づけます。

6 行政改革の取組

当市では、平成18年度から2次にわたる行政改革大綱「十日町市行政創造プラン」を策定し、行政改革に継続的に取り組んできました。これまでは、総合計画とは別に策定・運用してきた行政改革の取組を、本基本計画に盛り込み「まちづくりの目標値」と一体的に管理・推進することにより、効果的・効率的な自治体運営に取り組めます。

■ 基本構想の構成



基本計画 (計画期間：H28～32年度)

【全体の施策】

分野別の施策 (P48)

	政策 (16)	施策 (53)	施策の展開
方針1 人にやさしいまちづくり	4つ	No.1~12	具体的な取組内容を示します まちづくりの目標値
方針2 活力ある元気なまちづくり	5つ	No.13~31	
方針3 安全・安心なまちづくり	5つ	No.32~47	
まちづくりの推進に向けて	2つ	No.48~53	

【重点・地域別の施策】

未来戦略の具体施策 (P154)

分野別の施策から、戦略の方向に該当する取り組みを位置づけます。

- 戦略1：次代を担う「人財」を育てます
- 戦略2：十日町市への人の流れを加速します
- 戦略3：新しい力で産業を活性化します
- 戦略4：再生可能エネルギー*を最大限創り出します
- 戦略5：健康な高齢者を増やします

地域別の振興方策 (P166)

分野別の施策から、各地域で行う主な取り組みを位置づけます。

- 1.十日町中央地域／2.高山地域／3.十日町西部地域／4.十日町南地域／
- 5.中条飛渡地域／6.大井田地域／7.吉田地域／8.下条地域／9.水沢地域／
- 10.川西地域／11.中里地域／12.松代地域／13.松之山地域

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

■ 施策体系図

目指すまちの姿

「選ばれて

基本方針1 人にやさしいまちづくり

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて自分らしく心豊かに暮らせる十日町市を目指します。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、創造性ある将来を切り拓いてもらうために、質の高い保育・教育サービスを提供し、夢の実現を応援します。また、日常生活に不安や困難を抱える人を、地域全体で支え合いができる環境づくりを推進します。

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策 ①保育・幼児教育の充実	施策1
②子育て支援の充実	施策2
③子育て環境の充実	施策3

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策 ①学校教育の充実	施策4
②特色ある教育活動の推進	施策5
③学校教育施設の整備	施策6
④高等教育などの推進	施策7

政策3 地域で支え合う福祉のまち

施策 ①福祉のまちづくりの推進	施策8
②高齢者福祉の充実	施策9
③障がい者福祉の充実	施策10

政策4 すべての市民が尊重され活躍できるまち

施策 ①人権尊重の推進	施策11
②女性が活躍しやすい社会の実現	施策12

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

十日町市の様々な魅力を磨き上げ、広く内外と連携を図り、山も里もまちなかも元気な十日町市を目指します。

まちの活力向上のために、観光や交流、生涯学習、文化芸術活動などにより市内へ切れ目なく人の流れをつくり出すとともに、農林業や商工業の振興による雇用の創出を図ります。

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策 ①地域資源を活用した観光の推進	施策13
②大地の芸術祭の里ブランドの推進	施策14
③インバウンド*観光の推進	施策15
④交流ネットワークの推進	施策16
⑤中心市街地の活性化	施策17

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策 ①担い手の育成・確保	施策18
②生産基盤の整備	施策19
③農業所得の向上	施策20
④林業の振興	施策21

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策 ①経営基盤の強化	施策22
②特色ある商業活動の展開	施策23
③新たなビジネスの創出	施策24

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策 ①生涯学習の推進	施策25
②文化芸術活動の充実	施策26
③文化財の保護と活用	施策27
④スポーツ活動の推進	施策28

政策5 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策 ①中山間地域対策の強化・充実	施策29
②移住・定住の促進	施策30
③男女の出会い・交流機会の充実	施策31

住み継がれるまち とおかまち」

基本方針3 安全・安心なまちづくり

市民が一年を通じて、安全・安心で快適な生活を送ることができる十日町市を目指します。

防災や克雪対策の充実を図るとともに、医療・救急体制や道路、上下水道等の公共インフラを整備します。また、豊かな自然環境を将来にわたって保全しつつ、地域資源の効果的な活用により、持続可能な低炭素・循環型社会*の構築を推進します。

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策 ①防災対策の充実	施策32
②消防・救急体制の充実	施策33
③交通安全対策の推進	施策34
④防犯対策の推進	施策35

政策2 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策 ①健康づくりの推進	施策36
②地域医療の充実	施策37

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策 ①低炭素・循環型社会の推進	施策38
②豊かな自然環境の保全	施策39
③水資源の確保と活用	施策40

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策 ①道路網の整備	施策41
②上下水道の整備	施策42
③生活交通の維持・確保	施策43
④住宅・公園等の整備	施策44
⑤計画的な土地利用の推進	施策45

政策5 雪とともに生きるまち

施策 ①冬期間の交通確保	施策46
②克雪・利雪対策の充実	施策47

基本方針4 まちづくりの推進に向けて

政策1 協働のまちづくりの推進

施策 ①地域自治の推進	施策48
②市民活動の推進	施策49

政策2 時代に即応した自治体経営

施策 ①効果的・効率的な行政運営	施策50
②健全な財政運営	施策51
③情報の発信力強化と広聴活動の推進	施策52
④高度情報化社会への対応	施策53

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

■ 第二次十日町市総合計画基本計画の施策構成

基本方針	政 策	施策No	施 策
1 人にやさしいまちづくり	(1) 安心して子どもを産み育てられるまち	1	① 保育・幼児教育の充実
		2	② 子育て支援の充実
		3	③ 子育て環境の充実
	(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち	4	① 学校教育の充実
		5	② 特色ある教育活動の推進
		6	③ 学校教育施設の整備
		7	④ 高等教育などの推進
	(3) 地域で支え合う福祉のまち	8	① 福祉のまちづくりの推進
		9	② 高齢者福祉の充実
	(4) すべての市民が尊重され活躍できるまち	10	③ 障がい者福祉の充実
		11	① 人権尊重の推進
		12	② 女性が活躍しやすい社会の実現
2 活力ある元気なまちづくり	(1) 怒涛の人の流れで活気あふれるまち	13	① 地域資源を活用した観光の推進
		14	② 大地の芸術祭の里ブランドの推進
		15	③ インバウンド*観光の推進
		16	④ 交流ネットワークの推進
		17	⑤ 中心市街地の活性化
	(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち	18	① 担い手の育成・確保
		19	② 生産基盤の整備
		20	③ 農業所得の向上
		21	④ 林業の振興
	(3) 力強い産業と雇用を育むまち	22	① 経営基盤の強化
		23	② 特色ある商業活動の展開
		24	③ 新たなビジネスの創出
	(4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち	25	① 生涯学習の推進
		26	② 文化芸術活動の充実
		27	③ 文化財の保護と活用
		28	④ スポーツ活動の推進
	(5) 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち	29	① 中山間地域対策の強化・充実
30		② 移住・定住の促進	
31		③ 男女の出会い・交流機会の充実	
3 安全・安心なまちづくり	(1) 災害に強く安心して暮らせるまち	32	① 防災対策の充実
		33	② 消防・救急体制の充実
		34	③ 交通安全対策の推進
		35	④ 防犯対策の推進
	(2) 生涯元気で健やかに暮らせるまち	36	① 健康づくりの推進
		37	② 地域医療の充実
	(3) 環境にやさしく自然と調和するまち	38	① 低炭素・循環型社会*の推進
		39	② 豊かな自然環境の保全
		40	③ 水資源の確保と活用
	(4) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち	41	① 道路網の整備
		42	② 上下水道の整備
		43	③ 生活交通の維持・確保
		44	④ 住宅・公園等の整備
		45	⑤ 計画的な土地利用の推進
	(5) 雪とともに生きるまち	46	① 冬期間の交通確保
47		② 克雪・利雪対策の充実	
4 まちづくりの推進に向けて	(1) 協働のまちづくりの推進	48	① 地域自治の推進
		49	② 市民活動の推進
	(2) 時代に即応した自治体経営	50	① 効果的・効率的な行政運営
		51	② 健全な財政運営
		52	③ 情報の発信力強化と広聴活動の推進
		53	④ 高度情報化社会への対応

	担当課	未来戦略の施策				
		戦略1	戦略2	戦略3	戦略4	戦略5
	子育て支援課					
	子育て支援課	健康づくり推進課	②			
	子育て支援課	健康づくり推進課				
	学校教育課		①			
	学校教育課		②③			
	教育総務課					
	教育総務課	健康づくり推進課				
	福祉課					③
	福祉課					①②③④
	福祉課					
	市民生活課					
	企画政策課					
	観光交流課		②			
	観光交流課		①			
	観光交流課		①②			
	観光交流課	企画政策課	②			
	中心市街地活性化推進室					
	農林課			③		
	農林課					
	農林課					
	農林課					
	産業政策課			①②		
	産業政策課			②		
	産業政策課			②		
	生涯学習課					
	生涯学習課					
	文化財課		②			
	スポーツ振興課		③	②		
	企画政策課	農林課・支所地域振興課				
	企画政策課	農林課	③			
	企画政策課					
	防災安全課	建設課				
	防災安全課					
	防災安全課					
	防災安全課	産業政策課				
	健康づくり推進課					①②
	健康づくり推進課					
	環境衛生課				①②	
	環境衛生課					
	建設課					
	建設課					
	上下水道局				①	
	企画政策課					
	都市計画課	農林課				
	都市計画課	農林課				
	建設課					
	建設課	産業政策課				
	企画政策課					
	企画政策課					
	企画政策課	総務課				
	財政課					
	企画政策課					
	総務課					

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

第2章 | 基本方針別（分野別）の施策

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策① 保育・幼児教育の充実

施策1

施策の方針

子育て世代の多様なニーズに対応するため、保育サービスの充実や施設整備を進め、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

また、子育てと子どもの育ちを支えるため、家庭や地域と連携しながら保育園及び認定こども園*と小中学校との連携を強め、質の高い保育・教育の提供を図ります。

現状と課題

- ・女性の社会参加や就労機会が増す中で、保育サービスへのニーズはますます多様化してきています。共働き世帯の子育てと仕事の両立を支援するため、多様なニーズに対応した保育サービスの拡充、子育て支援センターの充実、放課後児童クラブなどの取組が必要です。
- ・少子化の進行により園児数が減少している一方で、入園の低年齢化が進んでいます。また、老朽化が進んでいる施設も多くあることから、保育園の適正な配置や既存施設の改築・改修、公立保育園の民営化などの取組が必要です。
- ・幼児期は、人間形成や生涯にわたる学習の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育への期待とその役割は大きいものとなっています。このため、家庭・地域・認定こども園*・保育園・小学校などが相互に連携を強化するとともに、適切な支援を実施し、幼児教育の充実を図っていくことが必要です。



中里なかよし保育園



保育園の様子

施策の展開

1. 幼児期の教育・保育サービスの充実

- ① 保育園での延長保育や休日保育、乳児保育、認定こども園での一時預かりなど多様化するニーズに対応した教育・保育サービスを充実します。
- ② 地域における子育て支援活動と連携し、保育園での一時預かりなどを充実して、核家族や身近に親族が少ない世帯でも安心して子育てができるように支援します。
- ③ 病気の回復期にあって保育が必要な児童に対する病児・病後児保育を充実して、専門的な体制の下で保護者が安心して育児と仕事を両立できるように支援します。
- ④ 保護者が働いているいないにかかわらず、幼児期の教育・保育を一体的に行うことができる認定こども園の設立を促し、保護者の就業形態の多様化に応えます。
- ⑤ 障がい児保育を充実させて社会参加や自立を支援するとともに、障がい児の保護者を支援します。

【主要事業】 特別保育助成事業、病児・病後児保育事業

2. 保育施設等の整備・適正化

- ① 公立保育園においては、少子化の進行や施設の老朽度を考慮し、必要な施設整備や改善を行うとともに、私立保育園、地域保育園及び認定こども園との均衡を図りながら、民営化を含め施設の配置と定員の適正化を進めます。
- ② 認定こども園への就園を支援するため、保育料の軽減を実施します。
- ③ 認定こども園の施設整備に対する助成を実施します。
- ④ 近年の「気になる子」の増加や「小1プロブレム*」等の問題解決に向け、市長部局と教育委員会の連携を強め、幼児期から義務教育期までの療育支援を一貫して行うなど、きめ細やかな対応を図ります。

【主要事業】 公立保育園改築事業、私立保育園施設整備支援事業、特別保育助成事業、公立保育園耐震改修事業、私立保育園耐震改修事業、認定こども園運営事業、十日町市公立保育園民営化事業(仮称)

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
待機児童数	0人	0人
<u>保育園の民営化</u>	1園	4園

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針 1 | 人にやさしいまちづくり

政策 1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策② 子育て支援の充実

施策 2

施策の方針

母子の健康保持や子育てに関する精神的・経済的な不安や負担を和らげるため、妊娠期から切れ目なく子育て支援策を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

現状と課題

- ・当市の毎年の出生数は合併後の10年間で、1割強減少しており、人口減少の一因となっています。出生数の減少は、経済面や市民生活の活性化に影響を及ぼすことから、出生数が減少しないための取組が必要です。
- ・現代の核家族化や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などにより、以前に比べて子育てへの支援や協力などを得ることが困難な状況となってきています。安心して子どもを産み育てる環境づくりが求められており、妊娠・出産・子育てに対する支援制度や相談機会の充実、乳児・児童の医療費助成事業などの充実が求められています。
- ・山間地を多く抱え医療機関も少ない当市において、病気が重症化してからの発見では治療も通院も困難です。母子の健康管理、各種健診の受診率向上などにより、疾病の早期発見・適正受診に努めることが重要です。
- ・女性の社会参加や就労機会の拡大と保護者の労働条件が厳しさを増す中で、子育てと仕事の両立を支援するために保育サービスや放課後児童対策の充実などが求められています。



MEGO3カード見本



乳児健康診査の様子

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 子育て支援制度の充実

- ① 地域子育て応援カード事業を実施し、行政や地域が協力し合い子育てを応援する地域づくりを目指します。
- ② 各種講座や教室などの開催、家庭児童相談室や子育て支援センターの充実などにより、子育てに関する相談支援体制を充実します。
- ③ ブックスタート事業*を実施して、情緒豊かな児童の育成と読み聞かせを通じた親子のふれあいの大切さを啓発します。本の選定では「他人への思いやり」や「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれるものを充実させます。【戦1-②】
- ④ 放課後児童クラブ及び学童保育の実施施設とサービスを充実し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
- ⑤ 児童手当の支給や出生祝金の支給など、子育て世帯の家計への負担軽減を図ります。
- ⑥ 乳児と児童の医療費助成については、平成25年4月から対象を18歳年度末までに拡大しており、これを維持していきます。

【主要事業】 地域子育て応援カード事業、地域子育て支援センター事業、ブックスタート事業、放課後児童健全育成事業、子ども医療費助成事業

2. 母子保健等の充実

- ① 不妊に悩む夫婦の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療の助成内容の充実を図ります。
- ② 妊娠・出産・子育てに対する専門的で切れ目のない相談支援体制を構築し、育児不安や負担感の解消に努めます。
- ③ 妊産婦及び乳幼児健康診査の一層の充実を図り、疾病の早期発見、適正受診に努めます。

【主要事業】 不妊治療費助成事業、新生児・妊産婦訪問指導事業、母子保健相談指導事業、母子健康診査委託事業、乳児健康診査事業、幼児健康診査事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値
出生数	381人/年	380人/年 (H28～32平均)
4か月児健康診査受診率	96.5%	98% (平成32年度)
1歳6か月児健康診査受診率	97.9%	
3歳6か月児健康診査受診率	97.2%	

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策③ 子育て環境の充実

施策3

施策の方針

子どもや家庭の環境が複雑化・多様化している状況を踏まえ、家庭内における様々な問題に対応するため、相談支援体制の充実・強化を図るとともに、状況や各段階に応じた切れ目のない支援を推進します。

現状と課題

- ・少子化や核家族化などを背景に子育てに不安を持つ親が多くなり、児童虐待にまで発展することがあります。また、保護者の子育て上の悩みなどが容易に解決できないケースもあります。子育てに対する不安感や孤独感などを解消し、安心して子育てができるよう、相談や支援の体制、子育てネットワークなどの整備を図り、児童の健全な育成を目指した取組が必要です。
- ・配偶者との死別に加えて、近年の離婚増加により、ひとり親となる世帯が増加しています。このため、ひとり親家庭の子育てへの負担を軽減し、親と子の精神的な安定を図るとともに、自立に必要な相談・支援を行う必要があります。
- ・母子世帯のうち、専業主婦などであった母は、比較的就業経験が乏しいことや技能も十分でない場合があります。また、養育などのために就業形態に制約があるなど、就業の場が得にくい状況にあり、求職活動などについて支援が必要です。
- ・近年、配偶者からの暴力、特に夫から妻に対する暴力などが大きな社会問題となっています。しかし、被害が潜在しがちであるため、その実態については把握が困難となっていました。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されて以来、市民の意識も高まり、DVの相談も増加しており、早期の実態把握とともに、迅速な対応と確実な保護が必要です。



子育て支援センターくるる



ファミリーサポートセンター

施策の展開

1. 地域との連携強化

- ① 地域子育て支援センター事業や地域子育て支援活動補助事業を充実して、地域全体で子育てを支援する基盤を作ります。
- ② ファミリーサポートセンター*を活用して、保育の援助を受けたい人と援助したい人との仲介を行い、地域における子育てを支援します。また、研修等により、提供会員の資質向上を図ります。
- ③ 子どもたちの遊び場や通園通学路の安全を確保し、安心できる子育て環境を整備します。

【主要事業】ファミリーサポートセンター運営事業、地域子育て支援センター運営事業(国県補助)、児童遊園施設整備事業

2. 児童虐待の早期発見と防止体制の強化

- ① 児童虐待に関する情報や相談窓口を周知し、市民ぐるみで虐待を容認しない意識の醸成や、人権教育の啓発に努めます。
- ② 妊娠期から必要な支援を開始し、乳幼児健診時や子育て支援センターにおける相談活動を強化します。また、育児に関する保護者の不安やストレスの軽減に努めます。
- ③ 要保護児童対策地域協議会の機能の充実を図り、保育所、幼稚園、学校、医療機関、民生委員及び児童委員等の関係機関と連携しながら、虐待を早期に発見し、速やかな対応に努めます。

【主要事業】家庭相談員活動事業

3. ひとり親世帯の自立に向けた支援の充実(父子世帯を含む)

- ① 医療費の助成、母子・父子・寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援を実施するとともに、相談・支援体制を整え、ひとり親の精神的不安の解消と自立へ向けた支援に努めます。
- ② ひとり親世帯の求職活動支援については、職業能力開発や就業相談など国、県の制度を積極的に活用するとともに、ハローワークとの連携を強化し経済的自立を促進します。

4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

- ① 広報活動を通じてDVに関する意識の高揚を図るとともに、民生委員及び児童委員などの協力を得ながら、DVに関する情報の収集に努めます。
- ② 緊急一時保護施設など被害者を保護する場所の確保について情報を収集し、個々の事案に対応します。
- ③ 女性福祉相談所、警察署、配偶者暴力相談支援センター*などとの連携により迅速な対応を図ります。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
ファミリーサポートセンターの登録者数(依頼・提供・両方の計)	209人	230人
子育て支援センター利用者数	23,645人/年 (委託含む)	28,000人/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針 1 | 人にやさしいまちづくり

政策 2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策 ① 学校教育の充実

施策 4

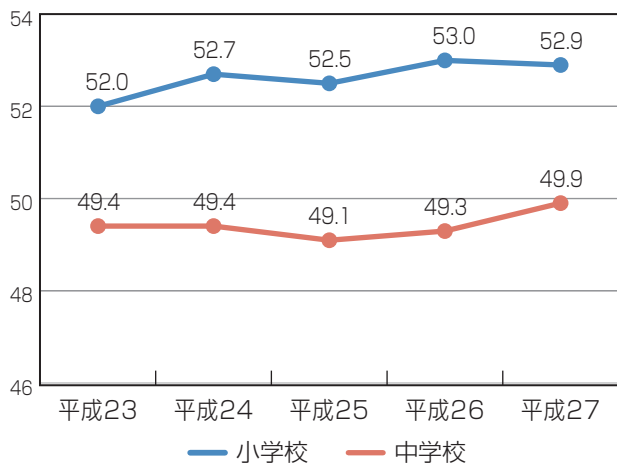
施策の方針

子どもたちの学力の向上、不登校の減少、特別支援教育の充実を目指し、小中一貫教育の取組などを通じて、学校教育の充実を図ります。

現状と課題

- ・各学校では、当市の学校教育のめあてである「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」の育成に向けて、日々、教育活動にまい進しています。この取組により一定の成果が見られるようになってきたものの、依然として、学力の向上や不登校、いじめ、社会性の育成といった様々な課題を抱えています。
- ・また、特別支援学校・学級に在籍する児童生徒の増加が顕著であり、受入れのための人的支援とともに、これまで以上の見識や指導力が学校側に求められてきています。
- ・あわせて、集団行動の不適応や個別の支援が必要な児童生徒も増加傾向にあり、とりわけ就学後早々の児童に散見される「小1プロブレム*」への対応が必要となっています。
- ・これらの課題の多くは、取り巻く社会環境の変化に伴い、以前より一段と多様化しており、一つの課題に複数の要因が交錯する傾向となっています。また、近年では、子どもの貧困化への対応や地域との一層の関わり（コミュニティスクール化等）が新たに求められており、このため、学校・家庭・地域がこれまで以上に連携を強化し、適切な対応を図っていくことが必要です。

NRT偏差値の経年変化



小学校・中学校のNRT偏差値



小中一貫教育の取組「あいさつ運動」

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 小中一貫教育の推進

- ① 平成26年度から全小中学校で開始した小中一貫教育を継続し教育活動を行うため、家庭や地域と連携しながら小中一貫型小学校・中学校(仮称)や義務教育学校の設置などを推進します。【戦1-①】
- ② 小学校5年から中学校1年までの3年間を一つの指導区分として一体的にとらえ、連続性ある教育活動を展開し、学力向上や不登校児童生徒への対応の充実、中1ギャップ*を生まない取組に努めます。【戦1-①】
- ③ 各中学校区内での児童生徒などの交流活動等を積極的に行い、自己有用感を醸成し、コミュニケーション能力などの社会性を育みます。【戦1-①】

【主要事業】小中一貫教育推進事業

2. 教育センター事業の推進

- ① 学力検査の結果分析により授業改善策など明らかにし、学校訪問指導や各種研修会の実施により教師の授業力を高め、児童生徒の学力向上を図ります。【戦1-①】
- ② 寺子屋塾事業の充実などで、児童生徒の学びの環境づくりを進めます。【戦1-①】
- ③ 外国語指導助手(A L T)等を積極的に活用し、小学校の早い段階から国際理解教育や英語教育の充実を図ります。【戦1-①】
- ④ 中長期的な展望のもとで教育行政をより一体的にマネジメントしていく必要から、専任職員の養成や確保を図るなど、人材育成と体制づくりを進めます。【戦1-①】
- ⑤ 児童生徒の社会性育成や不登校対策の研修会を行い、教員の指導力の向上を図ります。また、適応指導教室「にこやかルーム」や相談支援体制を充実するとともに、関係機関と連携して学校への支援体制を強化し、不登校児童生徒の学級・学校への復帰を促します。

【主要事業】指導力向上等推進事業、学力向上対策事業、教育相談事業、英語教育推進事業

3. 特別支援教育の充実

- ① 切れ目のない支援体制を構築し、幼保小中へのスムーズな移行を支援します。(特別支援教育の地域支援チームによる相談、学校支援体制の充実)
- ② 「教育センター」と「ふれあいの丘支援学校」、「発達支援センター」を中核に位置づけ、センター的機能を充実し、各校への指導・支援体制を構築して、特別支援教育の一層の充実を図ります。
- ③ 「共生教育」の理念のもと、支援を要する児童生徒が夢と希望をもって成長できる環境づくりに努めます。

【主要事業】特別支援教育推進事業、教育支援員設置事業

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値(平成32年度)
全国学力標準検査(NRT)で全学年・全教科の児童生徒の平均偏差値	小学校:52.9 中学校:49.9 (平成27年度)	小学校:53以上 中学校:50以上
不登校である児童生徒の割合	小学校:0.52% 中学校:4.77% (平成26年度)	小学校:0.3% 中学校:2.6%
英語を話せるようになりたいと思う児童生徒の割合(小学校5・6年生と中学校全学年を対象に行う「外国語活動・英語アンケート」より)	小学校:92.4% 中学校:84.1% (平成27年度)	小学校:97%以上 中学校:90%以上

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策② 特色ある教育活動の推進

施策5

施策の方針

安全・安心な教育環境を確保しつつ、ふるさとの魅力を題材にした学習や地元食材を使用した学校給食による食育の推進など、十日町市の良さを生かした特色ある教育活動を展開します。

現状と課題

- ・地域の魅力を学び、郷土に愛着と誇りを持つ創造性豊かな児童生徒を育てることが一段と求められています。これまで学校では、地域の資源(人・自然・文化)を生かした教育活動を進めるため、社会科副読本や地域産業のきものや陶芸などを活用してきました。今後は更に活用を推進し、地域とのかかわりの中で十日町市の良さを考え、行動する力を育て、地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てていく必要があります。
- ・子どもたちの心と体の健康を育てるために、食育の重要性が一段と高まっています。学校給食では、食に対する安全・安心やおいしさの確保とともに、地元食材の一層の活用が求められています。望ましい食習慣の定着や健康で豊かな心と体の発達を図るため、学校と家庭が連携していく必要があります。
- ・子どもを対象とした犯罪が増加しており、当地域においてもその傾向は変わりません。近年の顕著な傾向として、インターネットに関連したものが増えつつあり、保護者や地域の目が行き届かない場所で、子どもたちが犯罪に巻き込まれるという危険性が生じています。子どもたちの安全・安心の確保のため、犯罪から守る手立てを十分に講ずる必要があります。



豊かな自然に学ぶ「ふるさと信濃川教室」



小学校での食育の実践

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. ふるさとを愛する教育活動の充実

- ① 総合的な学習の時間に新たな教材*を導入・活用するとともに、地域住民と協働しながら、ふるさと学習の充実を図ります。また、今後は、学校と行政・企業の連携によるキャリア教育を軸に据えた教育活動の充実を図ります。【戦1-②】
- ② ふるさと大河・信濃川を教育資源の一つととらえた「ふるさと信濃川教室」を引き続き実施します。生態系や浸食等の学習やラフティング*等の体験学習を通して、子どもたちが信濃川の魅力を実感し、川との共生の意識を将来にわたって持ち続けるよう気運を醸成します。【戦1-②】
- ③ 小中学校における総合的な学習の時間や校外活動での「大地の芸術祭」への関わりを促進し、作品の制作や鑑賞を通じた地域の魅力の学習と、海外からの参加アーティストや来訪者との交流を通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。【戦1-②】

【主要事業】 ふるさと信濃川教室、ふるさと学習推進事業(ふるさと学習、妻有焼体験学習、和装教育等)

2. 心と体を育む食育の推進

- ① 食に関する知識と習慣が適切に身につくよう家庭・学校・地域・行政が連携しながら食育を推進し、食に関心を持ち、自ら選択し実践できる子どもを育てます。【戦1-③】
- ② 地場産品や旬の産品に関する学習や、良質で鮮度に優れた食材確保のため、引き続き地産地消を推進し、自然や人に感謝する心を育てます。【戦1-③】
- ③ 給食施設の老朽化の解消とともに、高い衛生管理の下、適正規模による施設運営を図るため、センター化を推進します。【戦1-③】
- ④ 児童生徒の体力向上を目指し、各学校の取組と運動習慣づくりを支援します。【戦1-③】

【主要事業】 給食業務委託事業、学校給食施設改修事業、学校給食地産地消推進事業

3. 地域連携による子どもたちの安全・安心の確保

- ① 当市では、地域団体・市民が学校運営を支えてくれています。今後もこれまで以上に学校と地域、警察等の関係機関との連携を強め、防犯ボランティアの育成や安全パトロール、通学路の安全点検など、犯罪や危険から子どもたちを守る運動を展開します。
- ② 特に、インターネット犯罪を未然に防ぐため、学校内では情報教育を計画的・継続的に実施し、安全対策マニュアルを整備・充実させた上で、保護者や地域とも一体となってインターネットの安全利用を普及・推進していきます。

【主要事業】 通学路交通安全推進事業、子どものインターネット安全利用対策事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
住む地域や十日町市が好きと思う 児童生徒の割合 ※基本構想より再掲 (十日町市小中一貫教育取組評価の質問)	小学3～6年生:96.8% 中学生:88.8%	小学3～6年生:現状以上 中学生:現状以上
学校給食における地元農産物 (対象:野菜・キノコ)使用割合	41.7%	55%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策③ 学校教育施設の整備

施策6

施策の方針

安全面や快適性に配慮した教育施設の整備や学校規模の適正化を進めるとともに、ICT(情報通信技術)機器など教育環境の充実を図ります。

現状と課題

- ・市内には建築後30年以上が経過し、老朽化が著しい教育施設が多くあります。壁のモルタルの剥離(はくり)や天井の雨漏り、機械設備などの修繕を繰り返していますが、状況に応じ大規模な改築や改修等を計画的に進めることが必要です。また、教育委員会が管理するスクールバスの老朽化が全体的に著しく進んでおり、計画的な更新が必要です。
- ・中越大震災や東日本大震災のような大規模地震に備え、避難所及び防災上の拠点ともなる体育館・柔剣道場等の屋内施設については、吊天井や照明及び天井付帯物の耐震化(落下防止対策)により、更なる安全対策・防災機能の強化を進めていかなければなりません。
- ・平成27年4月現在、小学校20校(特別支援学校1校含む)、中学校10校がありますが、少子化と過疎化の進行により、小規模化や複式学級化が進み、学校規模の適正化を図ることが課題となっています。
- ・ICT(情報通信技術)の著しい進化に伴い、コンピュータ関係機器の計画的な整備が必要です。



改築中の小学校



コンピュータ関連機器を使った授業

施策の展開

1. 学校教育施設・設備の整備

- ① 老朽化した学校施設・設備等の改修・補修を実施します。特にトイレの改修、照明のLED化などにより快適性を高めます。また、児童生徒が集合できる多目的ルームなどに冷房設備を設置します。
- ② 空き教室などを活用し、英語学習に適した教室や、地域の人との交流の拠点になる教室など特色ある学習環境の整備に努めます。
- ③ スクールバスの安全な運行のため、老朽化しているスクールバスを計画的に更新します。

【主要事業】 小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、教員住宅改修事業、スクールバス更新事業

2. 学校施設の耐震化の推進

- ① 現在着工(継続事業)の校舎耐震化工事の早期完了を進め、屋内体育館・柔剣道場等の吊り天井及び照明等天井付帯物の耐震化(落下防止対策)工事を実施し、災害時の避難所・地域の防災拠点として更に施設の防災機能強化を図ります。

【主要事業】 小学校施設整備事業、中学校施設整備事業

3. 学校規模の適正化の推進

- ① 学校規模の適正化を図るため、住民合意を得るための話し合いを積み重ねながら学校の統廃合を推進します。
- ② 学校は地域の拠点的施設であることから、廃校舎の活用について市全体の課題として検討します。

【主要事業】 学校規模の適正化

4. コンピュータ関係機器や教育備品の整備・更新

- ① 既存の授業用及び教員用のコンピュータ関係機器を計画的に整備・更新します。
- ② 時代に合った教育環境を構築するため、タブレット端末を使用した授業の取り組みについて、試用状況を研究しながら、整備を図ります。
- ③ A4サイズの教科書・ノートに対応した新JIS規格の机・いすを順次整備します。

【主要事業】 コンピュータ関係機器の整備、学校用備品整備事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)
トイレの改修率(学校数)	43.3%	80%
新JIS規格の机・いす整備率	11.8%	85%
タブレット端末の導入	2校で試行中	市内全校に配布 (1台/4人)

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち

施策④ 高等教育などの推進

施策7

施策の方針

新しいまちづくりを担う人材を育成するため、引き続き高等教育機関の誘致を図るとともに、大学生や高校生などに対する経済的支援や地域に根差した魅力ある高等学校づくりを推進します。

現状と課題

- ・市内には大学や専門学校などの高等教育機関がなく、多くの方が市外・県外への進学を余儀なくされています。優れた人材の流出を防ぎ、安心して高等教育を受けられる環境づくりのためにも、高等教育機関の誘致が望まれています。
- ・教育費の負担の軽減や進学率向上のため、大学生や高校生などを対象に、市単独の奨学金制度を設けています。経済状況の先行きが不透明な中、地域の未来を担う人材を育成するため、制度を継続する必要があります。
- ・今後、少子化による年少人口の減少が一層進む中で、未来を担う子どもたちの可能性を引き出す高校教育の推進や、地域に根差した魅力ある高等学校づくりが求められています。地域の発展のためにも、市内の高等学校と小中学校・特別支援学校、地域との結びつきをさらに深めていく必要があります。



小出特別支援学校川西分校の送迎



早稲田松代塾ジュニア「ラッタッタ」

施策の展開

1. 高等教育機関誘致の推進

- ① 新しいまちづくりを担う人材を育成するため、地域需要に対応した看護職員養成施設などの高等教育機関の誘致を積極的に推進します。

【主要事業】 高等教育機関の誘致

2. 魅力ある高等学校づくりの支援

- ① 県立小出特別支援学校川西分校高等部について、通学が困難な生徒へのバス運行の提供により、特別支援教育の環境整備を図ります。また、本校に移行し施設を充実することについても働きかけていきます。
- ② 県立十日町高等学校松之山分校並びに定時制などの存続のため、特色ある教育活動を目指す各種活動を支援します。
- ③ 市内の高等学校と市立小中学校・特別支援学校との教職員の交流や地域企業の参画によるキャリア教育の体制づくりなど、教育活動の連携に取り組みます。

【主要事業】 特別支援学校高等部通学バス運行

3. 高等教育機関との交流

- ① 早稲田塾やトオコン、大地の芸術祭などで十日町市と関わりのある高等教育機関との交流を進め、子どもたちの高等教育への関心を深めます。

【主要事業】 大地の芸術祭事業

4. 奨学金制度の継続

- ① 市奨学金貸与制度の普及啓発に努めるとともに、人材確保のための効果的な運用を図ります。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)
高等教育機関の誘致	0校	1校

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合う福祉のまち

施策① 福祉のまちづくりの推進

施策8

施策の方針

障がいの有無や年齢に関わらず、すべての市民が安心して生活できるよう、日常生活への不安や困りごとを抱える方々を地域社会の中で見守り、助け合う環境づくりを進めます。

現状と課題

- ・保健・医療・福祉の総合的なサービスを充実していくことが重要な課題となっています。生活弱者が自立し、積極的に社会参加できる環境整備を図るとともに、安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- ・近年、高齢者世帯や障がい者世帯での生活保護受給割合が増加し、疾病や失業が原因で生活保護が開始されるケースもあります。平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されましたが、生活保護には至らない経済的・社会的な生活困窮者も増加していることから、自立に向けた相談や支援の充実を図っていく必要があります。
- ・少子高齢化の進展とともに、現行の介護保険制度や障がい者施策の中では利用者が必要とする十分なサービスを受けられないという現実があります。このような中、ボランティアの果たす役割が目目され、今後は公的支援にボランティア活動を合わせた取組が求められ、その育成と支援が必要です。
- ・高齢により介護を必要とする人がいる一方、元気に地域活動や会社勤め、農業に従事している高齢者も多くいます。今まで培った技術や経験を次世代に継承するとともに、貴重な労働力として力を発揮できる社会が求められています。



ボランティアと共に



地域で楽しい活動、実践中

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 経済的・社会的弱者への支援

- ① 生活保護受給者、および生活保護には至らない生活困窮者に対して、実情を的確に把握してきめ細かな助言や指導を行うとともに、就労可能な年齢層への適切な支援を行うなど、自立助長を図ります。
- ② ひきこもり者やひきこもり経験者等への相談体制を充実するとともに、民間支援団体の活動を支援することで、ひきこもり者等の社会的自立をめざします。
- ③ 生活福祉資金貸付制度や就学支援事業など各種扶助事業を活用し、総合的な支援を行います。
- ④ 要援護世帯に対して屋根雪除排雪経費を助成します。

【主要事業】 自立相談支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業

2. 地域福祉推進体制の整備

- ① 社会福祉協議会をはじめとする様々な福祉団体と、地域福祉の一翼を担う民生委員及び児童委員が連携を取りながらネットワーク化を図り、温かみのある福祉施策の推進に努めます。

3. ボランティア団体の育成と活動支援

- ① 高齢者や障がい者などの生活弱者が安心して生活するためには、行政が行う福祉サービスだけでなく、地域の特性に応じて活動するボランティアの役割が非常に重要となっています。ボランティアが積極的に活動できるよう、ボランティア団体の人材育成と組織化促進を支援します。

4. 在宅生活環境整備の推進

- ① 福祉のまちづくりを推進するため、市民の社会参加・交流の場となる公共施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者などに配慮した整備に努めます。
- ② 民間施設においても、高齢者や障がい者が利用しやすい施設への積極的な改善・導入を働きかけます。
- ③ 高齢者や障がい者が生活しやすい住宅への改築・改造を推進し、既存の制度の充実を図ります。

5. 元気な高齢者の社会参加の推進

- ① 高齢者が老人クラブやシルバー人材センター、ボランティア活動など、地域に根差した活動の担い手となるよう支援します。
- ② 高齢者が長年培った経験や技術を生かした就業の継続を推進します。
- ③ 高齢者が子どもや子育て世代との交流を通して、元気に生き生き暮らせるような仕組みづくりを推進します。【戦5-③】

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値
生活困窮者等の新規就労者数	21人/年	25人/年 (H28～32年度の平均)
シルバー人材センターの登録者数	987人	1,100人 (平成32年度)

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合う福祉のまち

施策② 高齢者福祉の充実

施策9

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがいつくりや介護予防を推進するほか、在宅福祉サービスや福祉施設の充実を図ります。

現状と課題

- ・高齢社会の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が更に増加することが予想されます。高齢者の自立支援を始め、一人ひとりのニーズに合わせた介護予防や介護予防ケアマネジメント*の充実等により、要介護認定に至らない高齢者の増加を目指す必要があります。
- ・重度要介護者*の増加に伴い、施設に入れない高齢者が増加することが見込まれています。病院の病床数の減少も重なることから、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実と、高齢者を在宅で支えていく体制づくりが重要な課題になっています。
- ・認知症については問題行動が出てから相談、受診するケースが多いことから、早期の対応により重度化を防止していく必要があります。また、認知症への理解不足、介護者へのサポート不足により、高齢者虐待に発展しやすいため、認知症の啓発や家族支援の充実を図ることが必要となっています。
- ・調査の結果によれば、施設で介護を受けるより自宅で介護を受けたいとの意向が多くあります。このため、高齢者が地域の中で安心して暮らし、自宅で自立した生活を少しでも長く営むことができるための支援が必要です。また、高齢者を地域で支え合う体制づくりを促進していく必要があります。



サービス付き高齢者住宅



元気にスマイル！水中歩行教室

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 介護予防の推進

- ① 高齢者が要支援や要介護状態にならず、元気で活動的な生活を続けられるよう、介護予防の情報提供や運動教室などの事業を充実します。【戦5-②】
- ② 「地域の茶の間事業*」など住民運営による通いの場を充実するとともに、継続実施できるよう支援します。【戦5-③】
- ③ 地域包括支援センターとの連携を図りながら介護予防の取組を推進します。また、理学療法士等の専門職の積極的な関与により、地域における介護予防の取組を強化します。
- ④ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施により、要支援状態からの自立の促進や重度化防止を推進します。

【主要事業】 介護予防事業、通いの場の充実

2. 在宅医療と介護の連携・生活支援の充実

- ① 医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、在宅医療と介護サービスが一体的に切れ目なく提供できるよう、医療・介護関係者間の連携体制を構築します。【戦5-①】
- ② 医療・介護関係者の研修会等を開催し、人材育成を図るとともに、在宅医療・介護に関する情報提供や講演会等の開催により市民理解を進めます。
- ③ 高齢者が住み慣れた環境で日常生活を送れるよう、高齢者安心サービスや家事型ホームヘルプなどのサービスの充実を図ります。また、緊急通報システムや「救急あんしんカード*」を活用し、地域での見守りや安否確認体制づくりを促進します。

【主要事業】 介護予防事業、高齢者移送サービス事業、高齢者安心サービス事業

3. 認知症予防と知識の普及

- ① 認知症は早期発見・早期対応が効果的であり、初期段階からの支援体制を構築します。【戦5-④】
- ② 相談窓口の充実や集える場の確保などにより介護家族を支援するとともに、高齢者虐待の防止を図ります。
- ③ 認知症についての正しい知識の普及を図るとともに、認知症サポーターを増やす取組などにより地域の見守り体制を構築します。【戦5-④】

【主要事業】 介護予防事業、包括的支援事業、認知症サポーターの養成、認知症ケアパス(状態に応じた対応の手引き)の普及

4. 福祉施設の整備・充実

- ① 施設介護を必要とする高齢者のニーズを把握しながら、計画的にサービス付き高齢者住宅*や短期入所施設などの施設サービスの充実を図ります。
- ② 在宅介護において、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護事業所*やグループホーム*などの居宅サービスの充実を図ります。

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値(平成32年度)
新規介護認定者数 ※参考	928人/年(平成26年度末) ※1,076人/年(平成32年度末推計)	980人/年
小規模多機能型居宅介護事業所	1事業所(平成26年度末)	7事業所
サービス付き高齢者住宅	1棟(平成27年度末)	5棟

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針 1 | 人にやさしいまちづくり

政策 3 地域で支え合う福祉のまち

施策③ 障がい者福祉の充実

施策 10

施策の方針

障がい者の自立と社会進出を一層進めていくため、就労支援や関連施設の整備など、障がい者福祉の充実を図ります。

現状と課題

- ・ノーマライゼーション*の基本理念のもと、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会を目指し、自立した日常生活、社会生活を営めるようサービスの充実が求められています。また、家庭や地域で自立した生活を続けるために就労継続支援A型*へのステップアップ体制づくりと一般就労を促進していく必要があります。
- ・障がい者も健常者も共に生きる共生社会の実現には、障がい者への理解を深める啓発活動が必要です。
- ・発達障がいやその疑いのある人の増加に伴い、早期からの療育体制の整備と、就学後も日中一時支援や放課後等デイサービス等の適切な支援が受けられる体制を強化していく必要があります。関係部署が連携をとり、成長段階に応じた継続した支援が必要です。
- ・障がい者の様々な相談や適切な福祉サービス利用を支援するため、2カ所の障がい者相談支援センターを設置しています。その一方で、相談ニーズは年々増加、多様化しており、相談窓口の周知と共に相談員の確保、資質向上など相談支援体制を充実させていく必要があります。
- ・入所施設や病院で長期入所・入院していた人や在宅生活が困難になった人が、安心して地域で暮らしていくための施設の整備を図る必要があります。



お年寄りを笑顔に！ ポストカード制作中



1つ1つ丁寧に！ お菓子の箱詰め作業中

施策の展開

1. 自立と社会参加への支援

- ① ハローワーク等の関係機関と情報共有すると共に、事業主の協力を得ながら障がい者の就労の場の確保に努めます。
- ② 市の業務の中で授産施設が受託可能なものを積極的に発注し、障がい者の工賃水準の引き上げを目指します。
- ③ 障がい者が社会参加しやすい環境づくりのために、交通費助成など必要な支援を行います。
- ④ 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、文化・スポーツ活動などの場の提供やバリアフリーのまちづくりを促進し、障がい者の住みよいまちづくりに努めます。
- ⑤ 障がい者が安心して生活できる社会を目指し、障がいに対する正しい理解がなされるように広報紙などを通じた周知に努めます。

【主要事業】 障がい者就労支援事業

2. 療育体制の充実

- ① 障がいの早期発見や適正療育を推進するため、医療機関や保育園と連携を図るとともに、乳幼児健診及び療育支援の充実に努めます。
- ② 障がい児(者)に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、「発達支援センター」及び「ふれあいの丘支援学校」を中核に、福祉、医療、保健、教育の各分野が連携し、障がいの発見から相談・支援に至るまでの一貫した療育体制の充実に努めます。
- ③ 放課後等デイサービスや日中一時支援の実施事業所の定員見直しや受託事業所の育成等を行います。

【主要事業】 発達支援センター運営事業

3. 在宅生活支援の充実

- ① 障がい者の生活支援とともに、家族の負担が軽減されるよう、医療費助成や在宅サービスの充実に努めます。
- ② 年々増加、多様化する相談ニーズに対応し、個人ごとに必要な情報の提供や助言を行うため、相談員の確保や資質向上等の相談支援体制・訪問活動の充実に努めます。

4. 地域生活移行の推進と日中活動施設の整備促進

- ① 入所施設や病院で長期入所・入院していた人や在宅生活が困難になった人が安心して地域で暮らしていくため、グループホーム*の整備を促進します。
- ② 地域で生活する障がい者の日常活動の場として、就労継続支援施設や生活介護施設など必要な施設の整備を促進します。

【主要事業】 グループホーム整備費助成事業、障がい者就労継続支援A型事業所整備事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
福祉事業所就労に おける平均月額賃金	(就労継続支援A型) — (就労継続支援B型) 14,288円/月	72,000円/月 16,860円/月
グループホームの利用者数(棟数)	98人(16棟)	170人(29棟)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針 1 | 人にやさしいまちづくり

政策 4 全ての市民が尊重され活躍できるまち

施策① 人権尊重の推進

施策 11

施策の方針

一人ひとりの人権が尊重される社会を築くため、人権尊重の理念に関する理解を深め、日常生活のあらゆる場を通じて、人権教育・啓発の推進に努めます。

現状と課題

- ・人権に関する「市民意識調査」の結果では、障がい者とその家族の人権問題に高い関心があり、市民が身近な問題としていることが伺えます。また、高齢者や子どもに対する差別や虐待に関する問題にも高い関心があり、家庭や社会の中で、様々な問題を抱えていると思われます。
- ・一方で、女性差別や同和問題などさまざまな人権問題が今もなお存在しています。また、近年はインターネットを使用した人権侵害など新たな問題も発生しています。
- ・これらの人権問題を解決するには、市民一人ひとりの人権に関する意識を高めていくことが必要です。あらゆる立場の市民が、安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して、人権教育・啓発推進を図っていくことが求められています。



正しい人権意識で差別のない社会の実現

市民意識調査結果(抜粋) 複数回答

[設問] 関心のある人権について	
障がい者とその家族の人権	60.8%
高齢者の人権	57.1%
子どもの人権	55.9%
女性の人権	51.4%
外国から来た人にかかわる人権	25.7%
インターネット上での人権問題	25.3%
同和地区出身者にかかわる人権	23.3%
その他	187.2%

施策の展開

1. 人権教育の推進

- ① 一人ひとりの人権が尊重される社会を築くため、人権尊重の理念に関する理解を深め、市民の人権意識に対する啓発の推進に努めます。
- ② 教育の現場において人権教育に積極的に取り組み、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の一層の充実を図ります。
- ③ 職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、職員研修の充実に努めます。

2. 広報・啓発の充実

- ① 人権に関する広報を市報で定期的に実施するとともに、「人権月間」に合わせて人権擁護委員と連携した啓発活動や広報紙の配布を行い、人権に対する正しい知識を習得するための効果的な啓発に努めます。
- ② あらゆる場を通じた人権教育を推進するため、市民を対象とした人権教育・啓発推進講演会を実施します。
- ③ 教育委員会等と連携し、子どもにも理解しやすい人権啓発紙を作成・配布し、学習現場での活用を通して人権教育を推進します。

【主要事業】 人権啓発広報紙の配布(市内小中学校)、人権教育・啓発推進に関する講演会の実施

3. 相談・支援体制の強化

- ① 障がい者、高齢者、子ども、女性など個別のかつ専門的に対応するため、相談窓口の充実や相談を受けた後の支援体制を整備していきます。
- ② 人権尊重のまちづくりを実現するため、「十日町市人権教育・啓発推進本部」を行政内に組織し、「十日町市人権教育・啓発推進計画」に基づく事業の計画的・効果的な推進を図ります。
- ③ 人権に関する教育や啓発をより一層効果的に推進していくため、行政のみならず、関係機関や民間団体との連携・協働を図り、地域全体の取組を推進します。

【主要事業】 市民意識調査、各種相談事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成25年度)	目標値(平成32年度)
市民の人権への関心度	60.8%	65%

基本方針 1 | 人にやさしいまちづくり

政策 4 | すべての市民が尊重され活躍できるまち

施策② | 女性が活躍しやすい社会の実現

施策 12

施策の方針

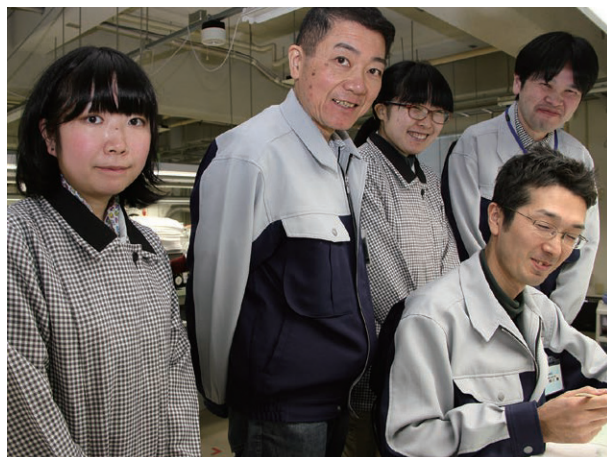
女性が活躍しやすい環境づくりや女性をめぐる様々な問題に対応するための支援体制の充実を図り、すべての女性が輝く社会づくりを推進します。

現状と課題

- ・元気で活力ある社会を築いていくためには、女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても多様な生き方を可能とし、その個性を輝かせ、持てる能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現していくことが必要です。
- ・様々な分野で女性の登用が進み、男女平等に取り組むハッピー・パートナー企業の登録割合が県内でも高い水準にあるなど、徐々に男女平等意識も高まってきています。しかし、社会慣習に根ざした固定的役割分担意識や性差別、偏見などがいまだに根強く残っているため、解消に向けた取組を継続して行う必要があります。
- ・男女が共に社会参画しやすい環境をつくるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*のとれた環境づくりが求められています。
- ・女性をめぐる様々な問題に対応するための相談体制の確立と、女性の活動を支援するための活動拠点の整備が必要です。



多様な生き方を可能とする「男女共同参画社会」の実現



市内のハッピー・パートナー企業

施策の展開

1. 男女共同参画を推進する体制づくり

- ① 「第2次とおかまち男女共同参画推進プラン」に基づき事業を推進していくとともに、社会の変化への対応などを盛り込んだ新しい計画を平成29年度に策定します。また、計画を積極的に推進するため、引き続き男女共同参画推進委員会などの組織を設置し、取組を強化します。
- ② 市民と行政がそれぞれの立場に立ち、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくための体制づくりを行います。
- ③ 女性をめぐる様々な問題に対応する総合的な相談体制を充実させます。

【主要事業】 男女共同参画推進委員会、第3次とおかまち男女共同参画推進プラン策定

2. 男女平等意識の高揚

- ① 男女共同参画を推進するため、講演会やセミナーなどを開催するとともに、適切な情報発信や生涯にわたる様々な学習機会の確保などにより、人権尊重を基盤とした男女平等意識や自立意識の啓発に取り組みます。

【主要事業】 講演会やセミナー等の開催

3. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のとれた環境づくりの推進

- ① 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護等の支援体制を充実し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や、男性の家事・育児・介護への参画を促進する取組を進めます。
- ② 職場における男女平等を進め、男女ともに育児休暇や介護休暇などが取得しやすく職場復帰がしやすい環境づくりを進めます。

【主要事業】 ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録促進・多様なライフスタイルに合わせた支援体制とワーク・ライフ・バランスに関する情報発信

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)
審議会等の女性委員の割合	23.2%	35%
ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録数	27社	50社

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策① 地域資源を活用した観光の推進

施策13

施策の方針

地域に内在する自然や文化、食など様々な地域資源を掘り起こし、その魅力を高め発信することで観光の推進を図ります。

現状と課題

- ・平成24年度以前は100万人を記録した温泉利用客も、人口減少の影響もあり近年は減少傾向にあることから、情報発信やさらなるサービスの向上を図る必要があります。
- ・豪雪を耐え抜く雪国文化、国宝火焰型土器を代表とする歴史的資源、信濃川や大巖寺高原などの自然環境、コシヒカリやへぎそば、地酒などの地場産品など、個々に優れた地域資源は多数ありますが、まだうまく観光に生かしきれれていません。これらの資源をさらに魅力あるものにするとともに新たな地域資源の掘り起こしを行う必要があります。
- ・市場ニーズの調査・分析に基づくPR媒体の作成、観光商談会やキャンペーンへの参画など、情報の受発信の強化・充実が必要です。
- ・誘客の前提となる二次交通*や駐車場の整備、案内ガイドの育成などの課題を解決し、来訪者の受入に対応する必要があります。



信越トレイル(天水口～松之山口)



星峠の棚田の朝やけ

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 観光資源の保全・活用

- ① 雪やきもの文化、国宝火焰型土器・伝統行事など歴史的資源を活用し、大地の芸術祭の里としての発信力を生かしながら魅力的で特徴のある観光振興を進めます。
- ② 十日町産魚沼コシヒカリ、へぎそば、地酒、妻有ポークなどの食材・食文化を観光資源としてさらに活用を進めます。
- ③ 清津峡や美人林など雄大な自然景観を観光振興に活用します。
- ④ 情緒にあふれ、四季折々の自然とともに楽しめる数多くの温泉の魅力を発信し、観光誘客に繋がります。
- ⑤ 日本の原風景として注目を集め、多くの観光客を魅了している「棚田」の保全活動を推進し、さらなる観光誘客に活用していきます。【戦2-②】

【主要事業】 継続的な観光商品開発

2. アウトドア観光等の新たな魅力の充実・発信

- ① 豊かな自然環境を生かした信越トレイル、信濃川ラフティング*、キャンプ、サイクリングなど特徴的なアウトドア観光の拡大を図ります。
- ② やっかいものの豪雪を逆転の発想で観光の目玉商品と捉え、誘客事業を展開します。

【主要事業】 アウトドアフィールドの環境整備

3. イベントの充実と新たな観光資源の発掘

- ① 来訪者の視点に立ち、市内の各地イベントの見直しを行うなど、観光資源の効果を最大限にする取組を行います。
- ② 地域の伝統行事など埋もれた観光資源を発掘し、観光資源としての活用可能性の検討、磨き上げを行います。

【主要事業】 ホワイトミュージアム

4. 効果的な観光情報の受発信と受入体制の強化

- ① 観光情報の効果的な発信や着地型観光*の更なる充実等を図るため、観光協会へ支援します。
- ② 芸術祭作品や市街地観光、トレッキングなどのボランティアガイド、ラフティングの指導員などの育成・組織化等による受入体制の強化を進めます。
- ③ 受入体制強化と継続的なマーケティング調査*の実施による時代に合った観光ニーズの把握に努めます。
- ④ 口コミやプロモーション大使による情報発信、SNS等を活用したPRや観光キャンペーンなどを効果的に実施します。

【主要事業】 継続的なマーケティング調査、SNSを活用したPR

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
観光協会ホームページアクセス件数	370,780件/年	500,000件/年
名所・景勝地の入込数 (清津峡、美人林など)	167,043人/年	210,000人/年
温泉地の入込数 (松之山温泉、清津峡温泉、芝峠温泉など)	903,502人/年	910,000人/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策② 大地の芸術祭の里ブランドの推進

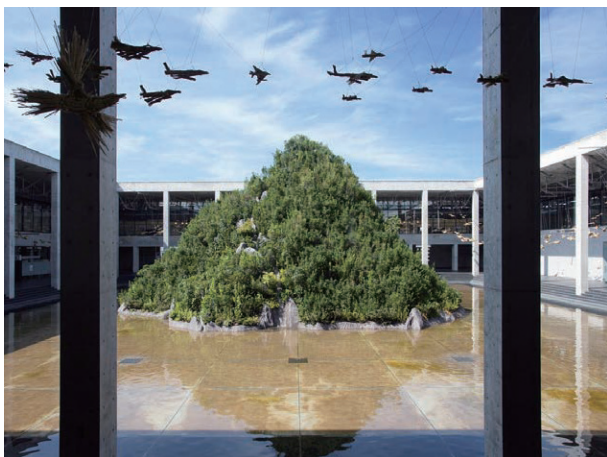
施策14

施策の方針

大地の芸術祭を質の向上を図りながら開催するとともに「大地の芸術祭の里」としてのブランドイメージを確立し、通年での観光誘客を図ります。

現状と課題

- ・国内外でアートを活用した地域づくりが進められている中、平成12年から開催している「大地の芸術祭」は、世界的レベルをもつ現代アートの国際展として、国内外で高い評価を得ています。今後も同様の評価を得るために、芸術祭の質の向上が必要です。
- ・通年観光素材として利用可能な第6回展までに蓄積された拠点施設や恒久作品の維持管理や効果的な運用、新たな活用策が課題となっています。
- ・芸術祭の運営面では、“こへび隊”をはじめ、オフィシャルサポーターなど外部の力に支えられてきた現状があります。今後は地元サポーターや地域のキーマンなど新たな担い手の育成が必要です。
- ・通年での観光誘客を図るため、越後妻有の里山に蓄積されたアート作品を大地の芸術祭の会期中だけでなく幅広く活用し、他の観光資源と連携していく必要があります。
- ・自立的で持続可能な財源確保、二次交通*の充実、外国人を含む来訪者の受入体制の強化を進める必要があります。
- ・イメージ的な大地の芸術祭の里ブランドを市の施策全般に浸透させていくことで、発信力の強いブランドを構築する必要があります。



蔡國強：蓬莱山



ジミー・リャオ：Kiss&Goodbye

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 大地の芸術祭の推進

- ① 作品のスクラップ&ビルドや拠点施設の充実・強化など、大地の芸術祭の質の向上を図ります。
- ② 市民参加の拡大を図り、集落や地域が主体的に参加することができる通年の運営体制を目指します。【戦2-①】
- ③ 周遊バス・タクシーやレンタサイクルなど、二次交通システムの確立や通信端末による情報提供の充実により、作品鑑賞の利便性の向上を図ります。【戦2-①】
- ④ 地域住民をはじめ、宿泊・飲食事業者や行政など関係者が一体となり、越後妻有らしさを生かした“おもてなし”体制づくりを進めます。【戦2-①】
- ⑤ サポーターや芸術祭ファンの拡大を図るとともに、そのネットワークを生かした交流イベントの開催や、ふるさと納税による寄附金など持続的な支援体制の構築を目指します。【戦2-①】
- ⑥ 地元サポーター登録者の拡大を図るために、通年での活躍の場を広げ、地域内外を問わず主体的に活動ができる体制づくりを進めます。【戦2-①】

【主要事業】 大地の芸術祭運営事業

2. 大地の芸術祭の里ブランドの構築

- ① 2020年の東京五輪を当面の目標と位置付け、第7回展及び第8回展との連動を視野に、地域全体を一つの里山美術館と見立て、越後妻有雪花火や季節ごとの企画展の開催など、多彩なプログラムを通してブランド化を図ります。
- ② 既存作品の良好な維持管理や運用と共に、地域の伝統行事や他の観光資源と合わせて活用することで芸術祭の里としてのブランドを確立します。【戦2-①】
- ③ 大地の芸術祭の里ブランドを生かし、地域産品や伝統技術を活用した新たなグッズの開発や特徴あるサービスの提供など、交流人口の増加だけでなく、地域経済全体の底上げとなる仕組み作りを検討していきます。【戦2-①】

【主要事業】 ブランド化推進事業、越後妻有雪花火、キナーレ誘客促進事業、里山文化交流施設誘客促進事業

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値
大地の芸術祭拠点施設の入込数 (キナーレ、光の館、農舞台、森の学校キョ□□)	71,645人/年 (H22～26の平均)	80,000人/年 (H28～32の平均)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策③ インバウンド*観光の推進

施策15

施策の方針

2020年の東京五輪開催を見据え、これを契機としたインバウンド*観光需要の取込みを図ります。

現状と課題

- ・平成27年には日本国内への外国人観光客が1,800万人を突破する1,973万人に達するなど、インバウンド観光需要は著しい増加傾向にあります。これらの観光客は、東京—京都—大阪間のいわゆるゴールデンルートの利用が依然として大勢を占めるものの、個人旅行者を中心に地方への回遊も増え続けています。
- ・2020年の東京五輪において、全国的な文化プログラムの開催を目指すなど、誘客効果を地方に波及させる方針が打ち出されており、この機会をとらえてスポーツや文化をインバウンド観光需要と結びつける必要があります。
- ・一方、当市においては、外国人モニターツアー*やエージェンツ商談会等で誘客に努めていますが、まだまだ知名度が低く、経常的な商品化や誘客につながっていない状況にあります。このため、当地独自の資源である豪雪の体験等をキラーコンテンツ*に据え、国内外における知名度向上を図る必要があります。
- ・インバウンド観光需要が増加している現状や受入体制の必要性が認識されつつあるものの、宿泊施設や商店街などでは会話や文化の相違などの懸念材料があり、具体的な受入体制の構築には至っていません。このため、受入側の心理的ハードルを下げるための取組や、おもてなしのためのツール作成などを通じて、受入体制の整備を急ぐ必要があります。



豪雪体験での雪遊び



へぎそばを楽しむ外国人

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. スポーツ・文化による誘客の展開

- ① 十日町市スポーツコミッション等との連携により、海外チームのキャンプやスポーツイベント等の誘致活動を展開します。
- ② 東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせ、外国人観光客が国宝火焰型土器やきもの産業をはじめとする和の文化を体験できるプログラムの充実を図ります。
(※方針2政策4施策③の文化財施設と要調整)

【主要事業】 スポーツチーム・イベントの誘致活動

2. 豪雪をキラーコンテンツとした誘客

- ① 商談会、ブロガー誘致等を通じ、日本有数の豪雪地「雪国とおかまち」のイメージ浸透を図ります。
- ② 雪に不慣れでも手軽に楽しめる雪掘り体験、雪像作り、スノーシュー*トレッキング、雪上キャンプ等の雪国体験プログラムの充実を図ります。【戦2-②】
- ③ 雪国観光圏ブランドの確立を進め、広域滞在型観光を推進します。

【主要事業】 豪雪地とおかまちのブランディング

3. 外国人観光客受入態勢の整備

- ① 海外旅行代理店招へいツアーの実施や観光商談会を通じ、インバウンド観光需要の的確な把握に努めます。【戦2-①】
- ② 外国人対応マニュアルや外国語版パンフレットの制作、観光看板等の外国語併記など受入環境の充実を図ります。【戦2-①】
- ③ 宿泊施設や飲食店を中心に、外国人観光客の文化や慣習に合ったサービス提供の方法などについて研修会を開催します。【戦2-①】
- ④ 外国人観光客のニーズが高いオンライン予約・決済等に対応したポータルサイトの整備・充実を図ります。
- ⑤ バックパッカーに人気の高いゲストハウス(簡易宿泊施設)や規制緩和が期待されている空き家・空き部屋等を利用した民泊の推進など、市内の宿泊キャパシティを拡大するための取組を進めます。

【主要事業】 豪雪体感インバウンド事業の展開

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
外国人宿泊人数	1,000人/年	8,000人/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策④ 交流ネットワークの推進

施策16

施策の方針

市民同士の交流を深め、十日町市の魅力再発見を促すとともに、姉妹都市等との交流を深めることにより十日町市を応援してくれる人々の拡大・交流深化を図ります。

現状と課題

- ・市内各地には、魅力的な地域資源や行事が数多くあるものの、地元以外の市民には十分にその魅力が伝わっていない状況にあります。市民がより一層の一体感を持ち、郷土への愛着を深めるためにも、これらの地域資源や行事について市民同士が互いに行き来し、交流を深めることが望まれます。
- ・姉妹都市として40年来の交流を続けるイタリア国コモ市や、旧中里村時代から姉妹都市提携を結んでいる埼玉県新座市とは、定期的に使節団を交換したり、スポーツやイベントで交流したりするなど、親密な友好関係が結ばれており、今後もより一層の交流深化が求められています。
- ・埼玉県和光市や東京都世田谷区をはじめとする国内10箇所の都市とは災害時相互応援協定を締結していますが、この縁をきっかけとして、災害時に限らない人・物両面での交流・連携を進めていく必要があります。
- ・越後田舎体験に代表される都市部や他地域などとの交流は、地域特産物の販路拡大や交流人口増加による経済効果のほか、人とのふれあいや体験を通して教育面などにも大きな効果が生まれています。一方で、受入側の負担感の増加や参加者の固定化などの課題が生じており、受入先の拡大や魅力的なプログラム開発による参加対象の拡大等に取り組む必要があります。
- ・力強い応援団である各郷人会も高齢化や会員減少が課題となっており、その体制強化や新規会員の掘り起こしが急務となっています。また、平成25年度から十日町市プロモーション大使を募り、主に口コミによるPR活動を展開していますが、今後はそのネットワーク化等により、より効果的なPR活動となるよう支援していく必要があります。

姉妹都市協定締結都市	
イタリア国コモ市	埼玉県新座市
災害時相互応援協定締結都市	
山形県川西町	東京都葛飾区
埼玉県和光市	富山県魚津市
埼玉県新座市	兵庫県川西市
埼玉県北本市	奈良県川西町
東京都世田谷区	鹿児島県指宿市



十日町プロモーション大使交流会

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 市内地域間の相互交流の促進

- ① 市内各地域の地域資源や行事について、市内広報など通じて、相互参加を促します。
- ② 相互交流を通じた地域イベントの充実を支援し、地域間連携の強化を図ります。

【主要事業】 地域イベントの相互交流

2. 姉妹都市等との交流深化

- ① 姉妹都市等と相互に幅広い市民の参画による物産や文化交流の深化を図ります。【戦2-②】
- ② 防災ツーリズムの実施や学校給食への食材供給等を通じ、災害時相互応援協定締結都市との連携強化に努めます。
- ③ イベントへの相互訪問等を通じた友好都市との交流を観光誘客に繋げます。

【主要事業】 姉妹都市等との交流深化

3. 体験型観光交流等を通じた交流人口の増加

- ① 越後田舎体験の受入対象地域や民泊農家を拡充し、地域活性化と交流人口の増加を図ります。【戦2-②】
- ② 地域の特性を生かした雪国体験や農業体験などの魅力的な体験プログラムづくりの支援を行います。【戦2-②】
- ③ 越後田舎体験メニューや大地の芸術祭ワークショップ*などを活用し、大学や企業の研修・地域貢献活動を受入れ、交流人口の拡大・深化を図ります。

【主要事業】 越後田舎体験事業

4. 十日町ファンの獲得・拡大

- ① 大地の芸術祭の里のブランド力を高め、十日町市の魅力を市内外の人が共有することでシティ・プロモーションを継続的に展開していきます。
- ② 郷人会の活動支援や後継者育成、プロモーション大使のネットワーク化を推進し、十日町ファンの拡大に努めます。

【主要事業】 十日町ファン拡大事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
越後田舎体験の入込数	2,612人/年	3,000人/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策1 怒涛の人の流れで活気あふれるまち

施策⑤ 中心市街地の活性化

施策17

施策の方針

中心市街地に活力を取り戻すために策定した「中心市街地活性化基本計画」を着実に実施し、市民のまちづくり活動や市内外からの来訪者による「新たなにぎわい」の創出により、市の顔であり市民の拠りどころである中心市街地の魅力の向上を図ります。

現状と課題

- ・「新たなにぎわい」に満ちた「魅力あるまち」の創造を基本理念とし、国の認定を受けた「十日町市中心市街地活性化基本計画」の取組により、中心市街地内にあった二つの大型遊休施設跡地は、民間資本により魅力ある空間に生まれ変わりました。また、市が進める市民活動等の拠点施設の整備も着実に進んでいます。これからは施設強化を行った十日町駅の観光案内機能を充実させるとともに、拠点施設の有機的な活用を図り、市内外から訪れる人の回遊性の向上を図る必要があります。
- ・中心市街地では「NPO法人にぎわい」が主体となり「キャンパスガーデンコンテスト」や「高校生青春フェスタ」などの市民活動が行われており、それに呼応するように「まちなかステージ応援団」などの新しい活動も始まってきています。これからは、これらの活動や商店街、地域住民が主体となるまちづくり活動の連携を図り、持続性のある「新たなにぎわい」を創出していく必要があります。
- ・中心市街地は、近年空き店舗を活用した出店が増えてきました。また、中心市街地の区域内人口の社会増減は、土地区画整理事業をはじめとする居住空間の整備が進んだことにより、近年減少傾向が緩やかになってきています。しかし、中心市街地にはまだ数多くの低未利用地や遊休施設が点在しています。これらを有効活用し、居住空間を含めた都市機能を充実させることで、今後も魅力ある中心市街地の形成を図っていく必要があります。



キャンパスガーデンコンテストの様子



新たな賑わいの場「いこて」

施策の展開

1. 雪国でも快適で安心して暮らし続けられるまち

- ① まちなか居住を促進するため、市民の屋根雪処理の負担軽減や住宅取得等に対する支援を行います。

【主要事業】 まちなか住み替え促進事業、克雪すまいづくり推進事業、まちなか居住促進事業

2. 歩いて楽しいまち

- ① 中心市街地の拠点施設と商店街や市民活動などが連携した、楽しく魅力ある空間を提供することで、十日町駅を拠点とした訪れる人の回遊性の向上を図ります。
- ② 中心市街地内の低未利用地を活用した立体駐車場の整備など、公共交通を含めた中心市街地へのアクセス向上の取組を行います。
- ③ 中心市街地の拠点施設などを活用し、国宝火焰型土器をはじめとした市の魅力の発信や、きものが似合う空間を提供する取組を行います。

【主要事業】 中心市街地にぎわい力アップ事業、コミュニティガーデン整備事業、中心市街地拠点施設整備事業、中心市街地遊休施設等活用促進事業

3. いきいきとまちづくり活動ができるまち

- ① 持続性のある「新たなにぎわい」のために、拠点施設の充実した運営により市民活動を支援します。
- ② 中心市街地活性化基金を活用し、新たな市民活動を支援します。

【主要事業】 まちなかステージ運営事業、中心市街地活性化市民活動等支援事業

4. 新たなステージに向けた施策の展開

- ① 看護職員養成施設等の高等教育機関の中心市街地への誘致を促進します。
- ② 博物館エリアなどの周辺エリアとの繋がりも含め、中心市街地の魅力向上に向けた新たな展開を検討します。

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値
中心市街地人口の社会動態 (H28～H32)	▲91人 (H22～H26合計)	合計プラス (H28～H32合計)
歩行者・自転車通行量(平日)	4,668人/日 (平成26年度)	6,400人/日 (平成32年度)
文化・活動施設の利用者数及び 屋外活動者数	117,960人/年 (平成26年度)	148,000人/年 (平成32年度)

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策① 担い手の育成・確保

施策18

施策の方針

基幹産業のひとつである農業の維持と集落の活性化を図るため、認定農業者や新規就農者などの担い手の確保・育成を推進します。

現状と課題

- ・米価の下落に伴い農業所得も減少するなか、農家数は、平成12年の6,629戸から、平成22年の5,593戸へと減少傾向にあり、農家の高齢化と後継者不足が著しい状況です。
- ・高齢化集落が拡大傾向にあり、作付条件が不利な農地が多い中山間地域では、耕作放棄地が拡大し、国土の保全に影響する恐れがあるため、早急な対応が必要です。
- ・農業・集落の維持には、地域の担い手(中心的経営体)の確保・育成が必要です。担い手と言われる「認定農業者*」の数は、平成26年度末は336人でしたが、平成27年6月1日現在、434人と急増しました。これは、平成26年度に改訂した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で、平成35年度までの目標を800人とし、その確保に努めた結果ですが、引き続き、認定農業者の確保・育成に積極的に取り組む必要があります。また、担い手が意欲をもって農業経営に取り組めるよう環境を整える必要があります。
- ・一方で、当市への移住者に農業を始めたいという人が現れ始めてきており、新たな担い手として期待が寄せられていますが、さらに発掘と確保を図る必要があります。
- ・新規就農者の受け入れを拡大し、担い手に育成するには、農業研修やスタートアップ時の経済的支援、栽培技術の修得、就農後のフォローアップなど関係機関と連携し、段階に応じた継続的な支援が必要です。



「担い手」の稲刈り風景



未来を切り拓く若き農業者たち

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 担い手(認定農業者等)の確保・育成

- ① 農業者の高齢化、後継者不足を補うため、農業に意欲ある者を地域の担い手(認定農業者等)として確保し、その育成のため、経営の多角化、複合化等を支援します。【戦3-③】
- ② 関係機関と連携しながら、それぞれの地域に合った体制(認定農業者、農業生産法人、集落営農、任意生産組合、機械共同利用組合、女性農業者等の多様な担い手)を整備します。

【主要事業】中山間地域振興対策事業、担い手農業経営支援事業

2. 担い手(認定農業者等)への農地の集積

- ① 農地集積による「農作業コストの削減、農業所得の向上、耕作放棄地の解消、食料自給率の維持・向上」を図るため、担い手(認定農業者等)に農地の集積を推進します。
- ② 集積困難な作付条件不利農地の改善について支援し、集積を図ります。

【主要事業】農地面的集積促進事業、農地中間管理事業

3. 新規就農希望者の発掘

- ① 市ホームページなどで新規就農希望者を募集するとともに、地域や関係機関との情報共有に努めます。【戦3-③】
- ② 意欲のある就農希望者については、年齢を問わず支援します。【戦3-③】

【主要事業】市支援制度PRと新規就農希望者募集、新規就農希望者の情報共有化

4. 新規就農者の営農基盤の基礎づくりへの支援

- ① 就農時は経済的負担が大きいことから、国・県・市の各種支援制度を最大限活用し、安心して就農できるよう支援します。【戦3-③】
- ② 就農希望者ごとに経営形態は様々であることから、当該者の希望に沿った支援が出来るよう、丁寧な対応を心がけます。また、安定した営農が継続できるよう関係機関と協力して支援します。【戦3-③】
- ③ 農業を継続していくためには経験や知識が必要であることから、就農後も相談やフォローアップなど必要な支援を行います。農業経営が安定してきた者には更なる支援が図られるよう順次認定農業者として認定し、地域農業の担い手として育成していきます。【戦3-③】

【主要事業】青年就農給付金事業(国費)、青年就農準備金事業(市費)、農業生産法人基盤強化事業(市費)、新規就農者へのヒアリング・就農後のフォローアップ

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値
認定農業者数	336人 (平成26年度)	600人 (平成32年度)
認定農業者に農地集積された面積	31.7% (平成26年度)	60% (平成32年度)
新規就農者数	8.6人/年 (H17～26の平均)	14人/年 (H28～32の平均)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策② 生産基盤の整備

施策19

施策の方針

農作業のコスト削減や効率化を図るため、農地の集積・集約、生産基盤整備を促進し、経年の老朽化が見られる農道や用排水施設等の再整備に取り組みます。

現状と課題

- ・平地地域を中心とする生産基盤整備はほぼ完了したものの、農業機械の大型化に伴い、再ほ場整備が求められています。中山間地域は地形的な制約から、生産基盤の整備が遅れていますが、生態系などの環境に配慮した生産基盤整備を促進することにより、農地保全を推進していく必要があります。
- ・農道については、農業機械の大型化に対応するための再整備が必要です。また、安定的な用排水路機能の確保のため、未整備の用排水施設等の整備や老朽化した用排水施設等の再整備を進めていく必要があります。
- ・維持管理機能が低下している集落では、国県などの施策の対応と併せて、農業者や地域住民との共同作業で取組む中山間地域等直接支払交付金事業*や多面的機能支払交付金事業*を推進していますが、事務量が多いため事務負担の軽減を図る対策が必要です。
- ・中山間地域に見受けられる耕作放棄地は、下流域の国土保全機能の低下、病害虫の繁殖、鳥獣被害の拡大等の要因になることから、その対策が必要です。
- ・農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するため社会経済状況や農業情勢の変化に合わせた農業振興地域整備計画*の見直しが必要です。



生産基盤整備の状況



多面的機能支払交付金事業の活動状況

施策の展開

1. 生産基盤整備の推進

- ① 中山間地域においては、農業の多面的機能を発揮するため地形的条件や環境に配慮した整備・保全を重点的に進めます。
- ② 平場地域では、農業機械の大型化や大区画化に伴い、農地集積を推進する再ほ場整備を行い、作業コストの縮減を図ります。

【主要事業】経営体育成基盤整備事業(魚沼川西地区、城之古新開地区)、県営農地環境整備事業(当間地区、姿地区、浦田福島地区)、県営中山間地域総合整備事業(吉田地区、清津里山地区、六箇地区)、市単生産基盤整備事業

2. 農道、用排水施設等の整備

- ① 農業機械の大型化や農産物の運搬に適した農道整備の推進を図ります。
- ② 未整備の用排水施設等の整備や、老朽化した用排水施設等の再整備を行い、効率的かつ安定的な用排水機能を確保します。

【主要事業】県営ため池等整備事業(鏡坂第2地区)、県営中山間地域農地防災事業(十日町地区)、県営ため池等整備事業(室野・鉢・道城巻地区)、市単生産基盤整備事業(再掲)

3. 農地の保全と維持管理

- ① 旧市町村ごとに作成されていた農業振興地域整備計画を統合し、農用地区域の管理方法を統一するとともに、詳細な管理を行うことで利用者の利便性を向上します。
- ② 担い手不足に伴う集落機能の低下を防ぐため、組織の広域化による事務の負担軽減を行いつつ、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を推進します。また、農地の荒廃防止や環境保全対策を展開するとともに、都市農村交流等での有効活用を図ります。
- ③ 農地中間管理機構*を通して、遊休農地や耕作放棄地の拡大を防止し利活用を図ります。

【主要事業】中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
水田の整備面積 (農振農用地のうち、基盤整備事業により約10a以上に整備された水田の面積)	5,180ha	5,242ha
多面的機能支払制度交付金事業の推進	99集落、2,348ha	200集落、4,000ha

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策③ 農業所得の向上

施策20

施策の方針

農業所得の向上を図るため、「有利販売のための販路拡大」や「品質向上によるブランド力強化」、「需要と結びついた生産の拡大」、「技術導入等によるコスト低減」「安定的な収入の確保」を推進します。

現状と課題

- ・産地間競争が激しさを増す中、当地域の農畜産物が勝ち残るには、品質向上によりブランド力を強化するとともに販路拡大により、より有利な販売に結び付けていく必要があります。特に十日町産魚沼コシヒカリは、他産地米の食味向上や強力な販売戦略により、ブランド力の低下が懸念されており、消費者ニーズをとらえた米の生産等により、ブランド力の強化と有利販売に結びつけていく必要があります。
- ・農畜産業の経営を安定させるためには、安定的に取引できる販売先の確保や市場ニーズに応じた生産など需要と結びついた生産を拡大していく必要があります。
- ・農業収支を改善するためには、生産から流通に至るまでのあらゆる工程を見直し、最新の技術導入等によるコスト低減を進める必要があります。
- ・米価の中長期的な下落傾向が予想されることから、園芸作物等との複合営農の推進により、リスク分散を図るとともに、6次産業化*や冬期間の収入と雇用を生み出す取組を支援することで、所得の向上を図る必要があります。



生産者の首都圏での出展風景



世界初「酵素を活かした低温長時間発酵の米粉パン」に挑むパン職人たち

施策の展開

1. 有利販売のための販路の確保・拡大

- ① 農業所得の拡大を図るため、生産者等が取り組む農畜産物の販路拡大の取組、ホームページの開設、商談会への参加、海外展開のための展示会への出展等を支援します。
- ② J A十日町、クロスステン等との連携により、官民協働での販売促進の取組を行います。

【主要事業】 6次産業等支援事業

2. 品質向上によるブランド力強化

- ① 「十日町産魚沼コシヒカリ」や「妻有ポーク」などの安定生産とブランド力強化の取組を支援します。
- ② 有機栽培・県認証栽培等や生産者・生産工程を認定する制度を活用し、高付加価値化を図る取組を支援します。
- ③ 環境にやさしい農業を実践し、消費者ニーズの高い農作物の生産に結び付けるため、堆肥化施設を整備し、土づくりを推進します。
- ④ 雪室貯蔵や温泉等、地域資源を活かした新たなブランドの確立や強化の取組を支援します。

【主要事業】 【国】畜産収益力強化対策事業、有機農業支援事業、堆肥化施設整備事業

3. 需要と結びついた生産の拡大

- ① 主食用米の特定品種への偏重傾向を是正し、水田をフル活用しながら、酒米・飼料用米・輸出用米などの新規需要米へのシフトを推進します。
- ② 関係機関と連携し、生産物の情報の発信や市場ニーズの生産者への伝達により、生産者と実需者のマッチングを進めます。

【主要事業】 水田利活用自給力向上事業

4. 技術導入等によるコスト低減

- ① 直播栽培*などの省力生産技術やICTを活用した最新農業機械・栽培技術・ほ場管理システム等の導入を推進し、生産コストの低減を図ります。
- ② 消費地近郊での販売拠点へ一括輸送することにより、流通コストの低減を推進します。

【主要事業】 【国】強い農業づくり交付金

5. 安定的な収入の確保

- ① 園芸作物等との複合営農を推進し、米価下落に対するリスク分散を進めます。
- ② 農畜産物を素材とした6次産業化や冬期間のアグリビジネス(冬期栽培、加工等)にチャレンジする農業者等を支援します。
- ③ 市内への安定した販路の確保のため、地産地消の取組を推進します。

【主要事業】 複合営農促進事業、6次産業等支援事業、冬期アグリビジネスチャレンジ事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
新潟県特別栽培農産物認証制度(米の生産者数及び栽培面積)	生産者数 56人 栽培面積319.4h	生産者数 70人 栽培面積450ha
特産品の市外へのPRイベント参加数	12回/年	20回/年
冬期アグリビジネスチャレンジ事業による新たな収入	5,544千円/年	10,000千円/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

施策④ 林業の振興

施策21

施策の方針

森林保全の担い手育成や森林資源の活用、特用林産物*の振興を推進します。

現状と課題

- ・当市の林野面積39,403haのうち民有林*の人工林面積は8,960haあります。その中で利活用が可能な50年生以上が約半数の4,095haありますが、木材価格の低迷などにより、森林整備が行われず、森林資源が利用されていない状況にあります。
- ・当地域の森林は、建築材としての利用が可能になるまで60年～70年かかるため、建築材として利用可能な伐期を迎えるまでの間に適切な整備を行う必要があります。森林整備により発生した森林資源は、現在、主にペレット等の燃料材として活用されていますが、賦存量と比較し十分に活用されてはいない状況です。近年は、CLT*(直交集成板)の研究開発が進んでいることから、その原材料としての活用も含め、森林資源の利活用を推進する必要があります。
- ・当市の林道延長は165km、林内作業道延長は710kmあります。林道は比較的充実しているものの、森林資源の活用を図るための林内作業道は十分に整備されていない状況です。このため、森林整備と一体的に林内作業道の充実を図る必要があります。
- ・特用林産物の中でも、えのき茸となめこの生産は県内トップクラスですが、きのこ全体の全国的な生産競争の激化のため、価格の低迷を招いています。生産コストの低減や産地としての品質の良質化・均一化への取り組みが必要です。また、中山間地域では、転作田や耕作放棄地を生かした山菜などの生産振興に努める必要があります。
- ・森林は生産林としての活用のほか、森林浴などのレクリエーションの場としても活用されていることから、今後もこのような多面的機能を発揮できるよう整備を進めるとともに、森林への関心や興味をもってもらえるような取組を進める必要があります。



集落共有林の森林整備状況



間伐材の運搬状況

施策の展開

1. 森林の保全と活用

- ① 人工林においては、伐期を迎えた高齢級を中心に間伐および皆伐を行い、市内における建築材としての利用促進を図ります。また、建築材とならないものは、エネルギー材として利用するとともに、近年、研究開発が進み活用が期待されているCLTの原材料としての利用についても検討を進めます。
- ② 広葉樹を中心とした天然林は、更新伐を行い天然更新による森林の若返りを図り、伐採木は薪やきのこ生産材、ペレット等の燃料材としての利用を推進します。
- ③ 森林組合等との連携により、効率的な森林整備ができるよう森林経営計画の樹立や施業の集約化を図ります。また、地域の森林を保全する林業研究グループ等の設立を目指します。

【主要事業】市有林・市行造林の整備、市産材活用事業

2. 林道整備の推進

- ① 林道の安全な通行を確保するため、橋梁の点検診断を実施し必要な補修を行います。
- ② 効率的な森林整備と森林資源の有効活用を図るため、十分な路網密度の林内作業道を整備します。

【主要事業】県単林道事業(改良)

3. 特用林産物の振興

- ① きのこの栽培技術向上と生産・流通コストの低減を図るため、国県補助事業などを活用した施設整備を支援します。
- ② 安全・安心な産地づくりを促進するため、魚沼きのこGAP*認証取得を推進します。
- ③ 転作田や耕作放棄地を利用し、山菜などをはじめとした特用林産物の振興を図ります。

4. 森林の総合的利用の推進

- ① 生産林としての整備のほか、森林浴などのレクリエーションの場としての整備も進めます。また、ふるさとの森林を知り、利用する啓発ツアーを企画検討します。
- ② 計画的な森林整備による二酸化炭素吸収型のオフセット・クレジットの販売に取り組めます。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
間伐材搬出量	500m ³ /年	1,000m ³ /年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策① 経営基盤の強化

施策22

施策の方針

新たな市場開拓や技術の高度化、経営の効率化などにより持続的な事業の発展に向けて頑張る事業者をバックアップすることで、地域の雇用の創出を進めます。

現状と課題

- ・市内の事業所数や総生産額はいずれも減少傾向にあります。そのような中でも、きものや食料品などの当市の特産品を商材とする卸売業や観光業を中心としたサービス産業においては売上が増加傾向にあるため、市内経済の活性化に向けて、地域ブランドの強みを生かした付加価値の高い商品づくりと販売力の更なる強化が求められます。
- ・製造業においては、食料品関連業が製造品出荷額の25%程度を占めており、当市の食材の優位性を生かした米、そばなどの加工事業者は、堅調な売り上げの推移を背景に、積極的な設備投資が行われています。また、金属加工や精密部品などの製造業においては、競争力ある生産体制を構築し、ユーザーからの高い信頼を得ており、更なる成長に向けた顧客・販路の拡大が求められます。
- ・なかでも、きもの産業においては、関連企業の従業者数が製造業全体の約3割を占めるなど、市内の雇用や地域経済への影響力は依然として高いことから、きもの魅力を積極的にアピールして購買層の開拓を進める必要があります。また、きものクリーニングやアフターケアなどの業種では、独自の技術とサービスでシェアを伸ばし、多くの雇用を創出している企業もあります。高い技術力の伝承と新製品の開発や新分野への進出に向けた生産・販売体制の強化が求められます。
- ・近年、成長が著しいIT産業においては、情報通信網を活用した全国的な営業展開や消費者ニーズに合致したソフト開発がなされており、事業者の新規参入や次世代に向けた商品・サービスの提供が期待されています。
- ・高齢化や若者の流出による人口減少が続いているなかで、製造業や建設業をはじめ多くの事業所において、若年労働力の確保と、競争力のある商品やサービス提供ができる技術・知識の習得が課題となっています。事業者の持続的な発展と市民所得の向上に向け、若年層をはじめとする労働力の確保と技術者養成のための施策が必要です。



確かな製品づくりが行われる製造業

企業設置奨励条例適用実績

(平成22年度～26年度合計)

事業者数 : 21 件

雇用増加人数 : 224 人

設備投資額 : 61 億円

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 経営力の強化

- ① 市内の魅力ある特産品や地域資源などの積極的なセールスを行います。
- ② 事業者の営業力強化に向けて、関係機関とも連携しながら商品情報の発信や市場ニーズを生産者に伝えることで顧客が求める商品づくりを進めるなど、生産者と購買者のマッチングを進めます。
- ③ 新たな市場・販路開拓を進め、事業規模の拡大を図る事業者を支援します。【戦3-②】
- ④ 効率良い生産・販売体制を確立し、消費者ニーズに即した製品や商品の生産ができるよう、体制整備に必要な補助制度や融資制度の充実を図ります。
- ⑤ 先進的な技術の導入に向け、大学や研究機関との連携を促進します。【戦3-②】
- ⑥ 商工団体や中小企業診断士、金融機関等と連携し、経営基盤確立のための経営指導や経営診断及び顧客開拓に対する相談・支援を行います。
- ⑦ 雪国のハンデキャップを軽減するための対策を講じます。

【主要事業】 企業設置奨励条例、販路拡大助成事業、新商品等開発支援事業、産官学スキルアップ推進事業、地域商社化事業、頑張る企業競争力アップ事業

2. きもの産業の振興

- ① 織物業界や関係団体などと連携しながら、各種きもの普及事業やフェスタなどの開催をとおしてきもの購買層の拡大を図ります。また、消費者ニーズに対応した新しいビジネス展開や有望な産業分野への進出を支援します。【戦3-②】
- ② 伝統技術の伝承と、後継者育成のための取組を支援します。

【主要事業】 十日町織物販路開拓支援事業、ひとづくり支援事業

3. 人材の育成・確保

- ① 中小企業大学校*や認定高等職業訓練校などが実施する人材育成研修への参加や資格取得を支援し、後継者やリーダーの育成及び産業の高度化やハイテク化に対応できる人材の育成を推進します。【戦3-①】
- ② 新規学卒者やU I J ターン*希望者に対し地元企業のPRをするとともに、地方での暮らしそのものの魅力を上げる取組や地元企業の情報発信、新卒者採用企業への支援を行い、地元企業への人材確保を図ります。【戦3-①】

【主要事業】 中小企業への人材育成支援事業、地方の働き方首都圏情報拡散事業

4. 雇用の安定・確保と雇用環境の向上

- ① 十日町地区雇用協議会や関係団体と連携し、中学生・高校生の職場見学や教師との意見交換会、就職ガイダンスの実施などを通して地元企業等のPRを行い、新規学卒者を始めとする若年者の地元定着を図ります。【戦3-①】
- ② 従業員が快適な環境で生産活動を行えるよう、また、女性や高齢者、障がい者が安心して働けるように職場環境の整備を促進し、就業率の向上を図ります。

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値
企業設置奨励条例に基づく企業支援件数	21件(H22～26合計)	25件(H28～32合計)
販路開拓支援件数	22件/年(平成26年度)	40件/年(平成32年度)
就業率(20歳～64歳)	83.15%(平成22年度)	84%(平成32年度)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策② 特色ある商業活動の展開

施策23

施策の方針

市民と来訪者のいずれからも支持が得られるような、地域資源を活かした商品やサービスを提供する積極的な商業活動を応援します。また、交流都市や郷土出身者などの縁を活かし、積極的な情報発信を行うことで市産品の販路拡大を図ります。

現状と課題

- ・消費者ニーズや商品販売形態の多様化などにより、郊外の商業集積地やインターネットでの通信販売に消費活動が移ってきており、これらに対応した商業活動が必要です。加えて、これらのマーケットでは手に入れない価値やサービスを提供することで、個々の商業者の利益の向上と地域の賑わい創出が求められています。
- ・市外から訪れる観光客や、仕事で滞在する来訪者に対して、地域資源を活かした魅力ある商品やサービスを提供することにより、外貨の獲得や地域情報の発信につなげる必要があります。
- ・市内各地の商店街において買物客の増加と賑わいをもたらすには、娯楽性、利便性、回遊性、安心感、そして満足感など、多くの要素が求められてきています。これらの実現に向けた積極的な商業活動に取り組む個性と特色ある事業者が必要です。
- ・周辺地域においては、地域に根ざした商業活動を、コミュニティ維持の手段としても展開して行く必要があります。買物に行けない人たちが増えている地域においては、日常生活に不安を感じさせないような買物環境の整備が必要です。



地場産品の買い物を楽しむ若者

地元購買率の変化(全品目 単位：%)

	H22	H25	増減
十日町エリア (津南町含む)	52.4	52.3	-0.1
旧十日町市	78.9	80.2	1.3
旧川西町	9.4	4.3	-5.1
旧中里村	27.4	16.8	-10.6
旧松代町	14.5	23.9	9.4
旧松之山町	16.3	18.5	2.2

(平成25年度 中心市街地に関する県民意識・消費動向調査)

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 地域資源を活かした商品等の提供の促進

- ① 地域資源を活かし、ここでしか買えない商品の販売や、ここでしか得られないサービスの提供に積極的に取り組む商業者に対し、商品開発やICTを活用した販路開拓の支援を行います。【戦3-②】
- ② (一財)十日町地域地場産業振興センターの機能強化を図り、食を初めとする地域資源の発掘や地元物産の積極的な販売促進を図ります。
- ③ 新たな商業活動の展開を目指す商業者に対して、商工会議所や商工会、中小企業診断士などと連携し、経営アドバイスや情報提供を行います。

【主要事業】販路拡大助成事業、頑張る企業競争力アップ事業

2. 観光ビジネスの発展

- ① 観光客を受け入れる宿泊施設や飲食店において、地域の魅力を商品化する意欲あふれる事業者を積極的に応援し、観光ビジネスの発展を目指します。
- ② 観光協会をはじめとする観光関係団体と連携を図り、宿泊業や飲食業、旅客運送業などの稼働率の向上を促進します。

【主要事業】販路拡大助成事業(再掲)、頑張る企業競争力アップ事業、6次産業支援事業

3. 商業関連団体の活性化の推進

- ① 地元での消費を高める賑わい創出イベントや、個店の魅力を高めるソフト事業など、商店街や商業団体が行う取組を支援し、地域の活性化を図ります。
- ② 市民や来訪者が食や文化、景観などに地元の個性を感じることができる商店街の形成を目指すとともに、娯楽性、回遊性、利便性、そして満足感が感じられる地域密着型商店街の形成を促進します。

【主要事業】商店街活性化支援事業

4. 中小小売店の活性化推進

- ① 関連団体と連携し、後継者育成事業やアドバイザー事業などに積極的に取り組むとともに、商店街等の空き店舗活用や新たなサービス提供など個性と特色ある商業者の取組を支援します。【戦3-②】
- ② 地域住民の生活を支える周辺商店街の独自の商圈設定や顧客管理の確立、事業の共同化など、地域に根ざした商業活動の展開を支援します。また、高齢者や買物に出られない人たちの利便性向上を図るため、宅配サービスの推進などによる商業活動のエリア拡大のための支援を行います。

【主要事業】中小企業・小規模企業振興基本条例による支援

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値
商店街・商業団体における賑わい創出イベント実施数	11団体/年 (平成26年度)	20団体/年 (平成32年度)
市内宿泊施設の年間宿泊客数	124,993人/年 (H22～26平均)	132,000人/年 (H28～32平均)

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策3 力強い産業と雇用を育むまち

施策③ 新たなビジネスの創出

施策24

施策の方針

多様化が進む消費者ニーズに的確に対応した、魅力的なものづくりとサービスの創出を図るため、新たなビジネスにチャレンジする事業者を支援します。

現状と課題

- ・新潟県の開業率は全国でも最低水準にあり、活力ある地域経済や魅力ある雇用の場を創出するためにも、若者やU I Jターン*者による新規創業が求められています。しかし、新規創業、新事業展開、業種転換などの知識不足から、新たなビジネスへの進出が進まない状況があると考えられるため、専門家からの指導機会を増やしていく取組が必要です。
- ・観光客や市外の消費者をターゲットにした、自然や文化、歴史など里山の魅力を活用したビジネスが今後の里山を支える産業につながると考えられるため、地域資源を活用した新しいビジネス展開への積極的な支援が求められます。
- ・長岡技術科学大学と市による包括連携協定の締結により、今後益々、共同研究に向けた取組の増加が期待されます。一方で、厳しい競争に打ち勝つため、地域の企業が持つ「強み」を、市内企業同士の連携や、大学・研究機関からの技術提供などにより発展させ、独自技術や新商品の開発、新分野進出等の支援を充実させる必要があります。
- ・少子高齢化や若者の流出による人口減少の進行に伴い、事業所数は減少傾向にあります。市内で頑張っている既存企業の規模拡大はもとより、企業誘致の取組により、産業の活性化及び新たな雇用の創出を進めていく必要があります。



とおかまち雪国温泉とらふぐの養殖食

新規創業支援資金 活用実績 (H24～H26)

年度	件数	貸付金額
H24	6件	45,800千円
H25	3件	7,600千円
H26	3件	12,000千円

新事業・新技術等開発支援資金 活用実績 (H25～H26)

年度	件数	貸付金額
H24	1件	6,500千円
H25	0件	0千円
H26	1件	10,000千円

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 創業者への支援

- ① 創業希望者に対して、専門家による創業相談やセミナー、ビジネスコンテスト*の開催及び創業プランの組立支援のほか、事業化に対する補助金交付や創業後の経営指導など一貫した創業支援を行います。【戦3-②】
- ② 創業希望者を対象としたインキュベーションオフィス*を市内に設置します。【戦3-②】

2. 十日町ならではの企業活動の創出

- ① きものの文化を活用したアフターケアやリサイクル等のビジネスのように、地域資源を活かした新商品・新サービスの開発や、新たな市場の開拓を目指す企業活動を支援します。【戦3-②】
- ② 里山、雪、信濃川、大地の芸術祭や温泉などを利用した、首都圏では展開できない特色あるビジネスの創出を目指した取組を支援します。【戦3-②】
- ③ 再生可能エネルギー*を活用した新しい事業展開を図る企業を支援します。

3. 地域資源を活用したブランドづくり

- ① 地域産品の高付加価値化とブランド化の実現及び首都圏飲食店等での十日町産食材利用の促進に向け、関係機関と連携した取組を進めます。【戦3-②】
- ② 食品加工・製造など地域資源を活用した事業を展開し、この地域ならではの特産品のPR活動や販路開拓を行う事業者に対して積極的に支援します。【戦3-②】
- ③ 地域ブランドを適切に保護するため知的財産権の登録に対し支援します。

4. 異業種間交流や産学官の連携による新商品、新技術の開発

- ① 異業種交流グループの更なる事業活動の促進と異業種企業同士の事業連携、受発注の増加を進めていくとともに、意見交換や情報共有の機会を創出します。
- ② 市内企業と大学・研究機関との連携による共同研究や新技術開発に対する支援を行います。
- ③ 市内金融機関との情報交換の機会を設け、地域の経済情勢などの情報収集を行います。

【主要事業】 未来を拓く創業応援事業、頑張る企業競争力アップ事業、新商品等開発支援事業、6次産業支援事業

5. 企業誘致の推進

- ① 首都圏在住の郷土出身者等との連携を深め、企業誘致に向けた情報収集を行います。また、(一財)日本立地センターや民間信用調査機関などとの連携や地域産業関連データの活用により、企業誘致に向けた取組を行います。
- ② 市内への企業誘致及び既存企業の事業拡大に必要な用地確保への支援や、企業誘致優遇制度についての検討・見直しを行い、企業が立地しやすい環境を整備します。

【主要事業】 企業設置奨励条例に基づく支援

まちづくりの目標値

項目	目標値	目標値
新規創業件数 ※創業支援事業対象者	3.2件/年 (H21～26平均)	5件/年 (H28～32平均)
新商品等開発支援事業による開発件数	3.4件/年 (H21～26平均)	5件/年 (H28～32平均)
企業設置奨励条例に基づく支援企業件数	21件 (H22～26合計)	25件 (H28～32合計)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策① 生涯学習の推進

施策25

施策の方針

市民の学びに対するニーズを踏まえ、誰もが楽しく充実した時間を過ごせるような学びの場を提供し、活力と魅力あふれる人づくり、地域づくりを推進します。

現状と課題

- ・地域社会や家庭環境などの変化を背景に、子どもの成長過程における社会経験が不足し、青少年の健全な育成において様々な影響が指摘されています。子どもたちの生きる力を育むために、学校教育と社会教育、地域関係団体などとの連携を強化し、年齢層に応じた幼児・家庭教育事業に取り組む必要があります。
- ・近年、価値観の多様化や情報の高度化に対応する様々な学習機会の提供が求められています。これらの市民の学習ニーズを的確に把握し、学習機会を提供するため、専門的職員の配置や市民レベルでの学習活動をコーディネートできる人材を養成する必要があります。
- ・人口減少が進行し、地方創生が叫ばれる中、市民がまちづくりに参画するための学習機会を拡充する必要があります。まちづくりを担う若者が学び集う場を提供するとともに、自主的な市民活動を幅広く支援することが求められています。
- ・社会教育施設の老朽化やバリアフリー化、学習スタイルに対応する施設整備の遅れなど多くの課題が見受けられます。市民が生涯にわたって学習を続ける社会環境を実現するためには、施設や学習機器等の整備・充実が必要です。



アドベンチャースクール



青年学級

施策の展開

1. 子ども・若者の心を育む環境の充実

- ① 青少年育成関係団体と連携し、はぐくみのまちづくり運動*を推進します。
- ② 子どもたちの豊かな人間性や自主性を育て、郷土への愛着心と誇りを醸成するため、地域資源や人材を活用しながら、公民館や森の学校キョロロなどにおいて自然・生活・社会体験事業を実施します。
- ③ 家読(うちどく)*の推進や食育などについて関係機関と連携し、子どもの発達段階に応じた家庭教育の向上に努めます。
- ④ 青少年の健全な成長を支援し、自主的な活動が生まれるよう、積極的な働きかけを行うとともに、その活動の成果を発表する場を増やします。

【主要事業】 各種体験学習事業、はぐくみのまちづくりフォーラム

2. 多様化する学習ニーズへの対応

- ① 市民の学習ニーズを的確にとらえ、それぞれのライフステージ*に応じた学習機会を提供します。
- ② 社会教育主事・司書・学芸員など社会教育専門職を養成し、引き続き適正配置に努めます。また、市民の中からも生涯学習活動をコーディネートできる人材を育成していきます。
- ③ 公民館における学習情報の提供と生涯学習相談体制の充実を図るとともに、十日町情報館が持つ図書館機能や情報発信機能、地域資料の提供やレファレンスサービスなどを通して、市民の学習、調査活動を支援します。

【主要事業】 各種教室講座の開設・社会教育主事講習への派遣・情報館の各種サービスの提供

3. 学習活動をまちづくりに生かせる環境づくり

- ① 中央公民館を拠点とする青年学級などの活動を一層充実し、若者の学びと集いの場を提供し、まちづくりを担う人材の育成につなげます。
- ② 自主的に活動する中高生や青年層と連携し、情報共有を通じて、若者の活動を幅広く支援していきます。

【主要事業】 青年学級活動の充実

4. 生涯学習施設の整備・充実

- ① 老朽化した施設の改築や耐震化、修繕を計画的、段階的に進め、快適な学習環境を提供するとともに、学習設備や備品を整備・充実します。

【主要事業】 生涯学習施設の整備・耐震化・改築

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
子どもたちの体験事業への参加者数	6,115人/年	6,700人/年
はぐくみのまちづくりフォーラム参加者数	380人/年	500人/年
施設の耐震化・改築 14施設 (公民館・情報館・キョロロ等)	耐震5施設	耐震7施設
市民一人あたり図書等の貸出冊・点数	4.61冊・点/人	5.20冊・点/人

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策② 文化芸術活動の充実

施策26

施策の方針

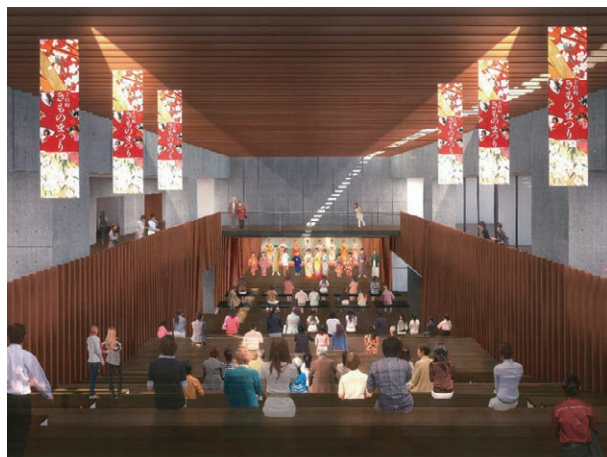
市民文化ホール・中央公民館の建設等により、和 문화の活動や音楽・舞台芸術・美術展などの鑑賞・文化芸術の学習・練習成果発表の機会を拡充するなど、文化芸術活動の推進と充実を図ります。

現状と課題

- ・市民が生き生きと文化芸術活動を行うための拠点施設として、新たな市民文化ホール・中央公民館の建設が進められています。
- ・市内では民謡や舞踊、茶道など和 문화の活動が盛んに行われているとともに、音楽・舞台芸術・美術作品などの鑑賞機会が提供されており、文化芸術における市民の意識の醸成に大きく貢献しています。さらに市民意識を高めるため、引き続き十日町市文化協会連合会などと連携して自主的な文化芸術活動を促進するとともに、優れた文化芸術に接する機会を拡充していく必要があります。
- ・市内では多くの団体が積極的に様々な文化芸術活動を展開し、市民の心の潤いや生きる力の醸成に貢献しています。しかし、少子高齢化などの影響を受けて年々組織運営が難しくなっている団体もあり、これらの組織強化や後継者育成を支援していく必要があります。



十日町市美術展(開会式)



新中央公民館だんだんテラス(イメージ図)

施策の展開

1. 文化芸術施設の活用

- ① 中心市街地に建設が進められている市民文化ホール・中央公民館を文化芸術活動の拠点施設として、また老若男女が集える空間として活用を図ります。

【主要事業】市民文化ホール・中央公民館建設工事、市民文化ホール・中央公民館運営事業(維持・管理含む)

2. 鑑賞の機会拡充と表現活動の奨励

- ① 文化芸術への意識の醸成を図るため、市美術展の開催を継続するとともに「県展」等の上位展の誘致開催など美術作品の鑑賞機会をつくります。
- ② 優れた音楽や舞台芸術の鑑賞機会や、市民が主体的に取り組む様々な文化芸術活動を支援するとともに、市民の表現活動の場を確保します。

【主要事業】文化芸術振興事業

3. 個人・グループ・団体の活動の支援

- ① 小中学校における文化芸術体験を促進するため、人材バンクなどの各種情報提供を充実します。
- ② 市民の文化芸術活動の活性化を図るため、十日町市文化協会連合会をはじめ、各文化芸術団体の自主活動を支援します。
- ③ 後継者を育成するため、文化芸術に関する学習の機会を提供します。

【主要事業】文化芸術活動支援事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
文化ホール・中央公民館利用者数	68,000人/年	81,600人/年
市美術展の出品者数及び入場者数	出品者数230人 入場者数1,309人	出品者数230人 入場者数1,500人

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策③ 文化財の保護と活用

施策27

施策の方針

十日町市固有の歴史・文化を保護しながら活用するために、歴史文化基本構想を策定し、日本遺産の認定も視野に入れながら地域文化の発信に努めます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に新しい博物館を建設し、国宝・火焰型土器をはじめとする縄文文化や、織物・民俗資料など雪により育まれた地域文化を世界に向けて発信します。

現状と課題

・この地域は素晴らしい固有の歴史文化と自然を有しており、国・県・市の指定文化財は163件を数えます。このうち主なものをあげると、以下のとおりです。

縄文文化：新潟県唯一の国宝「笹山遺跡出土品」、草創期から晩期までの縄文遺跡群

織物文化：アンギン、「越後縮(国)」「明石ちぢみ」、上杉謙信の財源であった青苧

建造物：「松苧神社(国)」「星名家住宅(国)」「神宮寺(県)」

天然記念物：「清津峡(国)」「七ツ釜(国)」「大井田城跡(県)」「ブナ原生林(市)」

民俗：雪文化「十日町の積雪期用具(国)」、神楽や風習などの無形文化財

(※カッコ内は指定文化財種別)

・合併10年を迎えた本市においては、それぞれの地域で伝えられてきた有形・無形の文化財について、市域全体で体系的にまとめた成果が今までありませんでした。これらを調査しまとめるとともに、地域の魅力を再発見し発信していくことが必要です。

・博物館や資料館は、地域をより深く理解し市民の郷土意識を育むとともに、訪問者に対して地域文化を紹介する文化振興と交流の拠点でもあります。今後とも博物館等を地域文化の発信基地として位置付け、これらの地域の「財(たから)」を地域のみならず、世界に向けて情報を発信し、地域活性化に結び付けることが重要です。



東京オリンピック担当大臣へ要望書提出



縄文文化発信事業

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 文化財の保護と活用

- ① 有形・無形の各種文化財の保護と活用を図るため歴史文化基本構想を策定し、地域の誇りや資源として保護・活用するとともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。【戦2-②】
- ② 縄文時代の国宝を保有する自治体と連携を図り、国宝・火焰型土器をはじめ縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。

【主要事業】 歴史文化基本構想策定事業、縄文文化発信事業

2. 文化財の調査と研究

- ① 考古資料、歴史資料、民俗資料などの資料の収集、整理分析、研究を行い、調査報告書を順次刊行するなど、その成果を広く一般に公開し、活用を図ります。
- ② 歴史的建造物、神楽やまつりなどの伝統芸能や風習についても文化財指定を含め、保存と活用が同時にできる仕組みづくりについて研究していきます。

【主要事業】 文化財保護調査事業

3. 文化財施設の整備

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される前年までに、縄文文化や地域の生業である織物文化、その文化を育んだ雪文化を中心とした新博物館を建設し、地域活性化を図るとともに、世界に向けて日本文化の魅力を発信します。
- ② 国宝出土地である市指定史跡の笹山遺跡を中核に据えた火焰の都計画を推進し、縄文時代を体験・体感できる施設として計画的に活用していきます。

【主要事業】 博物館リニューアル事業、火焰の都整備事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
文化財関連施設(十日町市博物館、まつだい郷土資料館、松之山郷民俗資料館)の入館者数	21,800人/年	30,000人/年
指定文化財、登録文化財の件数	163件	170件

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

施策④ スポーツ活動の推進

施策28

施策の方針

2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンに決定したことを受け、地域の財産を有効に活用したスポーツイベントの開催やスポーツ交流、国際的スポーツキャンプの誘致に取り組むとともに、市民の健康増進や体力づくりが気軽にできる環境づくりとスポーツ施設の整備を推進します。

現状と課題

- ・平成18年10月に「スポーツ健康都市」を宣言し、スポーツを通じた体力づくりと健康増進を推進してきましたが、日常生活において運動に親しむ機会の一層の充実が求められています。「誰でも」「いつでも」「どこでも」広くスポーツに親しめるよう、地域スポーツ活動の普及や障がい者へのスポーツ活動機会の提供など様々なスポーツ環境を整えることが必要です。
- ・2014年ソチ冬季五輪スキー競技で初の五輪選手3名を輩出したことをはじめ、数多くの全国大会出場選手を輩出しています。引き続きスキー競技や陸上競技をはじめ、数多くの競技から全国大会レベルの選手を育てる強化対策と競技力向上の支援が必要とされています。
- ・2002年FIFAワールドカップ日韓大会クロアチア代表チームキャンプ地「クロアチアピッチ」、全日本女子レスリング拠点合宿施設「桜花レスリング道場」、2009年トキメキ新潟国体冬季クロスカントリー競技会場で国際スキー連盟公認施設「吉田クロスカントリー競技場」など、全国に誇れるスポーツ施設を有しています。

これらの施設を活用し、積極的にスポーツの啓発や交流の促進を図ることが重要です。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手、観客が来訪することが想定されます。スポーツ交流はもとより、文化的、経済的な交流を促進するためには市民一体となった活動が必要です。



「なでしこリーグ」クロアチアピッチ



「全日本スキー選手権」吉田クロスカントリー競技場

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 生涯スポーツの推進 ～ 楽しもうスポーツ、つくろう健康 ～

- ① スポーツの現状と課題を把握し、スポーツ振興基本計画を見直し、市民一人ひとりの自主的・主体的な取り組みや行政、地域、関係機関それぞれの役割を明確にすることで、生涯スポーツの充実を図ります。
- ② 市民のスポーツに対する意識の向上のため、スポーツ情報や機会の提供を進めます。
- ③ 年代を問わず「誰でも」「いつでも」「どこでも」スポーツや運動ができる環境と運動やスポーツ・健康に対する認識を深めるため、スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、障がい者へのスポーツの機会の提供を促進します。
- ④ 子どもたちがスポーツに親しむために、スポーツ団体、学校、家庭、地域が連携し、成長に合わせた指導を行っていきます。【戦1-③】

【主要事業】 スポーツ振興基本計画の見直し、市民へのスポーツ情報・機会の提供、スポーツ団体・総合型地域スポーツクラブの育成、障がい者スポーツへの対応

2. 競技スポーツの向上

- ① 競技水準の向上と底辺の拡大を図るため、スポーツ協会・傘下協会の組織を強化すると共に、小学校体育連盟・中学校体育連盟との連携を深め、人材活用を図ります。
- ② 競技団体の選手指導体制を強化するほか、優秀な指導者を発掘し、登録制度の導入と活用を含めた条件整備を進めます。

【主要事業】 競技力向上対策事業、指導者育成・活用事業、スポーツ派遣費補助事業

3. スポーツを通じた地域の活性化

- ① 全国に誇れるスポーツ施設を活かし、国際・全国規模の大会やプロスポーツ大会、社会人、学生等の合宿を積極的に誘致します。【戦2-②】
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国に登録されたホストタウンとして、クロアチア共和国との交流を更に深め、大会参加国や国内各地域とのスポーツ交流や、国際的キャンプ誘致の実現を目指します。【戦2-②】

【主要事業】 国際・全国規模・プロスポーツ大会の誘致・開催、スポーツ合宿誘致、2020東京オリ・パラに向けたホストタウン活動と事前キャンプ誘致

4. スポーツ施設の整備

- ① 市民に安全かつ快適に利用いただくため、既存施設の計画的な改修や耐震化を推進します。また利用の少ない体育施設の整理統合など、今後の利活用方法を検討します。
- ② 指定管理者制度の導入を積極的に行うと共に、効率的な管理運営と施設の活性化を図ります。

【主要事業】 体育施設整備事業

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値(平成32年度)
スポーツ交流人口を含めたスポーツ施設の利用者数	394,087人/年 (平成26年度)	420,000人/年
成人の週1日以上スポーツ実施率	43.1% (平成19年度)	50%以上
スポーツ合宿利用者数	11,900人/年 (平成26年度)	15,000人/年

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策5 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策① 中山間地域対策の強化・充実

施策29

施策の方針

少子高齢化が進む中山間地域では、地域活力を維持・増進するため、「大地の芸術祭」による交流や「地域おこし協力隊*」の受入等を通して、地域の特色を活かした取り組みを促進しつつ、各地域の実情に応じた振興策の充実を図ります。

現状と課題

- ・高齢化集落は年々増加しており、なかには日常生活のほか行事や共同作業などの集落維持活動に支障を来している集落が見られる一方で、「大地の芸術祭」や「越後田舎体験事業」等による都市住民との交流を通じて、地域活力を得ながら、主体的に地域づくりに取り組む集落も見られます。
- ・これまで、都市部の意欲ある人材を「地域おこし協力隊」として任用・配置し、集落の存続に努めてきました。引き続き、積極的に外部人材を活用しその後の定着・定住につなげるため、移住者の受入態勢を整え、高齢化集落の存続・機能維持を図っていく必要があります。
- ・準高齢化集落*も数多くあることから、現状と地域住民が描く将来展望を見定めながら、引き続き安心して暮らしていくために、高齢者世帯の除雪や買物、通院を支援する新たな仕組みづくりが求められています。
- ・中山間地域では、集落の過疎化や高齢化により農業の担い手不足が生じており、地域の活性化と中山間地域農業の生き残りのための施策が求められています。今後は農地などの基盤整備を推進し、生産性の向上を図り安定した農業経営が営まれる基盤づくりが必要です。



道の駅を核とした「小さな拠点」づくり



地域の主体的な活動を支援する協力隊

施策の展開

1. 集落の存続と機能維持

- ① 高齢化集落の存続・機能維持に向けた、集落の主体的な取り組みを支援する地域おこし協力隊を、引き続き積極的に活用します。
- ② 集落支援員の導入など新たな人的支援とともに、外部人材の受入態勢を拡充することで、さらに活用の機会を広げ、定着・定住につなげる施策を展開します。
- ③ 複数の集落が集まる基礎的な生活圏において、分散している様々な生活サービスや地域活動をつなぎ合わせ、新しい地域運営の仕組みとして「道の駅」等を核とした「小さな拠点」づくりに取り組む地域を支援します。

【主要事業】 地域おこし協力隊の設置、集落支援員の設置、せんだ元気ハウス建設事業、買い物支援サービス事業、高齢者見守り支援事業、きめ細やかな地域生活交通再編事業(市営バス導入)

2. 中山間地域農業の推進

- ① 担い手不足に伴う集落機能の低下を防ぐため、中山間地域等直接支払交付金事業*や多面的機能支払交付金事業*を推進し、農地の荒廃防止や環境保全対策を展開します。
- ② 農業の多面的機能発揮と生産性向上のため、地形的条件や環境に配慮した整備・保全を進めます。

【主要事業】 県営農地環境整備事業(姿地区、浦田福島地区)、県営ため池等整備事業(鏡坂第2地区、室野・鉢・道城巻地区)、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業

3. 都市と農山村の交流の促進

- ① 「越後田舎体験」、「大地の芸術祭」等の取組を通じて、当市のファンとなった都市住民を「棚田オーナー制度」や体験型観光交流につなげ、都市・農山村交流事業を促進することで中山間地域の活性化を図ります。
- ② 「大地の芸術祭」等、交流人口の増加による集落活性化事例を波及させ、芸術作品の制作や民泊の受入・農家民宿等に取り組む集落を増やし、集落の存続・機能維持につなげます。

【主要事業】 大地の芸術祭の継続開催、越後田舎体験事業、ふるさと貸農園事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
地域おこし協力隊の定住率	定住率66.7%	定住率80%
「小さな拠点」づくりに取り組む地域再生計画の認定件数	0件	1件

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策5 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策② 移住・定住の促進

施策30

施策の方針

自然と共生する暮らしのあり方や移住・交流イベントに関する情報を発信し、住宅や宅地の取得支援など、U I J ターン*者に対する積極的な支援を行い、移住・定住者の増加を図るとともに、転出人口の抑制を図ります。

現状と課題

- ・中山間地域を中心に人口流出が続き、高齢化による集落の機能低下が顕著となっており、外部からの新たな活力を供給することが喫緊の課題となっています。
- ・市町村合併以降、人口は減少傾向にあるものの、「大地の芸術祭」の開催や「地域おこし協力隊*」の配置を契機に、自然と共生する暮らしに共感し、移住する人が増加しています。
- ・暮らしのゆとりや豊かさを求め、国民のライフスタイルが変化する中、移住・定住の地として里山への関心が高まっています。「空き家バンク」を開設し、空き家情報を提供するほか、当市の魅力や移住者のライフスタイル、各種支援制度等に関する情報発信を行うことで、他の自治体との差別化が重要となっています。
- ・移住者も、安心して定住できるよう支援体制の拡充を図るとともに、I ターン者のネットワークづくり・組織化を進める必要があります。
- ・人口減少の大きな要因である転出人口を抑制するため、市内での就学、就業を支援する施策とともに、住み替えを支援する仕組みづくりが求められています。



ふるさと同窓会支援事業でUターンを刺激



若者向けシェアハウスの整備

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 移住希望者への情報発信と受け入れ態勢の強化

- ① 新潟県、認定NPOふるさと回帰支援センター等関係機関と連携し、当市の魅力をはじめ移住者のライフスタイルや各種支援制度など、移住希望者のニーズに合致した情報を発信し、他自治体との差別化を図ります。
- ② 移住相談会の継続、田舎暮らし体験ツアーの実施等を通じて、当市のファンをつくり移住につなげるとともに、トレンドとなっている「二地域居住*」の受入を促進し、里山での暮らしや住民との触れ合いを通じて定住へと結び付けます。【戦2-③】
- ③ 地域おこし協力隊やインターン研修生の受入を通して、移住者を受け入れる地域態勢を整え、地域内での受入人材の育成に取り組みます。【戦2-③】
- ④ お試し移住の場として整備した「シェアハウス*」を活用し、スローライフ*を実現したい若年層を呼び込み、里山での農作業やさまざまな職業体験を通じて、市内での就農や起業、地域企業への就業等による移住に結び付けます。【戦2-③】

【主要事業】 移住相談、移住支援員・事務所の設置、インターンシップ事業、ふるさと同窓会支援事業、地域おこし協力隊の設置、空き家再生事業

2. 移住・定住支援制度の拡充

- ① 当市を選び、定住できるよう、移住者や地域おこし協力隊退任者への定住助成を行い、主体的な地域づくりを促進します。【戦2-③】
- ② 移住や市内での住み替えの受け皿となる空き家バンク制度*を充実させるとともに、制度を活用した移住者の住宅改修等に対する助成を行い、定住につなげます。【戦2-③】
- ③ 移住・定住の促進に向けて、Iターン者の実態把握とともに、Iターン者のネットワークにより移住者が次の移住者を呼び込むような仕組みづくりを促進します。【戦2-③】
- ④ 高等教育機関の誘致を促進するとともに、就業支度金や奨学金返還を支援するなど、各種就学・就業支援制度を活用し、若年人口の転出抑制を図ります。

【主要事業】 定住促進助成事業、空き家バンク事業、高等教育機関の誘致、看護職員就業支度金支給支援事業、わか者就労機会拡大支援事業

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値
移住者数 ※市や県の移住促進事業を活用して移住した人数	16人/年 (H21～26の平均)	36人/年 (H28～32の平均)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針2 | 活力ある元気なまちづくり

政策5 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

施策③ 男女の出会い・交流機会の充実

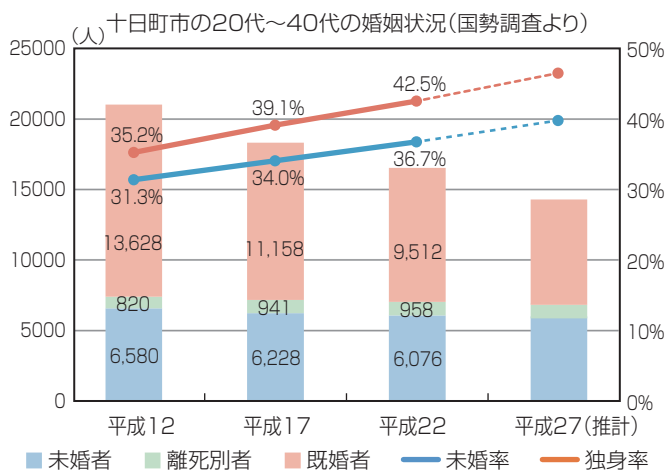
施策31

施策の方針

結婚に関する相談や独身男女の出会いの場を提供するイベントの開催など、若者の結婚の希望を叶える取り組みを強化します。

現状と課題

- ・人口減少や急速な少子高齢化の要因のひとつに、非婚化・晩婚化の流れがあります。国勢調査によると、市内でも配偶者がいる人の割合が下がり続けており、出産子育て世代である20代～40代の半数近くが独身です。特に30代・40代は人口が減っているにもかかわらず独身者数は増え続けています。また、国の調査でも、1970年代まで2%程度であった生涯未婚率が2010年には男性で20%を超えるなど、大きな社会問題となっています。
- ・非婚化・晩婚化の遠因として、社会環境や個人の価値観の多様化などによる結婚・出産に対する意識の変化とともに、職場や地域などでの紹介や支援機能が低下し、結婚を望む人に対する地域全体の支え合いの仕組みが弱くなっていることが挙げられます。このため、行政による直接・間接の結婚相談や独身男女の出会いの場を提供するイベントの開催など、出会いの場を創出するための支援が望まれています。
- ・また近年、結婚や恋愛に対して無関心または消極的な若者が増え、非婚化が加速しています。非婚化は、少子化はもとより高齢未婚者による社会負担増へも繋がる課題であることから、若者に対し結婚に前向きな意識の醸成が望まれます。



20代～40代の婚姻状況グラフ



結婚促進事業のロゴマーク

施策の展開

1. 出会いの機会の提供

- ① 企業や団体などと協働して魅力あるイベント等を実施し、独身男女の出会いの機会を創出します。

【主要事業】 とおかまちハッピー婚シェルジュ事業(出会いの場の提供と情報配信事業)

2. 相談機能とサポート体制の充実

- ① 結婚を希望する独身男女の紹介機能を強化するとともに、当事者やその家族が様々な相談をすることができる環境をつくるため、コーディネーターの人材育成に取り組み、相談機能を充実させます。
- ② 市内の企業や団体による結婚支援の協力体制を新たに作り、地域全体で未婚の男女をサポートする体制を作ります。

【主要事業】 ハピ婚サポートセンターの設置・ハピ婚サポーター事業

3. 結婚に関する情報発信

- ① 市報やホームページなどの広報媒体を通じて、結婚や妊娠・出産に対する前向きなメッセージを発信することにより、出会いの場への参加や、結婚へ向けての行動に結びつけます。

【主要事業】 結婚に対する情報発信

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値
成婚カップル数	—	15組 (H28～32の合計)
結婚相談登録者数	78人	250人 (平成32年度)

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策① 防災対策の充実

施策32

施策の方針

自然災害・原子力災害時の避難や救助活動を円滑にするため、自主防災組織の活動を支援して自助・共助・公助の連携を図り、災害時に速やかな避難行動がとれる体制づくりや地域コミュニティ活動の推進により災害に強いまちづくりを推進します。

自然災害から市民の生命と財産を守るため、治山・治水事業を促進します。

現状と課題

- ・自然災害・原子力災害時における行政や関係機関の救助には限界があり、地域やNPO組織などが行政と役割を分担し、補完し合う仕組みづくりが必要です。併せて、いざという時のためにも一層の地域コミュニティの活性化に努める必要があります。
- ・自然災害・原子力災害時には多くの情報伝達が必要であり、その手段の確保が重要です。特に近年の災害は局地化・激甚化の傾向にあり、どのような状況の中でも情報を伝達することができる多様なシステムを整備する必要があります。
- ・自然災害・原子力災害時の避難や救助活動を円滑に進めるためには、日ごろから市民に対し危険箇所の周知徹底を図るとともに、災害時に速やかな避難行動が取れる体制づくりを進めることが必要です。
- ・国際的にもテロなどの武力攻撃事態が憂慮されており、国民保護に関する理解と関心を深めることが必要です。
- ・自然災害から市民の生命と財産を守るため、土石流・地すべり・雪崩などの山地災害の防止と、水源かん養機能の高い森林保全・緑化を一体的に進めることが必要です。
- ・市域には信濃川のほか数多くの中小河川があり、その大部分は急勾配です。さらに山地荒廃により、集中豪雨時や融雪期に山腹崩壊や天然河岸の崩壊による河川閉塞が起きています。このため、河川改修・砂防対策などの治水事業を進めることが必要です。



防災行政無線



晒川砂防堰堤

施策の展開

1. 助け合い、支え合うまちづくりの推進

- ① 自主防災組織や町内会等の代表者に対するリーダー研修等を実施し、防災意識の啓発や防災に関する情報の共有に努めます。
- ② 避難行動要支援者名簿を整備して災害時の要配慮者の安全確保に努めるとともに、自主防災組織等が主催する防災訓練へ防災士*の資格を有する講師を派遣するなど地域における自主防災活動を支援します。

【主要事業】 自主防災組織育成事業

2. 情報伝達手段の確保と災害危険箇所等の周知

- ① 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、デジタル防災行政無線*の整備を進め、既存情報伝達手段と自動連携した独自の総合防災情報システムを構築し、運用します。また、民間コミュニティFM局などとの連携体制を強化します。
- ② 土砂災害や洪水等のハザードマップ*を整備し、市民に対し危険箇所の周知徹底を図るとともに、災害時において速やかに避難行動がとれる体制づくりを構築します。

【主要事業】 デジタル防災行政無線および総合防災情報システム整備

3. 防災計画等の策定

- ① 多様化する自然災害や原子力災害に備えるために、適宜、地域防災計画等各種計画の見直しを行い、必要に応じて各種マニュアルの策定を行います。

【主要事業】 地域防災計画等各種計画およびマニュアルの策定、改定

4. 国民保護の意識啓発

- ① 国・県との密接な連携の下、適宜十日町市国民保護計画を修正して市民に対する啓発に努め、引き続き国民保護についての理解と関心を深めます。

5. 治山事業の促進

- ① 荒廃が進む水源山地を対象に、森林整備と治山施設の設置を一体的に行い、山地の荒廃防止と水源かん養機能の向上を図ります。
- ② 傾斜林地における土砂流出や崩壊防止、雨水の流量調整など森林の持つ多面的機能の向上を促進するため、保安施設の設置や保安林の維持造成などの取組みを進めます。
- ③ 危険区域における地すべり防止対策及び急傾斜地崩壊防止対策を計画的に進め、災害の防止と景観の保全・形成を図ります。また、治山事業等の実施を国・県に働きかけます。

6. 治水事業の促進

- ① 河川の安定及び土石流の防止を図るため、積極的に砂防工事を促進します。
- ② 治水・利水・環境の整備と保全のため、治水事業の推進を国・県に働きかけます。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
自主防災組織等が主体となり実施している防災訓練実施率	24.1%	40%
地域防災訓練に参加する市民の数	5,386人/年	8,000人/年
携帯メール等情報伝達事業の携帯メールの登録割合(携帯電話所持者)	57%	80%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策② 消防・救急体制の充実

施策33

施策の方針

災害の大規模化・多様化に対応するため、消防本部の防災拠点機能をさらに強化し、消防防災施設・車両・資機材の整備を進めるとともに、救急救命士、応急手当普及員の充実による救護体制の整備・向上と消防団、自主防災組織の活性化を図ります。

現状と課題

- ・十日町地域広域事務組合（十日町市・津南町）では、常備消防（消防本部等）と非常備消防（消防団）の連携により市民の生命と財産の保護に努めています。しかし、消防団員の担い手不足が課題となっており、地域防災力の充実強化のため、地域自主防災組織及び事業所などの連携強化を進める必要があります。
- ・近年、大規模化、多様化する災害に対し、消防防災業務は拡大傾向にあることから、指令業務の共同運用化の検討を進める必要があります。また、防災行政無線との災害情報の共有に努め、消防防災通信のネットワーク構築の充実強化が必要です。
- ・増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実は不可欠であり、救急救命士及び指導救命士の増員や救急資機材の強化、車両整備などの他、市民への応急手当の普及と啓発などを強化する必要があります。
- ・火災予防業務の高度化、複雑化に伴い、予防体制の充実、強化を図る必要があります。また、住宅用火災警報器の設置義務化からまもなく10年を迎えることから、既設機器の取替え推進や、条例に適合した設置の啓発をさらに強化する必要があります。
- ・新消防本部庁舎をあらゆる災害に対応する防災拠点として機能強化し、消防防災体制の確立を図っていく必要があります。



城山無線局舎（中里地域）



新消防本部庁舎

施策の展開

1. 地域における防災力の強化

- ① 地域防災の中核的役割を担う消防団と地域自主防災組織との連携を強化します。
- ② 消防団の充実強化のため、消防団員の処遇や装備の改善を実施し、女性を含めた消防団員の確保と加入促進を図ります。消防団への加入については、事業所の理解を促すため、消防団協力事業所制度の拡充を図ります。

【主要事業】 消防団装備等整備事業

2. 消防防災体制の充実

- ① 平成28年4月1日から、常備消防、非常備消防共にデジタル化された消防救急無線を活用し、機動力を高めて情報の共有化を図ります。
- ② 車両、資機材及び消防用施設等を計画的に整備するとともに、消防団の組織再編を行い、消防体制の強化を図ります。

【主要事業】 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置資機材更新事業、梯子消防自動車更新事業、消防ポンプ自動車等整備更新事業(消防団)、小型動力ポンプ積載車等更新事業(消防団)、個人防火装備整備事業

3. 救急救命体制の充実

- ① 円滑な救急搬送や医療機関への受入体制を構築するため、引き続き消防と医療の連携を推進します。
- ② 継続的な救急救命士の養成、市民による応急手当の普及と指導者育成、救急隊員による救急業務の高度化並びにメディカルコントロール*体制の充実を図ります。
- ③ 消防と医療の連携策及び救急業務高度化策の一つとして、県立十日町病院内に救急ステーションを開設し、救急出動や救急救命士を含む救急隊員の教育を行い、知識・技術の向上に努めます。
- ④ 新感染症等の発生に際し、消防本部庁舎救急滅菌室を中心としてオゾン滅菌システムによる消毒・除染等の区画をいち早く設け、パンデミック時における消防業務の継続を図ります。

4. 身近な生活における安全・安心の確保

- ① 防火対象物における消防法令違反に対し、指導と是正処理を強化します。また、住宅用火災警報器設置促進を強化し、住宅火災死者数ゼロを目指します。
- ② 地域自主防災組織の訓練への指導助言のほか、防火・防災意識の啓発活動を推進します。また、火災予防業務の複雑化、多様化に対応するため、専門的な予防技術資格者の養成に努めます。

5. あらゆる災害に対応するための防災拠点の強化

- ① 複雑多様化する各種災害に対応するため、より実践的な訓練ができるよう消防訓練施設を建設し、強固な消防防災体制の確立を図ります。
- ② 新消防本部庁舎施設の活用に加え、関係機関との連携を図ることにより、広域的な災害や大規模災害への迅速な対応が可能な体制づくりを行います。

【主要事業】 訓練棟建設事業

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値(平成32年度)
消防団員の応急手当普及員資格者数	65人(平成26年度)	100人
応急手当講習の受講率、受講者数	受講率 15.3% 8,654人/年(平成26年度)	受講率 25% 13,900人/年
住宅用火災警報器の普及率	普及率 89% 条例適合率 61% (平成27年度)	普及率 100% 条例適合率 100%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策③ 交通安全対策の推進

施策34

施策の方針

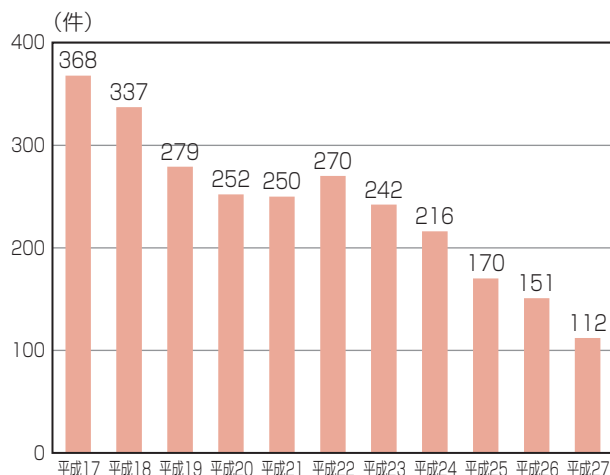
悲惨な交通事故から市民の命を守るため、交通安全教育を一層充実して交通事故撲滅への強い市民意識の啓発に努めるとともに、事故多発箇所や通学路の点検を行い、交通安全施設の計画的整備を推進します。

現状と課題

- ・交通事故の発生件数は減少していますが、近年は高齢者が関わる交通事故の割合が増加しています。市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進する取組を継続して進める必要があります。また、地域や事業所から交通事故を起こさない意識づくりに向けた取組が必要です。
- ・飲酒運転で検挙される件数は減少しているとは言えず、飲酒を伴う交通事故は重大事故につながる危険性が高いため、飲酒運転根絶に向けたさらなる取り組みが必要です。
- ・交通事故の被害者や交通遺児などがいる被害家庭は、身体的、精神的、経済的に大きな負担を強いられます。こうした被害者に対する救済が必要となっています。
- ・事故が多発している箇所の点検を行い、必要な改良を実施するほか、交通安全施設を計画的に整備し、原因の排除に努めることが必要です。また、幹線道路、生活道路、通学路など、地域の特性に応じた適切な交通規制を関係機関に働きかけることが必要です。
- ・歩行者・自転車と車とが混在する区間が多く、常に危険が伴っています。このため、歩行者や自転車の安全を確保し、安心して通行できる空間の整備や冬期の堆雪をふまえ歩行者用の空間を確保する必要があります。
- ・自転車は手軽な乗り物として、子どもから大人まで幅広く利用されていますが、自転車による事故の危険性を喚起し、自転車安全運転の意識を向上させる取組が必要です。



幼児交通安全教室



十日町警察署管内の交通事故発生件数推移

施策の展開

1. 交通安全教育の充実

- ① 子どもから高齢者まで、年代に即した体系的な交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図ります。高齢者に対しては、老人クラブなどと連携した参加・実践型の高齢者安全教育を実施します。
- ② 交通指導員に対する研修の充実を図り、指導員相互の連携・協力体制を強化します。また、交通安全指導に熱意を持ちボランティア精神にあふれた人を交通指導員に採用し、養成します。
- ③ 地区交通安全協会、学校、事業所、警察、行政など関係機関が連携して、きめ細かな安全講習会や街頭活動などを実施し、交通事故撲滅への意識啓発を図ります。

【主要事業】 指導員交通安全教室派遣、交通安全業務委託(安全協会)、都市交通安全対策協議会への支援、飲酒運転根絶PR(飲食店訪問)

2. 被害者救済対策の推進

- ① 新潟県交通災害共済制度の普及を促進します。
- ② 交通遺児等援助基金による交通遺児への援助を実施します。
- ③ 交通事故相談窓口の周知を図り、交通事故被害者の救済を支援します。

【主要事業】 交通災害共済募集等、交通遺児援助事業

3. 道路交通事故対策の実施

- ① 事故多発の要因を調査し、必要な道路改良や道路標識の適切な設置などの対策を図ります。また、信号機の設置や指導取締り、交通実態に即した適切な交通規制などについて、地域と連携し、関係機関に働きかけます。
- ② 交通危険箇所については、地域や関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を計画的に整備します。

【主要事業】 交通事故多発地点点検、交通安全特別交付金事業、カーブミラー設置事業

4. 歩行者への配慮と自転車利用者への注意喚起

- ① 冬期間における歩道除雪を推進し、歩行者の安全確保を図ります。
- ② 自転車保険などへの加入を働きかけます。

【主要事業】 歩道除雪事業、自転車安全街頭指導

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成27年)	目標値(平成32年)
十日町警察署管内の交通事故発生件数	112件/年	90件/年
交通事故による死傷者数	131人/年	110人/年

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策1 災害に強く安心して暮らせるまち

施策④ 防犯対策の推進

施策35

施策の方針

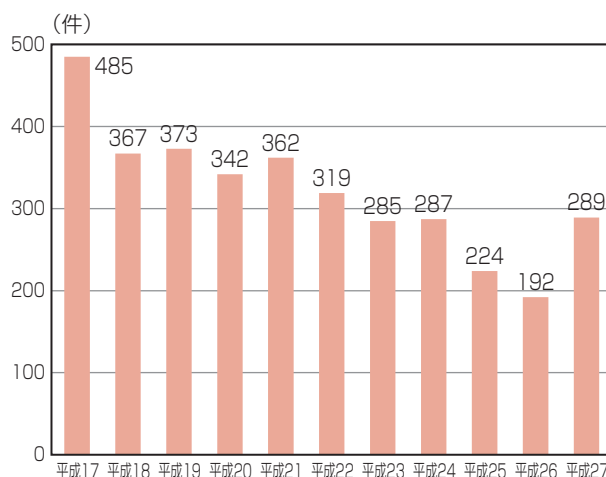
犯罪のないまちづくりを進めるため、市民の防犯意識を高める取組みや関係機関等との連携を強化し、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境を整備します。

現状と課題

- ・刑法犯の発生件数は減少傾向にありますが、刑法犯の7割近くを占める窃盗犯被害のうち、侵入盗、乗り物盗、車上狙いについては、そのほとんどが、鍵がかけられていない状態で被害に遭っています。犯罪のないまちづくりの第一歩として、引き続き市民一人ひとりの防犯意識を高める取組が必要です。
- ・自分の身は自分で守り、地域は地域で守ることを基本的な考えとして、市民の自主的な取組を促進するため、行政や関係機関が支援していく必要があります。犯罪の起こりにくい環境を一体となつてつくるのが重要です。
- ・安全や性能に問題のある商品や不必要なものを買わされたり、違法な利息で金融業者から借金をしてしまったりするなど、消費生活に関する問題が深刻化しています。このような消費者問題の解決に向けた取組が必要です。
- ・特殊詐欺*の手口は巧妙化し、また被害も高額化しています。特にオレオレ詐欺や還付金等詐欺などの振り込め詐欺は高齢者が狙われやすく、未然防止を訴えていく取組が必要です。



特殊詐欺被害防止活動



十日町警察署管内の刑法犯発生件数推移

施策の展開

1. 防犯意識の啓発

- ① 防犯活動に対する市民の関心と理解を深めるため、積極的な広報活動と防犯パトロールを実施します。
- ② 不審者情報、犯罪情報などを広く市民に提供するとともに、学校や地域における防犯教育を推進し、市民全体で互いに支え合う防犯思想の普及に努めます。

【主要事業】 青色回転灯パトロール事業

2. 地域・関係機関の連携の強化

- ① 防犯団体・警察・学校などと密接な連携を図りながら、研修会や防犯環境の点検を実施し、犯罪の未然防止に努めます。
- ② 夜間の犯罪や事故を防止するため、地域や事業所の協力を得て防犯灯の整備(LED化)を促進します。

【主要事業】 防犯灯整備事業・十日町地区連合防犯協会への支援

3. 消費者保護対策の充実

- ① 消費者問題の被害者を救済し、多重債務者を生活再建に導くため、消費生活相談や多重債務相談などに努めます。
- ② 消費者問題を未然に防止するため、消費者協会などと連携を図りながら、消費者啓発を促進します。

4. 特殊詐欺被害の未然防止

- ① 特殊詐欺被害を未然に防止するため、防犯団体、警察はもちろん、金融機関や福祉関係団体などとも連携を図りながら、特に狙われやすい高齢者を中心に、積極的な広報により、意識啓発に努めます。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成27年)	目標値(平成32年)
十日町警察署管内の刑法犯発生件数	289件/年	180件/年
消費生活講習会の実施回数	6回/年	10回/年

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策2 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策① 健康づくりの推進

施策36

施策の方針

市民一人ひとりが自発的に健康づくりに取り組めるよう、各年代に応じた適切な情報や学べる機会を提供し、健康寿命の延伸を図ります。

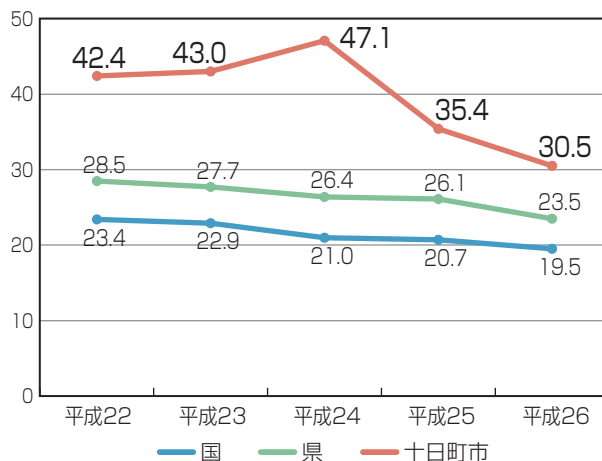
健康で安心して暮らすために、地域の人たちが主体的に信頼関係を深め、支え合いながら健康を守る環境づくりを支援します。

現状と課題

- ・生活習慣に起因する疾病のうち、三大疾病といわれるがん、脳血管疾患、心疾患による死亡は5割以上を占めています。生活習慣を改善し健康寿命の延伸を図るためには、適切な情報や学べる場の提供が必要です。
- ・生活習慣病を予防するには、小児期から老年期までの各年代を通じた健康づくりに継続的に取り組むことが大切であり、健康づくりを実践する市民組織の育成が必要です。
- ・山間地を多く抱え高齢化率が高い当市では、病気が重症化してからの対応では治療も通院も困難です。小児期からの健康管理、各種検診の受診率向上などにより、疾病の早期発見・適正受診に努めることが重要です。
- ・現代社会が抱える様々なストレスや経済的な原因による自殺が大きな社会問題となっています。相談体制の一層の充実とともに、未然防止のための知識の共有と、地域や関係機関の連携が必要です。



住民健診の減塩啓発コーナー



国・県・市の自殺率(人口10万対)の推移

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 健康づくり意識の啓発

- ① 市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、主体的に身体とこころの健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育・健康相談の開催や広報を活用して情報提供を行い、生活習慣病予防に努めます。

【主要事業】健康づくり推進事業

2. 健康づくり推進体制の充実

- ① 健康づくりの担い手となるヘルスマイト*の養成セミナーを定期的で開催し、組織強化に努めるとともに、ヘルスマイトに対する研修会を開催し、市民の身近なリーダーとして自ら学んだことを広く地域に伝達・普及する活動を支援します。
- ② 健康運動指導士会や総合型地域スポーツクラブ等の関係団体との連携を強化し、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。【戦5-②】

【主要事業】健康教育事業

3. 保健事業の充実

- ① 疾病の早期発見・適正受診のために、住民健診、がん検診などの各種検診と事後フォローの充実を図ります。【戦5-①】
- ② 食育の推進や食生活の改善を図るとともに、運動の習慣化や禁煙の普及に引き続き努めます。
- ③ 感染の恐れがある疾病の予防及びまん延を防ぐために、各種予防接種を実施します。

【主要事業】健康診査事業、各種がん検診事業、小児インフルエンザ予防接種費用助成事業

4. 心の健康対策

- ① 心の健康問題への対処方法、自殺予防についての正しい知識の普及啓発を更に進めるとともに、より利用しやすいような相談体制の充実を図ります。
- ② 医療分野のみならず、産業や教育分野及び地区組織との連携を強化し、知識と情報を共有しながら、自殺予防の包括的取組を充実させます。
- ③ 県との連携を強化し、自殺予防対策モデル地区*での取組を継続するとともに、高齢者のうつスクリーニングの実施、自死遺族の支援など、地域の実態に即した対策を、引き続き積極的に推進します。

【主要事業】地域精神保健促進事業

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値
自殺率の減少(10万人当たり)	39.7人/年 (H22～26の平均)	35人/年 (H28～32の平均)
胃がん検診受診率	17.9% (平成26年度)	18.5% (平成32年度)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策2 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策② 地域医療の充実

施策37

施策の方針

市民が安心して医療を受けられるための体制整備を推進するとともに、地域に必要な医療従事者の確保に努めます。

災害時や新型インフルエンザ感染拡大などの非常時に対応するための危機管理体制の充実を図ります。

現状と課題

- ・平成26年度から県立十日町病院の改築が始まり、平成28年に新外来棟の部分開院、平成32年に新病棟の開院が予定されています。
- ・当市の人口10万人当たりの医師数は、111.7人(県平均188.2人)、看護職員数は1,043.6人(県平均1,114.9人)という状況(平成26年12月31日現在)にあり、医師、看護職員等の医療従事者の確保が緊急の課題です。
- ・当市の救急医療体制は、休日の一次救急医療については休日一次救急診療センターと在宅当番医制を併用していますが、休日一次救急診療センターは県立十日町病院近くでの開設が求められています。また、二次救急医療は、病院群輪番制*で対応していますが、小児科救急外来などの時間外救急診療も多く、医師、看護職員等の医療従事者に大きな負担となっています。
- ・近年、大規模な自然災害が発生したり、新型インフルエンザや様々な感染症が国内外に流行したりしています。こうした状況に対応できる危機管理体制の構築と医療提供体制整備が必要です。



看護職員の活動



休日一次救急診療センターの診察

施策の展開

1. 医療施設整備等の推進

- ① 県立十日町病院の早期改築に向けての取組を推進し、改築後、急性期を中心とした二次医療を担うほか、幅広い診療機能を有する地域中核病院としての県立十日町病院を支援します。
- ② 医療施設整備等支援事業を活用し、市内で新たに開業する医師及び既に開業している医師への支援に努めます。
- ③ 魚沼地域全体と十日町地域の医療の高度化及び救急医療の充実を図るため、魚沼基幹病院、3魚沼の広域市町及び関係団体との連携を強化します。

【主要事業】 医療施設整備等支援事業、バスレーン整備(県立十日町病院沿い)

2. 医療従事者の確保

- ① 医師確保策として、医師研究資金貸与事業、医療施設整備等支援事業や医師派遣大学寄附事業を継続して実施するとともに、市外で活躍する十日町市出身の医師へ積極的に市支援制度等の情報を発信し、市内での勤務を働き掛けます。
- ② 看護職員等確保策として、看護職員養成施設の誘致を促進するとともに、看護師・理学療法士等修学資金貸与事業や看護職員就業支度金支給支援事業を継続して実施します。
- ③ 医療従事者の定着に向けた活動を実践する「地域医療・地域ケアを支え隊」などの地域住民によるボランティア活動を応援します。

【主要事業】 医師派遣大学寄附事業、医師研究資金貸与事業、医療施設整備等支援事業(再掲)、看護師・理学療法士等修学資金貸与事業、看護職員就業支度金支給支援事業

3. 医療体制の充実強化

- ① 医療機関や医師会などと協力し、関係機関が連携しやすい環境の整備に努めます。
- ② 医療機関や医師会などの協力を得ながら、休日の一次救急診療及び病院群輪番制を継続して実施するとともに休日一次救急診療センターの県立十日町病院近くでの開設を検討します。
- ③ 災害時や新たな感染症にも対応するため、医療機関や医師会との連携を強化し、緊急時の医療体制の維持に努めます。

【主要事業】 休日在宅当番医制事業、病院群輪番制事業、休日一次救急診療センター事業

4. 適正受診の啓発

- ① 医療従事者の負担増による地元離れや医療事故、ひいては地域医療体制の弱体化が懸念されていることから、市民にかかりつけ医を持ち、通常の診療時間に適正な診療科で受診すること(適正受診)を啓発します。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年12月31日)	目標値(平成32年12月31日)
人口10万人あたりの医師数	111.7人	115人
人口10万人あたりの看護師数	1,043.6人	1,100人

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策① 低炭素・循環型社会*の推進

施策38

施策の方針

低炭素・循環型社会*を構築する取組として、ごみの減量化及び再資源化の推進と、バイオマス資源*や水力、地熱、温泉熱、下水熱、太陽光などを活用した再生可能エネルギー*の創出を推進します。

現状と課題

- ・ごみの減量化と再資源化を推進するために分別回収を徹底するとともに、3R(リデュース・リユース・リサイクル)*の取組を推進していることから、ごみの排出量は年々減少しています。限りある資源の有効利用や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくためには、市民や事業者に対する継続したごみ減量意識の普及啓発が必要です。
- ・地球温暖化問題は日常生活や事業活動などの要因が複雑に影響しています。この問題解決のためには、市民や事業者からの省エネルギーや化石燃料の使用抑制などの協力が必要です。
- ・「十日町市バイオマス産業都市構想」の計画に基づいて、バイオマス資源の有効利用を進めなければなりません。さらに、石油などの化石燃料に代わるエネルギーとして、水力、地熱、温泉熱、下水熱、太陽光など自然エネルギーの有効利用が求められています。
- ・ごみ焼却施設の大規模改修が完了しました。この施設を適正に長期的に使用できるよう、市民との協働による、ごみの減量化と再資源化が求められています。
- ・し尿前処理施設が平成24年度に完成しました。今後は中里地域、松之山地域のし尿も処理できるよう、受入体制の整備が必要です。
- ・霧谷管理型最終処分場は、使用期間が平成31年度までであることから、次期最終処分場の建設計画等の検討が必要です。



ペレットストーブ



太陽光発電

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. ごみ減量化・リサイクルの推進

- ① 環境にやさしい循環型のまちを目指し、3Rを普及啓発し、市民にごみを出さない生活様式への転換を促します。
- ② ごみ分別収集方法を、ホームページやスマートフォンアプリ等を介して、市民に分かり易く情報提供ができるよう取組を推進します。
- ③ 分別収集の徹底を図るとともに、家庭での生ごみの堆肥化によるごみの減量を推進するために、生ごみ処理容器の普及を進めます。

【主要事業】 バイオマス利活用推進事業、エコポイント事業、循環型社会推進事業

2. 再生可能エネルギー導入・省エネルギー対策の推進

- ① 廃棄物系バイオマスの燃料化及びバイオガス発電などの取組を進めます。【戦4-①】
- ② 木質バイオマス、水力、地熱、温泉熱、下水熱、太陽光など再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい低炭素社会を目指します。【戦4-①】
- ③ 市民や学校におけるエネルギー教育・活動などの環境教育を推進します。【戦4-②】
- ④ 環境フェアにおいて、事業者と協働しながら市民の再生可能エネルギー・省エネルギーへの関心を高め、関連製品の普及を図ります。【戦4-②】
- ⑤ 市独自のエコポイント事業*を実施し、レジ袋の削減、廃食用油回収協力など家庭からできる温暖化対策の取組を継続して支援します。

【主要事業】 再生可能エネルギー活用促進補助事業、再生可能エネルギー熱利用加速化支援事業、廃棄物発電施設建設事業、水力発電施設建設事業

3. ごみ焼却施設の延命化

- ① 中里地域、松之山地域のごみ処理を十日町エコクリーンセンターに一元化したことにより、さらなる減量化と再資源化を進め、ごみ処理施設の延命化に努めます。

4. し尿処理施設の受入体制整備

- ① 津南地域衛生施設組合で処理している中里地域及び松之山地域のし尿を、し尿前処理施設で処理できるよう受入体制の整備を進めます。

5. 管理型最終処分場の整備

- ① 次期管理型最終処分場建設に向け、各種調査・測量を行い、施設の建設計画を進めるとともに、埋立てごみの減量化を図り延命化に努めます。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成25年度)	目標値(平成32年度)
再生可能エネルギーの創出量	4,838メガワット/年	20,000メガワット/年
一般廃棄物再資源化率	21%	26%
一般廃棄物(ごみ)排出量	20,939t/年	17,290t/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策② 豊かな自然環境の保全

施策39

施策の方針

豊かな自然環境の保全や自然生態系を維持し、河川、山林、里山の適正な管理等を図り、やすらぎと潤いのある空間の整備に努めます。

現状と課題

- ・当市は、大河信濃川、ブナ林に代表される森林など豊かな自然に恵まれており、貴重種をはじめ多様な野生生物が生息、生育しています。この恵まれた自然景観や自然生態系を未来に残すため、人と自然が調和する豊かな自然と共生できる社会づくりが必要です。
- ・環境問題は、日常生活や産業活動の中の様々な要因で発生しています。当市でも悪臭・騒音をはじめとする公害苦情や油流出事故が発生しています。これらを減らすためには、市民・事業者・行政の三者が協働する社会をつくる必要があります。
- ・市民一人ひとりが環境保全の重要性についての意識を深めることが大切です。自然との触れ合いを通じ、身近な環境問題に対しての学習機会を設ける必要があります。



美人林保全活動



クリーン作戦(信濃川河川敷)

施策の展開

1. 自然環境の保全

- ① 都市部との交流促進やボランティアの育成、環境保護団体や発電事業関係者との協力などにより、市内外の人たちと一体になった自然環境を維持・保全する活動を支援します。
- ② 不法投棄を防ぐため、啓発看板設置や環境パトロールの活動を支援します。

【主要事業】 自然生態系維持・保全事業、クリーン作戦・市民協働の森づくり事業

2. 安心して暮らせる生活環境づくり

- ① 公害を未然に防ぐため、水質調査の継続や騒音・振動・悪臭・大気汚染などの監視を進めるとともに、市民や事業者からの協力により環境の保全に努めます。
- ② 重金属などの有害物質を含むごみの分別収集を徹底し、土壌・地下水汚染の未然防止に努めます。

【主要事業】 騒音・振動・悪臭対策事業

3. 環境保全の意識啓発

- ① 探鳥会をはじめ、昆虫や水中生物などの自然観察会において環境の大切さを学ぶ学習会の実施を推進します。
- ② ふるさと信濃川教室やサケの稚魚放流活動などを通じ河川環境への関心を高めます。
- ③ 環境講演会や環境フェアを開催し、環境問題に関する意識啓発を行うとともに、広報紙などを活用し情報提供を行います。
- ④ 環境問題に対する市民の関心と理解を深めるため、ホームページなどを活用し、環境にやさしい暮らし方の情報提供を行います。

【主要事業】 環境啓発推進事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
環境美化運動参加者数	5,705人/年	7,000人/年
苦情処理件数 (水質汚濁、騒音、振動、悪臭、大気汚染、 土壌汚染、不法投棄、その他)	68件/年	65件/年

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策3 環境にやさしく自然と調和するまち

施策③ 水資源の確保と活用

施策40

施策の方針

長期的に安定した水供給や適正な地下水利用を図るための地下水かん養対策を進めます。また、信濃川や清津川の維持流量確保に努めるとともに、市民が気軽に利活用できるよう河川環境の整備を進めます。

現状と課題

- ・当市の水の供給は、地下水と河川水に依存しており、長期的に安定した水供給を図る必要があります。
- ・市街地を始め地下水位の低下が問題となっている地域では、適正な地下水利用を図るため、地下水かん養対策及び水の再利用の研究を進める必要があります。
- ・信濃川や清津川は、発電用水に多くの水が使われてきました。信濃川は、平成27年に一定の維持流量の確保が確定し、河川環境は改善の方向に向かっています。今後は河川環境を維持しつつ、観光や教育などによる、河川の利活用を進める必要があります。
- ・清津川は、発電のために取水された水が魚野川に放流されています。本来の清津川の流れを取り戻すため魚野川の水源確保に向け抜本的対策を行うこととなりました。その早期実現に向け取り組んでいく必要があります。



地下水利用の消雪パイプ



信濃川でのラフティング

施策の展開

1. 水資源の確保

- ① 現在ある長期水需給計画を基に、全市を対象とする見直しを行い、水資源の確保と安定した水供給に努めます。
- ② 地下水位の低下が問題となっている地域では、地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプに利用している地下水の節水や循環システムの研究を進めます。
- ③ 山林や農地の保安全管理に努め、河川水と地下水の汚染防止と水源かん養に努めます。
- ④ 清津川については、本来の清津川の流れを取り戻すため、抜本的な解決策の早期実施に向け、引き続き活動を展開します。

【主要事業】 水資源保護対策事業、地下水節水方式・河川水循環システムの研究

2. 河川環境の整備と利活用

- ① 市民による河川環境の保全及び河川利用に関する活動を支援します。
- ② 河川には、豊かさや潤いを与える水辺環境があります。これらの環境に市民が気軽にふれたり、活用できるよう水辺空間を整備し、観光振興にも活かします。
- ③ 水辺での学習活動では、信濃川本流で行われているラフティング*などを通して、より川に対する関心を深めます。

【主要事業】 河川環境整備事業、信濃川親水化整備事業、河川教育関連事業、越後田舎体験事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)
信濃川ラフティングの利用者数	1,398人/年	3,000人/年
消雪パイプ用節水タイマーの設置	5箇所	20箇所

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策① 道路網の整備

施策41

施策の方針

上越魚沼地域振興快速道路の早期完成を働きかけるとともに、十日町インターへのアクセス道の整備やインター周辺整備を進めるための土地利用計画を策定し、受け入れ態勢を整えます。

国県道の未改良区間や危険箇所の解消に向けた取組を強化するとともに、交通利便性を高めるため、市道の整備と道路施設の老朽化対策を計画的に進めます。

現状と課題

- ・「上越魚沼地域振興快速道路」は、上越市と南魚沼市を結ぶ地域高規格道路*であり、災害に強く信頼できる道路として、着実な整備促進が求められています。とりわけ、「八箇峠道路」の早期の全線供用開始と「十日町道路」の国直轄での整備に向けた取組の強化が必要です。
- ・道路ネットワークの骨格となる国県道は、ここ数年、国道253号松代道路や国道353号松之山バイパス、国道403号大白倉バイパス（岩瀬工区）、そして県道十日町塩沢線の二ツ屋バイパスなど大規模な事業が完成しました。しかし、依然として、平成26年から2年に渡り土砂災害が発生した国道353号など、沢沿いや峠越えの路線が多く、雨や雪による災害で通行が規制される区間を抱えています。一年を通じて安心して通行できる道路の確保のため、危険箇所の早期解消が必要です。
- ・地域の活動を支える市道整備への市民の期待は大きく、円滑な交通と住環境の改善を図るため、幹線道路と生活道路の計画的かつ着実な整備が必要です。
- ・通行量が多い幹線道路は、歩行者や自転車の安全対策が不十分な区間が多く残っています。通学路や商業地を中心とした歩行者の通行空間の確保とともに、安心して通行するためのバリアフリーや無電柱化対策を進める必要があります。
- ・橋りょう等道路施設の多くが高度経済成長期に整備されたものであり、老朽化が進んでいます。このため、道路施設の安全点検を充実させ、今後集中的に更新の時期を迎える施設について、計画的な維持管理と更新を行う必要があります。



早期全線開通が望まれる八箇峠道路



整備を進める稲荷町線

施策の展開

1. 地域高規格道路整備の促進

- ① 上越魚沼地域振興快速道路は、沿線の自治体との連携を図りながら、整備区間の早期完成と未着手区間の早期事業化に向け、関係機関に強く働きかけます。
- ② 整備が進められている「八箇峠道路」は、八箇～野田間に引き続き、六日町バイパスまでの全線供用開始に向け取組を強化します。
- ③ 十日町～八箇間の「十日町道路」は、早期の事業化と国直轄での整備を県と連携しながら確実に進めます。
- ④ 十日町インターチェンジ周辺の土地利用基本計画を見直し、周辺の活性化プランを策定するとともに、インターチェンジへのアクセス道の整備を進めます。

2. 国・県道整備の促進

- ① 道路網の骨格を形成する国県道は、災害や雪による孤立集落や交通の遮断、事前通行規制区間の解消を優先し、あわせて、円滑な交通の確保や地域活力の支援を図るために、未改良区間と危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。

3. 市道整備の推進

- ① 国県道の役割を補完する幹線道路は、利便性と安全性の向上を目的として、効率的な道路整備を進めます。
- ② 生活道路は、雪対策を含めた住環境の改善のため、投資効果を踏まえた路線選定を行った上で、計画的な整備を図ります。

【主要事業】 道路整備事業

4. 歩行者・自転車の安全対策

- ① 国県道は、歩行者の安全対策が急務となる歩道の整備と歩道幅員狭小区間の早期解消を県に働きかけます。
- ② 市道については、通学路や商業施設周辺を中心に、歩道の整備と路肩の拡幅を進め、歩行者の安全対策を進めます。あわせて、バリアフリーと無電柱化の推進を図ります。
- ③ 経済性や環境・健康面に優れた自転車利用を促進するための対策を進めます。

5. 道路施設の老朽化対策

- ① 施設の安全性を確認するため、橋とトンネルについては5年に1回、その他の構造物についても適切な時期に点検を実施します。
- ② 効率的な維持管理・更新を行うため、点検結果を基に長寿命化修繕計画を更新しながら、計画的に修繕を行っていきます。

【主要事業】 社会資本メンテナンス事業(施設の点検、橋りょう修繕、舗装修繕)

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成27年度)	目標値(平成32年度)
市道改良率	62.3%	63% 整備延長 17km
歩道整備延長(のべ延長)	43.7km	47km
橋りょう長寿命化修繕率 (要修繕橋りょう46橋)	2%(1橋)	46%(21橋)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策② 上下水道の整備

施策42

施策の方針

安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新を行うとともに、良好な水源と水質の確保に努めます。

快適な市民生活を支え、公共用水域の水質保全のため、下水道施設の計画的な更新を行うとともに、さらなる水洗化率の向上を図ります。

現状と課題

- ・水道については、建設後相当な年数を経て老朽化した施設や管路が多く、耐震化も含めた施設や管路の更新が必要です。また、山間部の水道未普及地域では浅井戸や"わき水"などを水源としているため、水質・水量とも不安定な状況になっている地区があることから、水道施設整備を推進し、安全で安定的な生活用水の供給を図る必要があります。
- ・下水道については、公共用水域の保全や生活環境整備の充実を図るため、今後も老朽化した処理場や管路施設の更新と耐震化を計画的に進める必要があります。また、近年頻発する集中豪雨による浸水被害を解消するための対策を強化する必要があります。
- ・集合処理計画区域外においては、合併処理浄化槽*の施設整備が遅れているため、普及啓発を図る必要があります。
- ・上下水道事業は、市民サービス向上や経営の健全化に向け、使用料金の統一や体系の見直しを実施してきました。今後も、使用料収入を主体として事業経営を行う公営企業であることから、より一層経営の健全化を図っていく必要があります。



水の「安全・安心」とどけます

水洗化の状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新潟県平均	85.9%	86.4%	86.8%
十日町市平均	89.4%	90.5%	91.1%

施策の展開

※【戦〇-〇】は、未来戦略に該当する施策

1. 水道施設の整備

- ① 生活用水の安定給水を確保するため、水源や浄水場などの老朽化した施設を計画的に更新・改良し耐震化を進めます。管路については、老朽管の布設替えを行い主要管路の耐震化を進めます。
- ② 水道未普及地域の安定した生活用水確保のため、それぞれの地域の水需給状況などを把握し、施設整備を計画的に行います。

【主要事業】十日町市浄水場改築事業、上水道老朽管更新事業、上水道耐震化事業、未普及地域解消事業

2. 下水道施設の整備

- ① 老朽化した処理場・管路施設の耐震化や機能向上を図るため、長寿命化支援制度および機能強化支援制度を活用し、計画的な施設改築または施設統合を進めます。
- ② 近年の頻発する集中豪雨による浸水被害が顕著な中心市街地の雨水渠の見直しを行い、雨水処理対策を進めます。
- ③ 消化ガスや下水熱などの再生可能エネルギー*利用のための調査に取り組みます。【戦4-①】

【主要事業】十日町市下水処理センター・松代浄化センター設備更新事業、農業集落排水施設(上野地区)の特環公共下水道統合事業、公共下水道浸水対策事業

3. 合併処理浄化槽の整備

- ① 集合処理計画区域外の水質保全や生活環境の充実を図るため、合併処理浄化槽の整備を進めます。

【主要事業】循環型社会形成推進事業

4. 上下水道事業経営の健全化

- ① 水道については、経営基盤の強化と給水サービスの向上を図るため、上水道と簡易水道の水道事業統合を進めます。
- ② 下水道事業については、経営の健全化を図るため、公営企業会計への移行(法適用化)を進めます。
- ③ 整備済地区の未加入者に対し、下水道促進デーなどの機会を通して、つなぎ込みを促進し水洗化の向上に努めます。

【主要事業】簡易水道事業と上水道事業の統合事業、地方公営企業法適用化事業

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
<u>有収率</u> ※料金対象水量 ÷ 年間総配水量	84.2%	87%
<u>水洗化率</u> ※水洗化人口 ÷ 処理人口	91.1%	94%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策③ 生活交通の維持・確保

施策43

施策の方針

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の実情に即した利便性の高い生活交通の確保と利用促進を図ります。

現状と課題

- ・市では生活交通の維持・確保のため、路線バスへの補助とともに、中山間地域を運行する「市営バス」や大型バスが入れない地区への「乗合タクシー」により、病院・学校・買い物など市民の日常生活に欠かせない施設等への交通の確保を最優先に取り組んできました。
- ・自動車社会の進展と人口減少により、路線バスを中心とする公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、適切な生活交通の維持・確保は大きな課題となっています。減便などの利便性低下や個人負担の増加を避けるには、利用者の増加が必要であり、安定した交通を維持し続けるためには、生活交通のあり方を市民と共に検討していく必要があります。
- ・鉄道輸送を取り巻く環境は、北陸新幹線開業と共に大きく変化しました。特に「特急はくたか」が廃止となった北越急行(株)に対しては、県・関係市町と連携し、経営の安定化を図る必要があります。
- ・交通の利便性向上や利用促進を図るためには、交通事業者、沿線地域と市が協働し適切な組み合わせによる交通手段の確保を検討し、同時に公共交通の利用をPRしていく必要があります。



市営バス運行(下条地区)



ほくほく線 十日町駅

施策の展開

1. 生活を支え続ける輸送サービス網の維持・確保

- ① 通院・通学・買い物などの日常生活に不可欠な輸送を最優先に、全ての事業者と連携し、地域の実情に即した生活交通確保に努めます。
- ② 利用者が極端に少ないバス路線は、地域の実情に合わせ適切な輸送サービスのあり方を検討し、その改善に努めます。

【主要事業】生活交通確保対策補助事業

2. バス路線の維持と中山間地域の市営バス・乗合タクシーの運行

- ① 「市民の足」として路線バスを維持しつつ、交通事業者や国県と連携・分担を図りながら、必要な支援措置を実施し、利便性の確保に努めます。
- ② 中山間地域では、輸送人数を把握しながら、事業者と連携し安定した市営バスの運行に努めます。また、交通空白地解消のため一部の区域には、地域のニーズに対応した乗合タクシーを運行します。

【主要事業】市営バス運行(整備)事業、予約乗合タクシー運行事業

3. 安定した鉄道輸送の支援

- ① 飯山線とほくほく線は、沿線地域と連携し、マイレール意識*を高めるための施策を実施するとともに、利便性の向上と利用促進を図ります。
- ② ほくほく線が継続的に安定運行されるよう、国の支援制度を活用しながら事業者や県・関係市町と連携し、経営の安定化を図ります。

4. 公共交通の利用促進

- ① 市民生活に直結する路線バス・市営バス等だけでなく、鉄道事業者を含む全ての公共交通機関と連携し、沿線市民と共に地域の実情に即した必要な公共交通のあり方を検討し、その利用促進を図ります。

【主要事業】公共交通会議の実施、公共交通マップ作成、鉄道利用促進補助

まちづくりの目標値

項目	現状値	目標値(平成32年度)
十日町駅の乗車数	飯山線 : 496人/日(H26) ほくほく線 : 694人/日(H27)	飯山線 : 500人/日 ほくほく線 : 700人/日
市営バス・乗合タクシーの利用者数	市営バス : 17,187人/年(H26) 乗合タクシー : 2,668人/年(H26)	市営バス : 17,000人/年 乗合タクシー : 3,000人/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策④ 住宅・公園等の整備

施策44

施策の方針

高齢者や障がい者に配慮した生活支援型住宅*など、ニーズに合った住宅・宅地の供給を推進するとともに、公営住宅等の長寿命化を図ります。

市街地における災害時の延焼遮断帯や緊急避難地を兼ねた公園・広場などのオープンスペースを確保するとともに、公園施設の老朽化やバリアフリー化への対応を図ります。

現状と課題

- ・少子・高齢化の進展、若者の他地域への転出など社会状況が大きく変化していく中で、多様なニーズに対応した住宅施策を進める必要があります。住宅取得については、安価な住宅用地の供給が少ない中で、居住水準を確保するための優良宅地の供給を促進することが課題となっています。
- ・公営住宅については、住宅ごとの応募倍率に差が生じており、入居希望者がいないことによる長期空き家が課題となっています。また、建物の老朽化が進むことから、建替えや大規模改修を今後も計画的に進める必要があります。
- ・人口に占める高齢者の割合が高まり、高齢者のみ世帯の増加が予想されます。また、障がい者が安心して暮らすことのできる住環境整備が求められています。
- ・近年発生した、中越大震災や長野県北部地震では、昭和56年以前の旧建築基準法で建築された住宅に多くの被害が生じました。住宅の耐震化は生命を守る基礎であり、平成17年に導入した木造住宅の耐震対策事業を継続的に実施しています。引き続き市民の意識を醸成し耐震化を推進していくことが必要です。
- ・周囲を緑豊かな自然に囲まれている一方で、市街地には緑が少ない状況です。また、公園・広場の多くは開設以来数十年を経過し、遊具等の公園施設の老朽化やバリアフリー化の遅れ、樹木の管理などが課題となっています。



公営住宅「ハイツちとせ」



千歳公園で遊ぶ親子

施策の展開

1. 優良な住宅や宅地の供給促進

- ① 市民の誰もが安心して快適に住み続けることができるよう、優良な住宅供給を誘導する住生活基本計画を推進し、多様な生活スタイルに合わせた住まい選びを支援します。
- ② 駅西・西本町土地区画整理事業により造成した市有地をはじめ、千年ニュータウンや美咲町・沖ノ原住宅団地等の優良住宅地の供給を推進します。

2. 公営住宅の整備

- ① 民間の賃貸住宅への入居が困難な低所得者層を対象に、適切な居住水準を備えた公営住宅の供給を推進します。
- ② 住宅の長期空き家については、立地条件や施設の状況等を把握し、改善方法について検討するとともに、老朽化した住宅については、大規模改修を推進し、既存施設を最大限利用しながら住環境の改善を図ります。
- ③ 住宅の新規整備は、需要を十分把握した上で、継続的に必要性を検討します。

【主要事業】公営住宅等の長寿命化改修工事

3. 住宅のバリアフリー化・耐震化の促進

- ① 高齢者や障がい者の自立を助け、家族の介助にかかる負担を軽減するためのバリアフリー型住宅等の建設及び改修を推進します。
- ② 住宅の耐震診断、耐震改修に対する支援制度を継続し、住宅の耐震化を推進します。

【主要事業】木造住宅耐震診断支援事業、木造住宅耐震改修支援事業

4. 身近な公園・緑地・広場の整備と災害に備えた安全空間の確保

- ① 公園・広場整備や市街地・住宅地の緑化を推進するとともに、遊具等の安全確保やバリアフリー化、樹木などの植栽管理を推進し身近な公園の整備充実を図ります。
- ② 農村地域のコミュニティ強化のため、地域住民と協働して集会施設などを中心とした緑地・広場の整備を推進します。
- ③ 都市レベルの防災性を高めるため、防災対策と連動した公園・緑地の整備を検討します。

【主要事業】遊具更新・修繕工事

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
住宅の耐震化率	62%	76%
公園の遊具更新箇所数	13箇所	24箇所
公営住宅の大規模改修棟数	17棟	26棟

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策4 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

施策⑤ 計画的な土地利用の推進

施策45

施策の方針

市街地や住宅地域、農業生産地域、森林地域等の種別に対応し、都市計画をはじめとした各種制度の活用による適正な土地利用を推進します。また、土地の情報提供などの市民サービスを向上させるため、地籍調査の推進を図ります。

現状と課題

- ・都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法などの個別法により定められた土地利用計画について総合的に見直す必要があります。都市計画区域は、十日町地域、川西地域で設定されていますが、他の3地域には都市計画区域が設定されていないため、全市を一体的に調査した上で、新たな都市計画区域の設定が必要です。
- ・十日町駅を中心とした市街地では、住宅の移転による空地の増加や郊外店の進出などにより活力が低下しており、都市機能が充実した活気ある空間とすることが課題です。
- ・地籍調査の未了地域の登記簿及び公図は、明治初期に作られた地図を基にしたもので土地の境界が不明確なものや、面積が不正確なものが少なくありません。これらの問題を早期に解消するために、地籍調査の実施にあたっては県内初となる10条2項委託*を採用し、市街地での調査は大幅に進捗しています。引き続き地籍調査の継続が必要です。
- ・中越大震災や長野県北部地震により、既に国土調査が終了している中里地域及び水沢地区の一部において土地の座標値*が大きく変動している箇所があります。
- ・街並みの整備については、遊休地を含めて徐々に進められていますが、それぞれの地域が持つ特性やその地域らしさを生かした景観形成が必要です。
- ・農村地域では、豊かな自然や田園風景などが調和し、風土とともに人々が作りあげてきた景観が見られます。今後は、中山間地域等直接支払交付金事業*や多面的機能支払交付金事業*等の活用により地域住民との協働による景観の維持・形成が必要です。
- ・当市は、信濃川の河岸段丘に農地などの緑地が広がり、その背後の丘陵地には森林区域があり豊かな自然に恵まれています。これらの保全と自然環境を生かした景観形成が課題です。

地籍調査の実施状況（平成27年4月1日現在）

地域名	計画面積 (km ²)	完了済面積 (km ²)	進捗率 (%)
十日町	203.59	77.29	37.96
川西	72.73	72.73	100.00
中里	56.92	56.92	100.00
松代	87.42	0.00	0.00
松之山	83.80	0.00	0.00
合計	504.46	206.94	41.02

*完了済面積は、国土調査法第19条5項(区画整理・ほ場整備)を除く



高台から見た中心市街地

施策の展開

1. 都市計画の推進と見直し

- ① 市民参加によるまちづくりやにぎわいのある都市空間を創出するため、都市基盤の整備を推進します。
- ② 都市計画マスタープランに基づく都市計画区域の見直しを行い、国道117号沿線の計画的な市街地形成に努め、コンパクトな都市づくりを推進します。

2. 農業振興地域整備計画*の見直し

- ① 秩序ある土地利用、農地の効率的な利用、及び優良農地の保全を図るため、農用地区域の指定状況等を再点検し、農業振興地域整備計画*の見直しを行います。併せて、指定管理方法の統一化及び電子データ化を図ります。

3. 地籍調査事業の推進

- ① 土地に関する施策の基礎資料として、未了地域の地籍調査を推進します。また、中里地域の座標値補正については、解消に向けて国県と連携していきます。
- ② 地番と行政区名が大きく異なり、分かりにくくなっている十日町地域の中心市街地は、地籍調査と同時に町界町名整理事業を行い、分かりにくさを解消します。

【主要事業】地籍調査事業

4. 街並み景観や農村景観の保全・形成

- ① 歴史的な景観を生かした街並みに対して、貴重な景観資源として保全に努めます。
- ② 心の豊かさを育むために自然豊かな農村景観が求められています。自然環境の保全や中山間地域の原風景である棚田などの景観の維持・保全に努めます。

5. 森林環境の保全

- ① 市域の約7割を占める森林区域は、地球温暖化防止機能、山地災害防止・水源かん養機能など、国土保全のための重要な役割を担っています。このため、森林整備計画*に基づいた適切な整備を行うことで、森林の持つ公益的な機能を維持します。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
市街地の地籍調査進捗率	30.4%	91.4%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策5 雪とともに生きるまち

施策① 冬期間の交通確保

施策46

施策の方針

冬期間の安全・安心を確保するため、道路除雪体制のさらなる充実を図りながら、消雪パイプや流雪溝の整備、雪崩防止対策を推進します。

現状と課題

- ・道路除雪は、平成25年度に大きな制度見直しを行い、地域格差の解消と市民負担の軽減を図りました。しかしながら、近年雪捨て場が減少しており、特に住宅密集地ではダンプ運搬による排雪を余儀なくされています。効率的な除排雪体制を確立するためには、安定した雪捨て場の確保が必要です。また、山間地の道路では、圧雪路線の無雪化が緊急の課題です。
- ・消雪パイプは、主に市街地の家屋連たん地区を中心に設置されていますが、設置後30年以上が経過した老朽化施設が多く、計画的な更新が必要です。また、冬期間には利用が集中するため、地下水の適正利用を図る必要があります。
- ・流雪溝は、十日町市街地では計画路線の整備がほぼ完了しましたが、未設置路線への整備を検討する必要があります。今後は、川治地区・川西地域の整備を計画的に推進するとともに、水源の確保に努めていくことが必要です。
- ・山間集落では、雪崩による生命の危険や生活への影響が大きな不安となっています。このため、冬期間の安定した交通確保を阻害する雪崩危険箇所の早期解消に努める必要があります。



ロータリー除雪車による除雪



流雪溝を利用した住民除雪

施策の展開

1. 道路除雪の推進

- ① 除雪オペレーターの確保に対する支援や老朽化した除雪機械の更新とともに、高い除雪レベルの維持に努めます。
- ② 効率的な除雪を行うために必要な雪捨て場が安定して確保できるよう、引き続き住民に理解と協力を求めています。
- ③ 山間地においては、冬期間の安全・安心な生活環境改善に努めます。

【主要事業】市道除排雪事業、建設機械整備事業

2. 消雪パイプの整備

- ① 機械除雪が困難な家屋連たん地区では、消雪パイプの整備による交通の確保を図ります。また、老朽化した消雪パイプの計画的な更新を推進します。
- ② 消雪パイプの整備に際しては、地下水の適正揚水を考慮するとともに、効率的な散水方法の検討や節水タイマーの導入を進めます。
- ③ 地下水資源を守るため地下水位の測定を継続的に行い、節水の啓発に努めます。

【主要事業】消雪パイプ更新・修繕・改修・整備事業

3. 流雪溝の整備

- ① 河川からの取水により水源確保を図りながら、計画的な流雪溝の整備を推進します。
- ② 各地域の流雪溝運営組織等との連携により、効率的な運用と維持管理に努めます。

【主要事業】流雪溝整備事業

4. 雪崩危険箇所の解消

- ① 雪崩危険箇所のパトロールを強化し、危険箇所の早期把握と事故の未然防止を図ります。
- ② 市道においては、雪崩予防施設の設置や段切り対策などを検討し、雪崩危険箇所の早期解消に努めます。また国県道の雪崩防止対策の計画的な実施について、関係機関に働きかけます。

【主要事業】雪崩調査の実施

まちづくりの目標値

項目	目標値(平成32年度)	目標値(平成32年度)
消雪パイプ整備延長	78.1 km	81.7 km
流雪溝整備延長 (十日町市街地・川治地区・川西地域)	79.1 km	87.7 km

基本方針3 | 安全・安心なまちづくり

政策5 雪とともに生きるまち

施策② 克雪・利雪対策の充実

施策47

施策の方針

克雪住宅の普及促進、高齢化集落や要援護世帯等への雪処理の支援など、克雪対策の充実を図ります。雪を貴重な資源として捉え、雪エネルギーの利用促進を進めます。

現状と課題

- ・当市における住宅建設では、屋根の雪処理対策が最重要課題となっており、近年建設される住宅のほとんどは克雪化されたものとなっています。しかしながら、住宅の半数近くは雪おろしが必要であり、住宅密集地では雪処理の空間が少ないことが、防災上からも大きな課題となっています。
- ・近年の人口減少と高齢化により、各集落では冬期間の生活道路の道付けや高齢者世帯の雪おろしなどを自力で行うことが困難になってきており、その対応が大きな課題となっています。これにより、現在支援している事業メニューの拡充や他制度との統合など、総合的な対策の検討が必要です。
- ・雪を資源として有効に活用するために雪冷熱エネルギー*の利用拡大を図る必要があります。



冬期保安要員による道付け作業



克雪住宅(融雪屋根)

施策の展開

1. 克雪住宅の普及促進

- ① 克雪住宅の普及促進を目的とした現行の克雪すまいづくり支援事業を継続して実施します。また、克雪住宅づくり資金貸付制度については、近年の新規利用者がほとんどいないため、制度内容等の検討を行います。

【主要事業】 克雪すまいづくり支援事業、克雪住宅づくり資金貸付事業

2. 集落克雪体制の充実

- ① 生活道路の道付けや高齢者世帯の見守り・雪おろし作業などについて地域・集落が安定して行えるよう、地域克雪体制の確立を支援します。
- ② 小型除雪機械の配備や保安要員の配置などの更なる拡充を図るとともに、集落安心づくり事業や要援護世帯への支援などの他制度との統合・効率化の検討を進め、冬でも安心して暮らせる集落の生活環境改善に努めます。

【主要事業】 冬期集落保安要員設置事業、十日町市小型除雪機械共同導入事業、集落安心づくり事業、要援護世帯除排雪援助事業

3. 雪利用の促進

- ① ブランド化を目的とした米などの農産物の貯蔵や冷房等に利用するための雪室の活用を促進し、引き続き雪冷熱エネルギーを利用したシステムの研究支援を行います。
- ② 豊富な雪を資源として利用するため、新たな雪利用の研究を関係機関と連携しながら推進します。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
住宅の克雪化率	58%	65%

基本方針4 | まちづくりの推進に向けて

政策1 協働のまちづくりの推進

施策① 地域自治の推進

施策48

施策の方針

地域の身近な課題は地域住民が自主的・自立的に解決を図る「地域自治」を推進するため、まちづくりの道標である「まちづくり基本条例*」の理念に沿い、行政とともに公共を支える地域自治組織の活動を推進します。

現状と課題

- ・本市における地域自治組織の仕組みは、市町村合併後に設置された地域協議会の見直しを求める地域の声を受け、本市にふさわしい地域自治のあり方について検討を重ねた結果、平成24年度からスタートした新しい取り組みです。
- ・地域の身近な課題は地域住民自らの判断と責任で解決を図るという地域自治の考え方にに基づき、地縁を軸として設立された13の地域自治組織は、「まちづくり基本条例」で公共を支えるパートナーとして明確に位置付けられ、地域の特長を生かして公共課題の解決に取り組んでいます。
- ・地域自治を更に推進するためには、女性や若者など地域内の様々な人材が参加しやすい組織運営を図る必要があります。また、専門性を特長とするNPOやボランティア団体など多様な協働の担い手との協力、連携を図る必要があります。
- ・平成の大合併により、全国でも同様の制度が多く見られるとともに、人材の育成や組織の活性化、活動拠点の整備など、共通する課題もあり、今後は、こうした自治体間の連携を図る必要があります。



十日町市地域自治組織連絡協議会の様子



地域自治推進事業の活動(安全運転講習)

施策の展開

1. 地域自治活動の充実

- ① 住民自治活動の充実を図るため、地域のまとめ役である地域自治組織と地域内の各種団体との協力・連携を推進するとともに、女性や若者が参加しやすい組織運営を促します。
- ② 協働のまちづくりのパートナーである地域自治組織に対して制度的・財政的支援を継続し、地域自治活動の充実を図ります。
- ③ さらに、地域住民の参加のもとで行う地域づくり活動に対し、ふるさと納税を活用して活動財源となる資金調達を図ります。
- ④ NPOやボランティア団体など多様な協働の担い手との協力・連携を推進します。
- ⑤ 地域自治の活動拠点となる施設についても検討し、必要な整備を進めます。
- ⑥ 共通の課題を有する自治体等で構成する全国組織(小規模多機能自治推進ネットワーク会議)と連携し、先進事例などを参考にしながら地域自治活動の充実を図ります。

【主要事業】 地域自治推進事業交付金(パワーアップ事業*)、地域自治組織活動支援交付金

2. コミュニティの活性化

- ① 地域コミュニティの活性化を図るため、環境美化や資源のリサイクル、自主防災、地域文化、地域福祉などの地域活動を支援します。
- ② 市民や団体が利用しやすく、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備を支援します。

【主要事業】 自治総合センターコミュニティ助成事業、十日町市地域集会施設建設費等助成事業

まちづくりの目標値

項目	現状値(H24～26平均)	目標値(平成32年度)
地域自治組織パワーアップ事業実施件数	3件/年	5件/年

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針4 | まちづくりの推進に向けて

政策1 協働のまちづくりの推進

施策② 市民活動の推進

施策49

施策の方針

公共の複雑化・高度化が進む中、多様な主体によって公共を支えていく仕組みが必要となることから、まちづくりの道標である「まちづくり基本条例*」の理念に沿い、行政とともに公共を担うNPO法人や市民活動団体などによる市民活動を推進します。

現状と課題

- ・協働のまちづくりの推進により、NPO法人や市民活動団体、地域自治組織など、行政と共に「公共」を支える協働の担い手が着実に育ち、今日では、まちづくりの様々な場面で活躍をしています。また、これらの協働の担い手による活動を後押しする「まちづくり基本条例」が施行されたことにより、十日町市の力を結集したまちづくりを進めていく基盤が整いました。
- ・また、市民活動の拠点施設となる市民交流センター及び市民活動センターの整備も進められており、市民活動の更なる活性化と新たな協働の担い手の発掘と育成が期待されます。
- ・一方で、社会情勢は刻々と変化し、地域社会が抱える課題や市民が求めるニーズはますます多様化・高度化しています。拡大する「公共領域」を支えるためには、協働の担い手が力を出し合い、役割分担をしながら課題を解決する協働のまちづくりを推進することが不可欠です。



中間支援組織 NPO法人「ひとサポ」



協働の担い手大集合「めっか めっか」

施策の展開

1. 協働を推進する環境整備

- ① まちづくり基本条例に基づき、協働するために必要となる環境を整備します。
- ② まちづくりへの市民参画を促進するため、市民自らが公共課題を解決するアイデアをプレゼンテーションする機会を設け、市民のアイデアを施策に反映します。

【主要事業】とおかまち流まちづくり市民会議、とおかまち知恵出しプレゼンテーション事業

2. 市民活動の支援

- ① 市民による主体的なまちづくり活動を後押しし、持てる力を最大限に活かすことができるよう、市民交流センターに市民活動の相談窓口を設置し、助言や情報提供を行うことでその活動を支援します。
- ② 様々な協働の担い手の特長を活かし、「公共」の課題解決に結びつける中間支援組織の活動を支援し、協働のまちづくりの更なる推進を図ります。
- ③ 市内のNPO法人等が持続性を持って活動できるよう、中間支援組織と連携しながら活動への助言を行うとともに、ふるさと納税を活用して活動財源となる資金調達を図ります。

【主要事業】協働のまちづくり事業、NPO活動支援交付金

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
市民活動相談窓口の利用件数	50件/年	150件/年
<u>とおかまち知恵出しプレゼンテーション事業実施件数</u>	—	5件/年

基本方針4 | まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

施策① 効果的・効率的な行政運営

施策50

施策の方針

限りある行政の経営資源を、より効果的・効率的に活用し、市民の目線に立った行政サービスを提供します。

現状と課題

- ・当市では、平成18年度から2次にわたる行政改革大綱「十日町市行政創造プラン」を策定し、職員500人体制の実現や民間活力の導入などの行政改革に継続的に取り組んできました。これまでは総合計画とは別に策定・運用していた行政改革の取組を、平成28年度からは第二次総合計画に盛り込むことで、より計画的に推進していく必要があります。
- ・社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、市民感覚とコスト意識を持ちながら、効果的な行政サービスを提供していくことが求められます。
- ・職員数の削減に取り組む一方で、人事考課制度や国・民間との人事交流などの各種研修の充実、係長昇任試験の導入等により、職員の能力向上に努めてきました。職員500人体制の中で、より効果的・効率的な行政運営を推進するためには、職員一人ひとりの能力をさらに引き出す必要があります。
- ・十日町地域広域事務組合や介護認定審査会、新潟県後期高齢者医療広域連合や津南地域衛生施設組合などの様々な分野で、県内外の市町村と連携した広域行政を行ってきました。今後より一層、防災、福祉、医療、衛生などの分野で他団体と連携し、行政サービスや地域の魅力を向上させるとともに、効率的な行政運営を進める必要があります。

行政改革項目

市民との協働・情報共有

取組項目	成果指標 (まちづくりの目標値)
市民の参画と協働の推進	審議会等における公募委員の割合
	審議会等の女性委員の割合
	とおかまち知恵出しプレゼンテーション事業実施件数
情報の共有化の推進	ホームページの年間アクセス数
	広報活動への市民の参画人数

行政運営の効率化

取組項目	成果指標 (まちづくりの目標値)
民間活力の導入	保育園の民営化
	指定管理者制度の新規導入施設数
地方公営企業の経営健全化	有収率 (料金対象水量 ÷ 年間総配水量)
	水洗化率 (水洗化人口 ÷ 処理人口)
職員の意識改革と人材育成	職員研修への年間参加回数
	人事評価制度の実施
	目標管理制度の実施

財政運営の適正化

取組項目	成果指標 (まちづくりの目標値)
計画的な財政運営	経常収支比率
	財政調整基金*保有額
	地方債残高
経費の削減	公共施設等総合管理計画の策定・推進
	事務事業の整理・統合・廃止
自主財源の確保	市税等(6項目)の収納率

施策の展開

1. 効果的・効率的な行政サービスの推進

- ① 行政改革の取組をまちづくりの目標値の項目と一体的に推進することにより、より一層効果的・効率的な自治体経営に取り組みます。
- ② 効果的・効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、評価結果を各種計画策定や予算編成に活用します。
- ③ 行政運営の効率化と市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度などの民間委託をより一層推進し、民間のノウハウをさらに活用します。
- ④ 時代に対応した迅速な事務処理を行うため、事務の電子化を推進し一層の効率化を図るとともに、サービスの維持・向上のため本庁と支所の効率的な機能分担と連携強化に努めます。

【主要事業】 市民アンケート、総合計画達成度報告、指定管理者制度

2. 職員の能力向上と定員管理

- ① 職員の自主的な自己啓発を支援し、前例・形式主義にとらわれない広い視野と柔軟な発想をもった職員を育成します。
- ② 階層別・分野別の専門研修をより一層充実し、政策立案能力、法務能力、説明能力などの高い専門性と積極性を備えた職員を養成します。
- ③ 職員500人体制は実現しました。この職員規模のもとで引き続きより効率的な行政運営と市民サービスの向上を目指して、組織や業務の見直しを進めます。
- ④ 人事評価制度を通じ、職員に期待する人材像を明らかにし、人事評価制度に目標設定を新たに加え、職員の能力開発に努めます。

【主要事業】 職員研修事業、職員適正配置計画

3. 広域行政の推進

- ① 広域組織を構成する他団体との連携を強化し、業務の性質や状況に応じた最適な手法を選択するなど、広域行政体制の充実に努めます。
- ② 他団体と共同処理又は受託する事務事業は、その内容の適正化を常に図りつつ、さらなる事務処理の効率化に努めます。

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
<u>職員研修への年間参加回数(1人当たり)</u>	1.05回/人	2.5回/人
<u>人事評価制度の実施</u>	人事考課制度の実施	人事評価制度の実施
<u>目標管理制度の実施</u>	未実施	実施
<u>指定管理者制度の新規導入施設数</u>	—	18施設

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針4 | まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

施策② 健全な財政運営

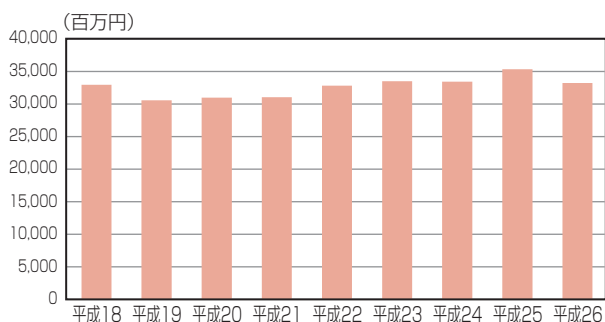
施策51

施策の方針

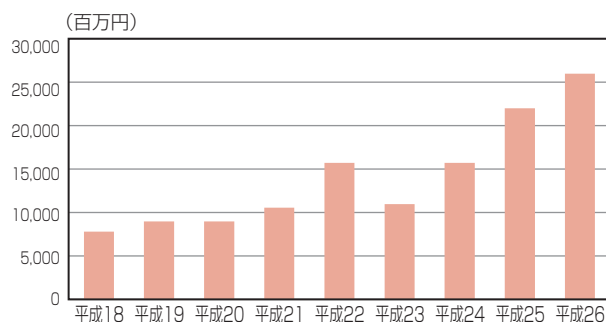
将来にわたり健全な財政運営を図るため、事業の選択と集中を進めるとともに、公共施設の統廃合などを検討します。また、さらなる自主財源の確保と基金の積み立てに努めるほか、財政規模の適正化を進めます。

現状と課題

- ・地方財政の縮小は今後避けて通れない課題であり、「選ばれて住み継がれるまち」を目指すには持続可能な財政の確立が課題となっています。また、将来世代への負担の適正化を図るためにも地方債の発行抑制が必要です。併せて、地方交付税の縮減への対応も考慮し、財政規模の適正化を図ることが必要です。
- ・国の経済対策による各種交付金を有効に活用したほか、効率的な財政運営により財政調整基金*の積み増しを進めてきました。今後は、地方交付税の縮減のほか、市税収入などの経常的な収入の減少が見込まれることから、合併以降積み増してきた様々な基金を、さらに計画的に積立て強固な財政基盤を築く必要があります。また、財政状況を見据えながら市民サービスを維持するために、新たな基金を創設する必要があります。
- ・限られた財源や人的資源の中で、経済対策をはじめ高度化・多様化する市民ニーズへの対応のため、様々な事業を実施してきました。今後はこれらの事業のうち、より重要度、優先度の高い事業を選択して実施する必要があります。
- ・多くの施設が老朽化しているほか、人口の減少により遊休施設が発生してきているため、これらの施設の統廃合などが必要となっています。
- ・公共施設の底地の多くが借地となっているため、経常的な支出を削減する観点から、早期に借地の解消を進めることが必要となっています。
- ・土地開発公社が保有し市がすでに供用を開始している土地については、買戻しが完了しました。今後は、さらに保有地の買戻しを進めて公社を早期に解散し、行政事務の効率化を図る必要があります。
- ・新潟県などと連携して徴収強化に取り組んでいる地方税徴収機構に市が参加することなどで、徴収率は向上しています。一方で、納税意識の低下や景気が回復途上にあるなどの理由から、市税等の滞納額は依然多額で推移しています。市税等の公平な負担の観点から滞納を縮減させていくことが課題です。



当初予算額の推移



財政調整基金残高の推移

施策の展開

1. 財政規模の適正化

- ① 交付税の縮減に合わせて、事業の必要性などを抜本的に見直し財政規模の適正化を図ります。
- ② 地方債発行額を抑制し、将来世代への負担を軽減するとともに、計画的な繰り上げ償還を実施し、市債残高の圧縮を図ります。

2. 事務事業の整理・統合と借地の解消

- ① 事務事業における行政関与の必要性や成果などを踏まえ事業の整理・統合・廃止を行います。
- ② 限られた財源・人的資源を有効に活用するため、事業効果、優先度及び重要度の高い事業から予算付けを行うとともに人材を配置します。
- ③ 多額な借地料を軽減するため、地権者との交渉を順次進めながら借地の早期解消に努めます。
- ④ 土地開発公社の保有地の買戻しが進んでいないことから、買戻しをさらに進めて公社を早期に解散し、行政事務の効率化を図ります。

3. 財政運営の改革

- ① 強固な財政基盤を構築するため、財源を有効に活用しながら財政調整基金を積み増しするとともに、将来に向けて市民サービスが維持できるような新たな基金を創設します。
- ② 公共施設を適正に配置するため、「公共施設等総合管理計画」を策定して、利用度の低い施設の統廃合を推進します。

【主要事業】公共施設等総合管理計画の策定

4. 収入の安定的確保と収納率の向上

- ① 様々な機会や媒体を活用し市民の納税義務の意識高揚を図ります。
- ② 引き続き市税の適正な課税に努めるとともに、県などと連携して滞納整理に取り組み、収納率向上を図ります。

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
経常収支比率(一般会計)	92.7	95未満
財政調整基金保有額(一般会計)	25.9億円	32億円以上
地方債残高(一般会計)	445.7億円	467億円未満
事務事業の整理・統合・廃止	実施中	統合・廃止項目を追加して実施
公共施設等総合管理計画の策定・推進	—	実施
市税等(6項目)の収納率	96.5%	現状以上

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針4 | まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

施策③ 情報の発信力強化と広聴活動の推進

施策52

施策の方針

十日町市のイメージアップや市政への市民参画を推進するため、多様な媒体を活用した効果的な情報発信や広聴機会の充実を図ります。

現状と課題

- ・地域自治の推進・協働のまちづくりをさらに進めるためには、より多くの市民が公共を担う立場として活動するための環境づくりが重要になります。そのため、市民一人ひとりの提言や要望を真摯に受け止め、施策に反映する広聴の仕組みが求められています。
- ・市民と行政の信頼関係が構築されることによって、それぞれの役割分担のもとでまちづくりが進み、相乗的な効果が生まれます。これを進めるための双方向型コミュニケーションが重要となります。
- ・「選ばれて住み継がれるまち とおかまち」を実現するためには、市民のみならず、市外に対しても、日常生活の目線での市の魅力を発信することが求められています。
- ・市民は多種多様な媒体から情報を受信しています。市報やホームページだけでなく、SNSなどのツールも活用しながらターゲットや状況に応じた情報発信を行っていく必要があります。



「市長とふれあいトーク」の様子



さまざまなツールを活用した情報発信

施策の展開

1. 情報の迅速で正確な提供、魅力の積極的発信

- ① 多種多様なツールを用いた情報受信に対応するために、コミュニティFMやSNSなどのあらゆる媒体を活用した情報発信を展開します。
- ② 中心的な媒体である市報とホームページにおいて、必要な情報提供を迅速かつ正確に伝えることはもちろん、市の魅力を共有できる広報活動を推進します。
- ③ 市の魅力を内外に分かりやすく伝えるための広報戦略*を進めます。
- ④ 職員一人ひとりが広報力を身に付け、積極的に情報を発信する体制を整えます。

【主要事業】 ホームページ運営、SNSとホームページの連携

2. 広聴活動の充実・情報共有

- ① 市長とふれあいトーク、サタデー市長室、市長への便りなど、地域団体・分野別団体・個人などあらゆる立場の声を広く聴き、政策形成に反映する仕組みを継続します。
- ② 公募委員制度、パブリックコメント制度、事業形成段階でのワークショップ*などを活用するとともに出前講座を継続し、市民と行政の双方向型コミュニケーションによるまちづくりを推進します。
- ③ 市民アンケートを実施し、市民の満足度とニーズを把握するとともに、その結果を市政に反映させていきます。

【主要事業】 市長とふれあいトーク、サタデー市長室、市長への便り、出前講座

まちづくりの目標値

※アンダーライン項目は、行革対象項目

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
<u>ホームページの年間アクセス数</u>	696,209回/年	735,000回/年
<u>広聴活動への市民の参画人数</u>	557人/年	600人/年
<u>審議会等における公募委員の割合</u>	10.18%	30%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

基本方針4 | まちづくりの推進に向けて

政策2 時代に即応した自治体経営

施策④ 高度情報化社会への対応

施策53

施策の方針

情報社会の高度化と多様化に併せ、各種行政サービスの電子化や事務の効率化、情報発信力の強化をさらに推進します。

現状と課題

- ・当市では公共施設間の情報ネットワーク網及び全地域における光ファイバー網が整備されています。マイナンバー制度*の実施を踏まえ、これらの高速情報基盤網を活用した、より市民の視点に立った行政サービスの提供や、効率的な行政運営が求められています。そのためには、十分な情報セキュリティ対策を講ずる必要があります。
- ・携帯電話の不感地域は解消され、地上デジタル放送も全地域で受信できる環境が整いました。スマートフォン等の急速な普及に適切に対応するため、引き続き情報通信技術の利用環境の整備が必要です。
- ・市民が情報通信技術に触れる機会が増大する一方で、情報通信技術格差(デジタルデバイド)は解消されておらず、継続した情報通信技術利活用の啓発、情報リテラシー(情報機器やITネットワークを活用して情報を活用する能力)の向上が大切です。



多様な情報機器



Wi-Fi設置施設のステッカー

施策の展開

1. 情報通信技術の活用による利便性・効率性の向上

- ① 情報通信技術が地理的・時間的な制約を解消し得る身近な手段であることを最大限生かし、来庁せずとも申請・届出を行うことができる仕組みを充実させます。
- ② マイナンバーカード*の機能を有効活用し、住民票等のコンビニ交付の推進や各部所における事務手続の見直しを進め、行政サービスの効率化を図ります。
- ③ 地方公共団体業務など、共通の取組については、システムの標準化・共同化の有効性を検討します。

【主要事業】 行政手続等オンライン化の推進

2. 情報通信環境のさらなる整備

- ① 公共施設等への公衆無線LAN(WiFi)*の設置を促進します。

3. 市民の情報利活用能力の向上

- ① 民間団体と連携した情報化研修などを通じて、地域情報化の必要性の普及啓発に取り組みます。
- ② 公共データをオープンデータ*として公開に努めるとともに、より多くの市民が情報通信サービスを利活用できるよう、市民がお互いに学び、教え合う活動を支援します。

4. 情報セキュリティ対策

- ① 情報資産を不正アクセス行為などから保護するために、情報セキュリティ対策の強化に努めます。また、庁内全職員を対象とした情報セキュリティポリシーの周知徹底に取り組みます。
- ② ネットワークが安定した環境で運用されるよう必要な整備に努めます。

まちづくりの目標値

項目	現状値(平成26年度)	目標値(平成32年度)
申請・届出等手続におけるオンライン利用率	15.6%	25%

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

第3章 | 未来戦略の具体施策

戦略1 次代を担う「人財」を育てます

1 施策の方向（基本構想）

①知育

小中一貫教育をさらに充実させながら、子どもたちの学力の向上を図ります。さらに、幼・保や高等学校との連携を進めるほか、創造性と国際性豊かな人づくりの視点から、外国語教育の積極活用など、個々の能力を引き出す教育を実践していきます。

②心の教育（徳育）

互いに支え合い周囲を思いやる心と行動力を身につけ、社会で自立できるよう育みます。また、ふるさと教材や体験活動を有効に取り込みつつ、地域の伝統・歴史・暮らしなどの学びにより、親や先人たちを慕い尊び、生まれ育った地に愛着を持ち誇ることができるよう、心の教育に取り組みます。

③体力づくり（体育）

子どもたちの健やかな成長のため、その身体（からだ）と体力づくりを支えます。発達期における栄養面への十分な配慮のほか、地域の食材を可能な限り活かし、学校給食の充実をさらに進めます。併せて、地域の人材や環境を活用し、スポーツを奨励しながら、子どもたちの体力づくりを推進していきます。

2 前期の目標（指標）

指標		現在の状況 (平成26年度)	前期目標値 (平成32年度)	最終目標値 (平成37年度)
住む地域や十日町市が好きと 思う児童生徒の割合 <small>※十日町市小中一貫教育取組評価の質問</small>	小学3～6年生	96.8%	現状以上	現状以上
	中学生	88.8%	現状以上	現状以上
将来の夢や希望を持っている 児童生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査の質問</small>	小学6年生	86.3%	88%以上	90%以上
	中学3年生	72.2%	77%以上	80%以上

3 戦略1の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①知育	<p>小中一貫教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から全小中学校で開始した小中一貫教育を継続し教育活動を行うため、家庭や地域と連携しながら小中一貫型小学校・中学校（仮称）や義務教育学校の設置などを推進します。 ・小学校5年から中学校1年までの3年間を一つの指導区分として一体的にとらえ、連続性ある教育活動を展開し、学力向上や不登校児童生徒への対応の充実、中1ギャップ*を生まない取組に努めます。 ・各中学校区内での児童生徒などの交流活動等を積極的に行い、自己有用感を醸成し、コミュニケーション能力などの社会性を育みます。 	
	<p>教育センター事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力検査の結果分析により授業改善策など明らかにし、学校訪問指導や各種研修会の実施により教師の授業力を高め、児童生徒の学力向上を図ります。 ・寺子屋塾事業の充実などで、児童生徒の学びの環境づくりを進めます。 ・外国語指導助手（ALT）等を積極的に活用し、小学校の早い段階から国際理解教育や英語教育の充実を図ります。 ・中長期的な展望のもとで教育行政をより一体的にマネジメントしていく必要から、専任職員の養成や確保を図るなど、人材育成と体制づくりを進めます。 	4
②心の教育（徳育）	<p>子育て支援制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業*を実施して、情緒豊かな児童の育成と読み聞かせを通じた親子のふれあいの大切さを啓発します。本の選定では「他人への思いやり」や「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれるものを充実させます。 	2
	<p>ふるさとを愛する教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間に新たな教材*を導入・活用するとともに、地域住民と協働しながら、ふるさと学習の充実を図ります。また、今後は、学校と行政・企業の連携によるキャリア教育を軸に据えた教育活動の充実を図ります。 	5

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと大河・信濃川を教育資源の一つととらえた「ふるさと信濃川教室」を引き続き実施します。生態系や浸食等の学習やラフティング*等の体験学習を通して、子どもたちが信濃川の魅力を実感し、川との共生の意識を将来にわたって持ち続けるよう気運を醸成します。 ・小中学校における総合的な学習の時間や校外活動での「大地の芸術祭」への関わりを促進し、作品の制作や鑑賞を通じた地域の魅力の学習と、海外からの参加アーティストや来訪者との交流を通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。 	
<p>③体力づくり (体育)</p>	<p>心と体を育む食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する知識と習慣が適切に身につくよう家庭・学校・地域・行政が連携しながら食育を推進し、食に関心を持ち、自ら選択し実践できる子どもを育てます。 ・地場産品や旬の産品に関する学習や、良質で鮮度に優れた食材確保のため、引き続き地産地消を推進し、自然や人に感謝する心を育てます。 ・給食施設の老朽化の解消とともに、高い衛生管理の下、適正規模による施設運営を図るため、センター化を推進します。 ・児童生徒の体力向上を目指し、各学校の取組と運動習慣づくりを支援します。 	5
	<p>生涯スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがスポーツに親しむために、スポーツ団体、学校、家庭、地域が連携し、成長に合わせた指導を行っていきます。 	28

〔施策No.〕：第2章各論(分野別施策)で掲げる具体的な施策番号のこと。

戦略2 十日町市への人の流れを加速します

1 施策の方向（基本構想）

①大地の芸術祭の里ブランドの構築と外国人誘客の推進

大地の芸術祭の里ブランドの構築並びに外国人誘客を推進するため、観光関連施設の整備や情報発信、受入体制を強化します。

②地域資源の活用と交流の拡大

観光分野にとどまらず、農業体験、スポーツ交流、国宝・火焰型土器を中心とする縄文文化などの様々な地域資源を活用するとともに、郷人会や友好都市等との絆を深め、さらなる交流の拡大を図ります。

③移住の推進

移住に必要な情報を的確に発信するとともに、助成金の交付や空き家バンクの設置などの移住施策を関係機関と連携を図りながら積極的に推進します。

2 前期の目標（指標）

指標	現在の状況	前期目標値 (平成32年度)	目標値
交流人口 ※観光動態調査	242万人 (平成17～26年度の平均)	250万人 (平成28～32年度の平均)	263万人 (平成28～37年度の平均)
移住者数 ※市や県の移住促進事業を 活用して移住した人数	16人 (平成21～26年度の平均)	28人	40人 (平成28～37年度の平均)

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

3 戦略2の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①大地の芸術祭の 里ブランドの 構築と外国人 誘客の推進	大地の芸術祭の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の拡大を図り、集落や地域が主体的に参加することができる通年の運営体制を目指します。 ・周遊バス・タクシーやレンタサイクルなど、二次交通*システムの確立や通信端末による情報提供の充実により、作品鑑賞の利便性の向上を図ります。 ・地域住民をはじめ、宿泊・飲食事業者や行政など関係者が一体となり、越後妻有らしさを生かした“おもてなし”体制づくりを進めます。 ・サポーターや芸術祭ファンの拡大を図るとともに、そのネットワークを生かした交流イベントの開催や、ふるさと納税による寄附金など持続的な支援体制の構築を目指します。 ・地元サポーター登録者の拡大を図るために、通年での活躍の場を広げ、地域内外を問わず主体的に活動ができる体制づくりを進めます。 	14
	大地の芸術祭の里ブランドの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・既存作品の良好な維持管理や運用と共に、地域の伝統行事や他の観光資源と合わせて活用することで芸術祭の里としてのブランドを確立します。 ・大地の芸術祭の里ブランドを生かし、地域産品や伝統技術を活用した新たなグッズの開発や特徴あるサービスの提供など、交流人口の増加だけでなく、地域経済全体の底上げとなる仕組み作りを検討していきます。 	
	外国人観光客受入態勢の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・海外旅行代理店招へいツアーの実施や観光商談会を通じ、インバウンド*観光需要の的確な把握に努めます。 ・外国人対応マニュアルや外国語版パンフレットの制作、観光看板等の外国語併記など受入環境の充実を図ります。 ・宿泊施設や飲食店を中心に、外国人観光客の文化や慣習に合ったサービス提供の方法などについて研修会を開催します。 	15
②地域資源の活用 と交流の拡大	観光資源の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・日本の原風景として注目を集め、多くの観光客を魅了している「棚田」の保全活動を推進し、さらなる観光誘客に活用していきます。 	13
	豪雪をキラーコンテンツ*とした誘客 <ul style="list-style-type: none"> ・雪に不慣れでも手軽に楽しめる雪掘り体験、雪像作り、スノーシュー*トレッキング、雪上キャンプ等の雪国体験プログラムの充実を図ります。 	15

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
	姉妹都市等との交流深化 ・姉妹都市等と相互に幅広い市民の参画による物産や文化交流の深化を図ります。	
	体験型観光交流等を通じた交流人口の増加 ・越後田舎体験の受入対象地域や民泊農家を拡充し、地域活性化と交流人口の増加を図ります。 ・地域の特性を生かした雪国体験や農業体験などの魅力的な体験プログラムづくりの支援を行います。	16
	文化財の保護と活用 ・有形・無形の各種文化財の保護と活用を図るため歴史文化基本構想を策定し、地域の誇りや資源として保護・活用するとともに、日本遺産認定を視野に入れ、内外に広く情報発信して誰もが多様な文化にふれあえるまちづくりを目指します。	27
	スポーツを通じた地域の活性化 ・全国に誇れるスポーツ施設を活かし、国際・全国規模の大会やプロスポーツ大会、社会人、学生等の合宿を積極的に誘致します。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国に登録されたホストタウンとして、クロアチア共和国との交流を更に深め、大会参加国や国内各地域とのスポーツ交流や、国際的キャンプ誘致の実現を目指します。	28
③移住の推進	移住希望者への情報発信と受け入れ態勢の強化 ・移住相談会の継続、田舎暮らし体験ツアーの実施等を通じて、当市のファンをつくり移住につなげるとともに、トレンドとなっている「二地域居住*」の受入を促進し、里山での暮らしや住民との触れ合いを通じて定住へと結び付けます。 ・地域おこし協力隊*やインターン研修生の受入を通して、移住者を受け入れる地域態勢を整え、地域内での受入人材の育成に取り組みます。 ・お試し移住の場として整備した「シェアハウス*」を活用し、スローライフ*を実現したい若年層を呼び込み、里山での農作業やさまざまな職業体験を通じて、就農や起業、地域企業への就業等による移住に結び付けます。	30
	移住・定住支援制度の拡充 ・本市を選び、定住できるよう、移住者や地域おこし協力隊退任者への定住助成を行い、主体的な地域づくりを促進します。 ・移住や市内での住み替えの受け皿となる空き家バンク制度*を充実させるとともに、制度を活用した移住者の住宅改修等に対する助成を行い、定住につなげます。 ・移住・定住の促進に向けて、Iターン者の実態把握とともに、Iターン者のネットワークにより移住者が次の移住者を呼び込むような仕組みづくりを促進します。	

〔施策No.〕：第2章各論（分野別施策）で掲げる具体的な施策番号のこと。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

戦略3 新しい力で産業を活性化します

1 施策の方向（基本構想）

①人材育成・人材確保

事業の継続・発展及び展開の場の創出に向け、事業者の人材の確保や育成に向けた取組を支援します。

②創業・新規ビジネスサポート

創業にチャレンジする若者などを積極的に支援し、創業相談窓口の設置や創業後のサポート体制の充実を図るとともに、新たな事業展開にチャレンジする事業者を支援し、売れるものづくりや販路の開拓を推進します。

③農業の担い手づくり

担い手や後継者が安心して営農できるよう、関係機関と連携し、経済的・技術的な支援の充実を図り、積極的な情報発信により就農希望者を呼び込みます。

2 前期の目標（指標）

指標	現在の状況	前期目標値 (平成32年度)	目標値
新規創業件数 ※創業支援事業対象者	3.2件 (平成21～26年度の年平均)	5件 (平成28～32年度の年平均)	6件 (平成28～37年度の年平均)
新規就農者数	8.6人 (平成17～26年度の年平均)	14人	14人 (平成28～37年度の年平均)

3 戦略3の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①人材育成・人材確保	人材の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校*や認定高等職業訓練校などが実施する人材育成研修への参加や資格取得を支援し、後継者やリーダーの育成及び産業の高度化やハイテク化に対応できる人材の育成を推進します。 ・新規学卒者やU I J ターン*希望者に対し地元企業のPRをするとともに、地方での暮らしそのものの魅力を上げる取組や地元企業の情報発信、新卒者採用企業への支援を行い、地元企業への人材確保を図ります。 	22
	雇用の安定・確保と雇用環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・十日町地区雇用協議会や関係団体と連携し、中学生・高校生の職場見学や教師との意見交換会、就職ガイダンスの実施などを通して地元企業等のPRを行い、新規学卒者を始めとする若年者の地元定着を図ります。 	
②創業・新規ビジネスサポート	経営力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな市場・販路開拓を進め、事業規模の拡大を図る事業者を支援します。 ・先進的な技術の導入に向け、大学や研究機関との連携を促進します。 	22
	きもの産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・織物業界や関係団体などと連携しながら、各種きもの普及事業やフェスタなどの開催をとおしてきもの購買層の拡大を図ります。また、消費者ニーズに対応した新しいビジネス展開や有望な産業分野への進出を支援します。 	
	地域資源を活かした商品等の提供の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かし、ここでしか買えない商品の販売や、ここでしか得られないサービスの提供に積極的に取り組む事業者に対し、商品開発やICTを活用した販路開拓の支援を行います。 	23
	中小小売店の活性化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関連団体と連携し、後継者育成事業やアドバイザー事業などに積極的に取り組むとともに、商店街等の空き店舗活用や新たなサービス提供など個性と特色ある事業者の取組を支援します。 	
	創業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者に対して、専門家による創業相談やセミナー、ビジネスコンテスト*の開催及び創業プランの組立支援のほか、事業化に対する補助金交付や創業後の経営指導など一貫した創業支援を行います。 	24

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業希望者を対象としたインキュベーションオフィス*を市内に設置します。 <p style="margin-top: 10px;">十日町ならではの企業活動の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きものの文化を活用したアフターケアやリサイクル等のビジネスのように、地域資源を活かした新商品・新サービスの開発や、新たな市場の開拓を目指す企業活動を支援します。 ・ 里山、雪、信濃川、大地の芸術祭や温泉などを利用した、首都圏では展開できない特色あるビジネスの創出を目指した取組を支援します。 <p style="margin-top: 10px;">地域資源を活用したブランドづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産品の高付加価値化とブランド化の実現及び首都圏飲食店等での十日町産食材利用の促進に向け、関係機関と連携した取組を進めます。 ・ 食品加工・製造など地域資源を活用した事業を展開し、この地域ならではの特産品のPR活動や販路開拓を行う事業者に対して積極的に支援します。 	24
<p>③農業の担い手づくり</p>	<p>担い手（認定農業者*等）の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化、後継者不足を補うため、農業に意欲ある者を地域の担い手(認定農業者*等)として確保し、その育成のため、経営の多角化、複合化等を支援します。 <p style="margin-top: 10px;">新規就農希望者の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページなどで新規就農希望者を募集するとともに、地域や関係機関との情報共有に努めます。 ・ 意欲のある就農希望者については、年齢を問わず支援します。 <p style="margin-top: 10px;">新規就農者の営農基盤の基礎づくりへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農時は経済的負担が大きいことから、国・県・市の各種支援制度を最大限活用し、安心して就農できるよう支援します。 ・ 就農希望者ごとに経営形態は様々であることから、当該者の希望に沿った支援が出来るよう、丁寧な対応を心がけます。また、安定した営農が継続できるよう関係機関と協力して支援します。 ・ 農業を継続していくためには経験や知識が必要であることから、就農後も相談やフォローアップなど必要な支援を行います。農業経営が安定してきた者には更なる支援が図られるよう順次認定農業者として認定し、地域農業の担い手として育成していきます。 	18

〔施策No.〕：第2章各論（分野別施策）で掲げる具体的な施策番号のこと。

戦略4 再生可能エネルギー*を最大限創り出します

1 施策の方向（基本構想）

①地域資源の活用

公共施設を中心に、バイオマスや水力、地熱などの地域資源の活用を積極的に推進します。

②意識啓発と利用エネルギーの転換

市民に対し、エネルギー自体の消費量を減らす「省エネルギー」の意識啓発と、消費するエネルギーについては、再生可能エネルギー*に転換するよう、ペレットスープや太陽光発電などの導入を促進します。

2 前期の目標（指標）

指標	現在の状況	前期目標値 (平成32年度)	目標値
再生可能エネルギーの創出量	4,838メガワット (平成25年度)	20,000メガワット (平成32年度)	90,000メガワット (平成37年度)
(参考)市内電力消費量に対する再生エネルギーの割合	1.5% (4,838MW/317,129MW)	6.7% (20,000MW/300,000MW)	30.0% (90,000MW/300,000MW)

3 戦略3の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①地域資源の活用	再生可能エネルギー導入・省エネルギー対策の推進 ・廃棄物系バイオマスの燃料化及びバイオガス発電などの取組を進めます。 ・木質バイオマス、水力、地熱、温泉熱、下水熱、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい低炭素社会を目指します。	38
	下水道施設の整備 ・消化ガスや下水熱などの再生可能エネルギー利用のための調査に取り組みます。	42
②意識啓発と利用エネルギーの転換	再生可能エネルギー導入・省エネルギー対策の推進 ・市民や学校におけるエネルギー教育・活動などの環境教育を推進します。 ・環境フェアにおいて、事業者と協働しながら市民の再生可能エネルギー・省エネルギーへの関心を高め、関連製品の普及を図ります。	38

〔施策No.〕：第2章各論（分野別施策）で掲げる具体的な施策番号のこと。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

戦略5 健康な高齢者を増やします

1 施策の方向（基本構想）

①早期発見・早期治療

健康で長生きするため、医療費・疾患区分等のデータ分析に基づく健康課題を把握し、早期発見・早期治療の取り組みを積極的に推進します。

②健康づくりの推進

国や県の健康寿命の延伸を重点とした施策と連携し、「健康とおかまち21」に基づき、食生活改善や自分に合った運動・スポーツ習慣を取り入れる健康づくりを推進します。

③高齢者の居場所づくり

閉じこもりや寝たきりを防ぐため、身近な場所に高齢者が通える場を充実させます。

④認知症に対する支援体制

認知症についての正しい知識を普及するとともに、早期発見・早期治療につながるよう支援体制を構築していきます。

2 前期の目標（指標）

指標	推計値	前期目標値 (平成32年度)	目標値
新規介護認定者数	1,218人 (平成37年度)	980人 (平成32年度)	1,000人 (平成37年度)

3 戦略5の具体施策

施策の方向	未来戦略に位置づける具体的な施策（施策の展開）	施策No.
①早期発見 ・早期治療	在宅医療と介護の連携・生活支援の充実 ・医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、在宅医療と介護サービスが一体的に切れ目なく提供できるよう、医療・介護関係者間の連携体制を構築します。	9
	保健事業の充実 ・疾病の早期発見・適正受診のために、住民健診、がん検診などの各種検診と事後フォローの充実を図ります。	36
②健康づくりの 推進	介護予防の推進 ・高齢者が要支援や要介護状態にならず、元気で活動的な生活を続けられるよう、介護予防の情報提供や運動教室などの事業を充実します。	9
	健康づくり推進体制の充実 ・健康運動指導士会や総合型地域スポーツクラブ等の関係団体との連携を強化し、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。	36
③高齢者の居場所 づくり	元気な高齢者の社会参加の推進 ・高齢者が子どもや子育て世代との交流を通して、元気に生き生き暮らせるような仕組みづくりを推進します。	8
	介護予防の推進 ・「地域の茶の間事業*」など住民運営による通いの場を充実するとともに、継続実施できるよう支援します。	9
④認知症に対する 支援体制	認知症予防と知識の普及 ・認知症は早期発見・早期対応が効果的であり、初期段階からの支援体制を構築します。 ・認知症についての正しい知識の普及を図るとともに、認知症サポーターを増やす取組などにより地域の見守り体制を構築します。	9

〔施策No.〕：第2章各論（分野別施策）で掲げる具体的な施策番号のこと。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

第4章 | 地域別の振興方策

十日町中央地域

行政区(集落)数：63 / 世帯数：3,361 世帯 / 人口：8,706 人(高齢化率：35.7%)

平成28年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『人と人との絆を深め、より安全、安心で笑顔ある地域をめざす』

中心市街地活性化基本計画の進展によって、街なかのにぎわいを呼び込むとともに、振興連合会を核として、各振興会が協働して更なる地域力の向上を図ります。

2 振興方策

(1) 交流拠点を核とする中心市街地の再生・活性化

「道の駅クロステン」及び「越後妻有里山現代美術館キナーレ」は、大地の芸術祭を核とした「大地の芸術祭の里」ブランドづくりや、十日町四大まつりにおける来街者との交流、地域情報の発信などの重要な観光拠点施設となっています。若年層のコミュニティ意識の高揚と商店街との連携などにより中心市街地における来街者の回遊性を高め、街なかのにぎわいを呼び込みます。

(2) 地場産業の振興

織物を中心とした和文化をまちづくりへ活用することに加え、産業としても関係業種をより発展させるため、後継者の確保や育成、伝統的技術の高度化を図っていくとともに、積極的な異業種交流により新たな発想による地場産業の展開を図ります。

(3) 空き家・空き店舗の有効活用

地域の賑わいの創出を図るため、新たな需要を呼び込むサービス業や地元産品を活用した食産業、あるいは若者の新規創業の活動拠点、街づくりボランティアの活動拠点として、中心市街地の空き家や空き店舗を有効に活用します。

(4) 市街地近郊の住宅供給地としての新たなまちづくり

中心市街地に隣接し、ほくほく線しんご駅のある新座地区を中心とした地域コミュニティの活性化を図るとともに、引き続き、新たな居住者を地域ぐるみで受け入れる魅力あるまちづくりを進めます。

(5) 街なかコミュニティの確立

町内を単位としたコミュニティに加え、既存の商店街や企業などと連携を図りながら、福祉、環境、教育、文化活動などにおいて地域ぐるみの支え合いを実現させ、新たな交流拠点となる、市民交流センター、市民活動センター、市民文化ホール等を活用し、街なかの特性を生かしたコミュニティの確立を目指します。

(6) 日常の安全安心の環境づくり

小学生の通学路などにおける交通安全対策や、身近な公園内での遊具などの施設老朽化対策など、安全・安心に暮らせる地域づくりに向けて、安全パトロールや維持管理などを主体的に取り組みます。また、高齢者の安全・安心の環境づくりや冬期の雪処理における流雪溝の適正な利用と管理を図るとともに、消雪パイプや流雪溝の未整備地区において施設整備を推進し、屋根雪処理や道路除雪がスムーズに行われるよう地域住民の利便性を考慮しながら、環境づくりに取り組みます。

(7) 防災まちづくりの推進

本地域は、緑豊かな山林を背後にし、その恩恵に預かりながらも、地震や水害など災害時には脅威ともなり得る自然を抱えている地域でもあります。

新たに、市民交流センター・市民活動センター・市民文化ホールを拠点とし、地域住民と関係団体が協力して避難や救助活動を行うことができる体制づくりを進め、森林・河川を包含した地域の安全対策に取り組めます。

高山地域

行政区(集落)数：14 / 世帯数：833 世帯 / 人口：2,174 人(高齢化率：32.2%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『安心で安全に暮らせる^{たかやま}郷土、豊かな心を地域で育む^{たかやま}郷土』

地域コミュニティの確立をめざし、連携して幼児から高齢者までの各世代の交流を推進するとともに、居住環境の向上、防災・安全意識の高揚を目指します。

2 振興方策

(1) 都市サービス拠点が集積する優位性の活用

文教施設や地域中核病院のほか、大型の商業施設には週末を中心に地域の内外から人や車が集まり、他地域にない賑わいが創出されています。この地域の賑わいを維持・促進するとともに、中心市街地を含めた周辺地域全体の発展を図ります。

(2) 地域コミュニティの活性化による地域力向上

様々な地域活動の展開のために、幼・少・青・壮・老の各世代間の交流を図り、つながりをつくる活動を促進するとともに、活動の基盤となる地域コミュニティの体制と運営について検討し、更なる地域力の向上を図ります。

(3) 交通安全対策の強化

幹線道路の交通量の増加に伴い交通事故が頻発していることから、事故発生危険箇所の確認や事故発生要因の特定など交通安全対策を図ります。

(4) 防災体制の強化

災害時における高齢者世帯や障がい者などの災害弱者への対応や有事における迅速な対応を行うため、防災組織の体制強化を図るとともに地域住民の防災安全意識の高揚を目指します。

十日町西部地域

行政区(集落)数：16 / 世帯数：1,110世帯 / 人口：2,900人(高齢化率：30.0%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『安心・安全で住み継がれる地域づくり』

住環境の基盤整備とともに、ほくほく線十日町駅の玄関口としての情報発信や地域コミュニティの一層の向上を図り、災害に強く安心して快適に暮らせる地域を目指します。

2 振興方策

(1) 新たな市街地の持続的発展

土地区画整理により新たに形成された住区での居住環境の維持とともに、魅力ある都市景観の形成やバリアフリー化を推進します。また、文教施設や地域中核病院、十日町駅西口へのスムーズな連絡を図り、大型商業集積地域周辺の整備も含めた住み良い都市のための機能の持続的な発展を図ります。

(2) 都市サービス拠点が集積する優位性の活用

大型の商業施設が立地する市道高山太子堂線沿いに、週末を中心に地域の内外から人や車が集まり、他地域にない賑わいが創出されています。市道稲荷町線や坂之下線の整備により、この地域の賑わいを更に促進するとともに、中心市街地を含めた周辺地域全体の発展を図ります。

(3) 文教・健康増進拠点の利活用

主要な公共施設の情報館、博物館、総合体育館の利便性を向上させ、市内外の来訪と交流を活発にするなど、文教やスポーツによる健康増進の拠点機能を高めながら地域づくりに活用していきます。

(4) 地域コミュニティの活性化

子どもの見守り、地域づくりなど様々な地域活動の展開のために、地域の人と人のつながりや一体感をつくる活動を促進するとともに、活動の基盤となる地域コミュニティ体制の強化と新たな活動拠点の整備及びその運営について検討し、更なる活性化を図ります。

(5) 防犯・防災体制の確立

事故や犯罪の防止、災害への備えなどに対し、地域住民の連携によりハードやソフトの両面から安全な生活環境づくりを推進し、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる他のモデルとなる地区の確立を目指します。

十日町南地域（川治・六箇）

行政区（集落）数：46 / 世帯数：2,240 世帯 / 人口：6,237 人（高齢化率：32.4%）

平成28年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『“南”の和・輪 示そう元気・活力・地域力！』

地域高規格道路*八箇峠道路の工事が進んでおり、里山の観光資源を活かした誘客の推進とともに、都市機能の充実を図り、住民同士の交流・コミュニティの向上などを進めます。

2 振興方策

（1）道路交通の要衝としての優位性の確立

十日町南地域は、南北を縦貫する国道117号と、東西の南魚沼市と上越市を結ぶ国道253号が交差する場所であり、広域交通上の結節点としての特性を有しています。地域高規格道路の整備も見据えて、地域内の道路の環境整備を推進し、地域内外とのアクセス性を向上させることにより、更なる地域の振興発展を図ります。

（2）地域コミュニティの活性化

地域内に活発に活動を行っている組織がある一方で、アパート居住者などが多い地区でのコミュニティ低下も懸念されることから、新たな枠組みのもとで、若年層の参画や世代を超えた交流が図られるよう、各種活動を実施し組織の活性化と体制強化を図ります。

（3）地域ぐるみの安全なまちづくり

歩行者の安全を確保するため国道117号の歩道整備を促進するとともに、生活環境の多様化による事故や犯罪、災害に対応できるよう地域住民の連携を強化し、行政と一体となって安心して暮らせる地域を目指します。

（4）多彩な観光資源や地域イベントによる交流促進

あじさい公園や二千年蓮をはじめ、十日町温泉郷、魚沼スカイライン、歴史街道（善光寺街道・三国街道）などの魅力ある地域資源、ステージ妻有の杜などの集いの場、地域内で開催される多彩なイベントがうまく連携できるよう地域内での情報交換を行い、交流促進と活力ある地域づくりを図ります。

（5）市街地近郊の食糧庫としての地域農業の育成

人口密集地に近いながらも農地が確保され、水稻のほか野菜やそばなど豊富な農産物を生産しており、これら産品を生かした特産品開発により他産地との差異化を進め、地域農業の育成・振興に努めます。

（6）高齢者福祉のまちへの取組

十日町南地域は、特養施設「まほろばの里川治」や、大規模な保育園が設置されています。高齢者が集まり交流し、時には子育て世代や保育園児とふれ合うことにより、認知症や閉じこもり、寝たきりを防ぐため、健康な高齢者の交流のあり方について、研究を進めます。この計画を進めることにより、特養施設と共に高齢者福祉のまちを目指します。

中条飛渡地域

行政区(集落)数：31 / 世帯数：1,335 世帯 / 人口：4,044 人(高齢化率：31.6%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『自然に親しみ歴史に学び～みんなでつくろう夢のある郷土』

中条地区と飛渡地区は、異なった地域の特徴を繋いで一層の連帯を図りながら、火焰型土器の高い価値を活かし、飛渡川や池谷集落を始めとする里山の魅力などを併せて情報発信します。

2 振興方策

(1) 笹山遺跡周辺の整備・活用促進による地域活性化

国宝である火焰型土器群や笹山遺跡などの歴史資源とともに、陸上競技場、笹山野球場などのスポーツ施設を生かした地域振興を進めます。特に地域の歴史的遺産である火焰型土器群を将来に受け継いでいくため、更なる情報発信とともに、地域の振興発展に向けてNPOなど住民主体の活動を支援し、地域内の連携を一層促していきます。

(2) 地域コミュニティの活性化

中条地区と飛渡地区の2つの地区が新たな1つの地域としてまとめ、既存の各団体とともに連携していくことで、地域コミュニティの一体感形成を図り、更なる地域活性化を図ります。

(3) 安全で快適な都市基盤整備の促進

将来的な交通量増加や、地域内外での人と人の交流増加に対応するため、道路や歩道、下水道の整備による安全で快適な環境づくりや、地震等の災害時における備えなどについて、住民と行政が協力しながら計画的に進めていきます。

(4) 南魚沼市、魚沼市への連絡ルートの整備

国県道などの主要道路周辺の環境整備に取り組み、新幹線駅や高速道路、基幹病院がある南魚沼市・魚沼市方面との広域連絡ルートの利便性を確保していきます。

(5) 特色ある体験交流プログラムの促進

山間地を中心として、一般的な農業体験にとどまらず、親子のふれあい活動や教育活動など特色ある独自の体験交流や学習プログラムを実施し、自然や歴史などの地域資源を発信していく地域づくりを推進します。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

大井田地域

行政区(集落)数：14 / 世帯数：1,020 世帯 / 人口：2,870 人(高齢化率：31.9%)

平成28年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『歴史と文化にふれあい安心して住み続けられる大井田地区をめざして』

住環境等の基盤整備を図るとともに、コミュニティセンターを核とした住民の交流・親睦活動を推進し、神宮寺周辺の魅力を向上します。

2 振興方策

(1) 住民増加に対応する地域コミュニティづくり

市街地に隣接している当地域では、住環境の基盤整備に伴う人口の増加が見込まれますが、同時にコミュニティ活動の充実が必要です。このため、大井田コミュニティセンターとひろばの整備を進め、これを拠点とする住民活動や公民館活動、小中学校や行政との協力体制づくりを進めていきます。

(2) 神宮寺と大井田の郷公園を活かした地域の活性化

神宮寺と隣接する大井田の郷公園は、住民生活に欠かせない安らぎの憩いの場として位置づけられます。このため、地域と行政が一体となって、歴史の伝承に努力しその魅力の向上に取り組み、全国大井田同族会との交流を深め地域の活性化を図ります。

(3) 地域一体となった安全安心のまちづくり

国道117号での自動車あるいは歩行者・自転車の交通安全対策とともに、地震等の災害時における避難施設の整備を進め、地域住民の連携強化とともに行政と一体となって安心して暮らせる地域を目指します。

(4) 施設の活用による活性化と新たな活動の場づくり

当地域内には郵便局や福祉施設、スーパーなどの生活関連施設が集積し、地域外からも多くの人を訪れることから、その賑わいを地域の活力につなげていきます。また、地域住民の交流、子どもの遊び・学びの場として、旧給食センター解体後の利活用を検討します。

吉田地域

行政区(集落)数：17 / 世帯数：853世帯 / 人口：2,635人(高齢化率：38.3%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『心を合わせ吉田地域の未来を一步ずつ』

一層の農業振興を図るとともに、クロスカントリー競技場への各種大会や合宿の誘致、自然、歴史・文化資源などを活用した交流を図ります。

2 振興方策

(1) クロスカントリースキーコースを活用した地域の活性化

吉田クロスカントリースキーコースを活用し、各種競技会や合宿を地域ぐるみで受け入れることにより、地域の情報発信と交流人口の増加につなげて地域の活性化を図ります。

(2) 地域資源の積極的PRと活用

クロスカントリースキーコースの夏場の利用、鶴沼池の環境保全、黒滝などの自然、鉢の石仏、星と森の詩美術館などの自然・文化資源を積極的にPRして、来訪者が地域内の周遊を楽しめるような有機的なつながりを持たせていきます。また、大地の芸術祭とその作品の活用により、来訪者と地域の交流を深めながら、地域の魅力向上と定住化に向けた取組を進めます。

(3) 中魚沼丘陵の新たな魅力の発掘と発信

地域西側に広がる中魚沼丘陵を、山並みの眺望、ハイキング、森林浴、自然観察などが体験できるスポットとして山間地の新しい活用方法を考え、市の新しい観光資源として情報発信をしていきます。

(4) 多様な地場特産物の開発

地域来訪者をはじめ、地域内外にこの地域をPRできる新しい地場特産物の開発に取り組みます。また、6次産業化*による起業等を促し若者の定着を進めるとともに、地場特産物とコシヒカリをあわせた食による産業振興を進め、住民がいつまでも夢と生きがいを持ち続けられるよう、地域の活力向上を図ります。

(5) 地域医療と福祉の充実と安心して暮らせる地域づくり

医療機関が地域内に無く、福祉施設は必ずしも充足されたものではないため、冬期の交通の利便性を確保し、歩行者の安全のために流雪溝や歩道の整備促進に取り組むとともに、福祉の機能の充実と向上を図ります。また、高いコミュニティ意識を生かして、地域と行政が一体となった体力づくり運動や、健康づくりのほか、災害時の備えや体制づくりなどを進め、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

下条地域

行政区(集落)数：27 / 世帯数：1,130 世帯 / 人口：3,389 人(高齢化率：35.0%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『豊かな自然、確かな絆、明るい明日へ『下条魂』！！』

先駆けて導入した小中一貫教育をはじめとした子育て、人材の育成、伝統文化活動、日野市をはじめとした交流活動など、多様で活発な取り組みを進展させます。

2 振興方策

(1) 福祉による地域づくりの推進

高齢者福祉や医療に加え、子育てのための環境整備を進めていきます。また、地域ぐるみや近隣の助け合いなどの協力体制を整えて、総合的な福祉のまちづくりを推進します。

(2) 多様な地域資源や人材の活用による将来を担う人づくり

新保廣大寺節などの歴史的資源である伝統を子どもたちに継承するとともに、幼保・小中が連携して将来を担う人材の育成に努めます。また、地域の将来を担う人づくりや地域おこしに、地域内の多様な人材の力が発揮できるようなネットワークを構築します。

地域内から発掘された野首遺跡の早期重要文化財指定に向け取り組んでいきます。

(3) 交流促進による地域の活性化

長く継続している都市間交流を活かしながら、地域の情報発信と賑わい創出を一層図ります。また、山間地を中心とした自然豊かな新たな魅力を発掘・PRし、大地の芸術祭などの来訪者と地域との交流を一段と深め、さらなる活性化を図ります。特に、長年続けている日野市との交流を継続し、友好都市化を目指します。

(4) 子どもやお年寄りにやさしい生活環境整備

地域内道路の歩道の整備を促進するとともに、バリアフリー化を進めます。また、子どもとお年寄りが集える憩いの場の整備など、住民にやさしい地域を目指します。

一方、近年多発する自然災害や原子力災害に備え、防災体制の一層の連携強化を進めます。

(5) 有機農業や地産地消の推進

有機農業や地産地消を推進し、安全、安心な農産物生産による農業振興を図ります。また、食育やスローフードへの取り組みを通して家庭や子どもたちに食への意識改革を進めていきます。

水沢地域

行政区(集落)数：43 / 世帯数：1,838 世帯 / 人口：5,473 人(高齢化率：33.0%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『未来を形に！安全安心で元気で豊かな水沢を造ろう！』

大規模営農が進む一方で、地域高規格道路*の整備により南魚沼市・上越市と長野県などを結ぶ交通の要所となります。インターへのアクセス道等の整備と周辺の土地利用を図り、地域資源を活用します。

2 振興方策

(1) 滞在・体験型の交流による活性化

当間高原リゾート、上越国際スキー場当間ゲレンデ、十日町カントリークラブなど自然を生かしたリゾート・レジャー施設に加えて、南雲原結いの里、つつじ原、黒沢観光栗園、妻有焼陶芸センターなどの体験型農業・観光施設を積極的に活用し、交流人口の拡大を図ります。また、地域の住民や各団体が運営に関わることで、地域一体となった活性化に取り組みます。

(2) 地域高規格道路インターチェンジの設置と周辺整備

地域高規格道路インターチェンジ周辺については、中心市街地や南魚沼市、信濃川西側との広域的市場性や地域住民の利便性を考慮しながら、地域住民との協働による土地利用計画を策定します。あわせて、幹線市道との接続のほか、主要幹線での歩道設置など地域の振興発展を支援する環境づくりに取り組みます。

(3) 農産物を生かした地域の活性化

農業による地域の活性化と雇用創出を図るため、広域農道の整備を進めるとともに、農業特産物の販路開拓や、若者が興味を持てるような営農形態の工夫に積極的に取り組んでいきます。

(4) 地域コミュニティを生かした地域の活性化

地域内の住民組織や各種団体の連携が取れていることを生かして、地域内の課題解決や各種イベントに取り組み、地域の活性化を図ります。また、若年層のコミュニティ意識の高揚と参加を促し、地域の更なる一体感の醸成を図ります。

(5) 防犯・防災のまちづくりの推進

将来の道路整備による交通量や、交流促進による地域内外での人の流れの変化を見据えて、安全・安心に暮らせる地域づくりが必要なことから、住民と関係団体が協力して地域の防犯対策や災害時の備えと体制づくりを進めます。

(6) 福祉の里づくりによる住民サービスの向上

保育・教育・医療・行政施設の利用をふまえた地域公共交通による移動手段を確保し、それら既存の施設を生かした総合的な福祉の里づくりの促進と住民サービスの向上を図ります。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

川西地域

行政区(集落)数：49 / 世帯数：2,278 世帯 / 人口：6,849 人(高齢化率：36.9%)

平成28年1月末現在

1 振興方針（基本構想）

『住んでしあわせ 来てしあわせ 笑顔で暮らせる ふるさと川西』

共助、協働、支え合いにより子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせる地域づくりを図ります。

2 振興方策

(1) 環境と調和した産業の振興

地域特産品のブランドの強化や環境保全型農業を推進していくとともに、雪エネルギーや太陽エネルギーなどクリーン・エネルギーを活用した産業振興に取り組み、地域の新たな雇用創出を目指します。

(2) 自然豊かで安全・安心な生活環境づくり

地域住民の健康づくりを支援する医療・福祉の充実や、豊かな自然環境と共生し、安心・快適に暮らせる生活環境の整備を図っていきます。また、災害への備えや体制づくりのほか、交通安全対策など子どもや高齢者の安全・安心の確保に取り組みます。

(3) 地域農業を育む地産地消と食育の推進

地域農業の活性化に資する地産地消に向けた取組を推進し、地域住民の食に対する安全・安心意識の啓発を通じた食育に関する取組を推進していきます。

(4) 農商工の連携の強化

農家と加工・販売業者が連携し、特産品の開発と普及に努めるとともに、インターネットの活用や、直売所の充実により流通・販売体制の強化を図っていきます。

(5) 地域を担う人材育成

自治組織の運営や地域の伝統ある祭事を守り伝える担い手を確保するため、各地域や団体の活動を連携する仕組みづくりや、地域コミュニティの活性化に取り組みながら将来を担う人材の育成に努めます。

(6) 地域支え合いの推進

ボランティア組織やNPOなど、地域支え合い組織への支援と連携を図り、地域に密着した健康づくりや高齢・障がい者福祉、子育て支援、高齢化集落対策などを推進していきます。また、若年層の意識高揚を促し、地域支え合い活動への参加を推進していきます。

中里地域

行政区(集落)数：42 / 世帯数：1,822 世帯 / 人口：5,421 人(高齢化率：35.7%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『守ろう豊かな自然。育てようふれあいの中里』

首都圏からの南の玄関口として、清津峡などの観光資源とアート作品の活用により、農業と観光資源を活かした観光産業の創出を図ります。

2 振興方策

(1) 地域特性を活かした付加価値の高い農業の推進

地域特性を活かした付加価値の高い農産物の栽培・育成に努め、担い手の確保・育成や、農地集約化など農業生産基盤の強化を図っていきます。さらに、地域特産品の流通・販売経路の確立とPRの強化にも努めていきます。

(2) 地域が誇れる自然資源の保全と有効活用

清津峡や七ツ釜、小松原湿原などの自然資源の保全や信濃川、清津川、釜川などの河川環境整備と活用を図ります。また、ブナ林をはじめとする美しい里山や棚田などの農地の保全と活用を推進します。

(3) 観光資源の再開発と周遊型観光拠点の魅力・サービスの向上

中里地域には、国指定の名勝・天然記念物の「清津峡」「七ツ釜」があります。また、清津川フレッシュパーク・清田山自然運動公園・JR宮中取水ダム(鷹ノ巣)など多くの観光資源に恵まれています。こうした観光資源の再開発を進めると共に周遊コースの設定により交流人口の増大を目指します。更に、観光地の魅力を高めるために観光ガイドの育成や来訪者に対するもてなしの心を育てていきます。

(4) 首都圏と奥信越地方を結ぶ交通アクセスの強化

国道353号は、首都圏と奥信越地方を結ぶ重要路線です。しかし、十二峠付近の山々は土質が軟弱であり、土砂災害が発生する可能性が非常に高い状況です。こうしたことから現道のさらなる土砂・雪崩災害の防止対策と共に十二峠新トンネル開削の事業化に積極的に取り組みます。

(5) 都市との体験型交流による観光の推進

首都圏をはじめとした都市との体験型交流を積極的に推進するため、地域の人材や資源を活用した越後田舎体験事業に取り組みます。また、民泊受入農家や体験インストラクターの確保・育成に努めるとともに、ミオンなかさとを起点とした信濃川ラフティング*など体験プログラムの充実を図り、継続的な体験交流観光を支える体制づくりを推進します。

(6) 地域コミュニティ活動の推進と自治意識の醸成

地域自治組織の機能強化を図るため、中里地域まちづくり協議会を中心に7地区振興会や各種団体・学校との交流・連携を進めます。また、各集落、各地域の特性を活かしたコミュニティを推進し、子どもからお年寄りが一体感をもって暮らせる地域づくりを行います。

(7) 安全安心を育てるまちづくり

中里地域の安全安心を図るため、地域の若年層の意識高揚や地域間の連携による防災力を高めるほか、防災備蓄品やライフラインの確保など地震等の災害時における備えを進め、地域自主防災力の強化を図ります。また、住民や関係者間での交流連携を図りながら、安心して住み続けられる地域を目指します。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

松代地域

行政区(集落)数：36 / 世帯数：1,354 世帯 / 人口：3,314 人(高齢化率：46.0%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『住み続けたいまち やすらぎの里まつだい』

地域資源を活用した6次産業の振興、世田谷区・八王子市や早稲田大学等との都市交流の活性化による交流人口の増加、新たなライフスタイルによる地域活力の創出を進めます。

2 振興方策

(1) 観光交流拠点施設の機能充実による観光の推進と地域間交流の促進

まつだい駅に隣接するまつだいふるさと会館は、鉄道と道路の結節点であり、本市西側の玄関口として利便性も高く、交通アクセスの拠点として効果的な活用が必要です。芝峠温泉、松代ファミリースキー場、まつだい雪国農耕文化村センター、まつだい郷土資料館などは、地域の観光交流拠点となっています。駅を中心としたこれらの施設の魅力を高め、観光の推進と交流人口の拡大を図ります。

(2) 地域資源を活かした体験型観光交流による地域活性化の推進

都市住民のニーズは年々変化し、棚田の景観や採れたての山菜、農業体験などが人気を呼んでいます。また大地の芸術祭の作品を訪れる人も増えています。これらの地域の自然・文化資源を活かし、民泊農家の育成など、地域住民と連携した受皿づくりを進める中で、田舎体験プログラムや観光メニューの充実を図り、特産品の開発、棚田米の付加価値販売、販路の拡大による地域活性化を推進します。

(3) 都市農村交流ネットワークの推進による地域活力の創出

世田谷区、八王子市、早稲田大学や東京松代会などとの長年にわたる都市農村交流事業により、早稲田大学生による地域貢献活動、世田谷・八王子でのイベントにおける物産の販売、芝峠温泉の世田谷区保養施設への指定など、地域活力の創出に大きな成果を生んできました。都市と田舎の接点をつくる新たな仕組みとして、空き家等を再生・活用した「二地域居住*」などの新たなライフスタイルによる地域活力の創出を進めます。

(4) 高齢者にもやさしいまちづくりの推進

人口の減少とともに高齢者のみの世帯が急増していることから、地域全体で支え合う仕組みづくりが必要です。冬期間の生活支援や買い物環境の向上などの取り組みにより住みやすいまちづくりを目指します。また、隣同士・世代間の支え合いや声掛け運動を進めるとともに、居場所づくり、日常的な健康づくりなどを推進し、思いやり溢れるまちを実現します。

(5) 文化的景観としての棚田保全の推進

全国的な知名度を持つ星峠・儀明・蒲生の棚田など「松代棚田群」は、日本の原風景「棚田の里」として知られています。貴重な文化的景観となっている棚田は、高齢化などにより維持管理が困難となり、その存続が危ぶまれています。景勝地となった棚田の多様な担い手の確保や後継者育成は緊急の課題であり、地域内外に人材を求めることにより、棚田保全と地域農業の活性化、文化的景観の次世代への継承を図ります。

(6) 災害や事故に強い安全安心な地域づくり

災害時の避難や救助活動を円滑に行うためには、地域と行政との役割分担が求められます。住み続けられる地域づくりのために自主防災組織の活動と備えを充実させ、安全安心に暮らせる生活環境の整備に取り組みます。また日常における子どもや高齢者の交通事故対策に、地域ぐるみで取り組みます。

松之山地域

行政区(集落)数：35 / 世帯数：885 世帯 / 人口：2,136 人(高齢化率：48.9%)

平成28年1月末現在

1 振興方針(基本構想)

『美しい自然に包まれた創造とやすらぎの里松之山』

自然や産業、文化などが連携した癒しとくつろぎの交流型観光地づくりを進めます。

2 振興方策

(1) 農業を中心とした地域の活性化

古くから基幹産業として営まれてきた農業を中心とし、地域の活性化を図ります。農業を土台にした体験交流プログラムなどを積極的に展開するほか、地域の資源を活用した特産品の開発や山菜・地場野菜などの直売所整備を図ります。

(2) 美しい原風景をかたちづくるブナ林や棚田の保全

ブナ林の維持・管理や休耕田の有効活用など、地域が一体となってブナ林や棚田の保全・活用に努めることにより、癒しとくつろぎ空間の創出を目指します。そのための新規就農者等の育成や体験事業等を通じた外部人材の活用に取り組みます。

(3) 松之山温泉を核とした観光地づくり

松之山温泉の積極的なPR、温泉周辺の景観改善や既存資源を活用したイベントなどに加え、温泉組合による着地型旅行商品及びビジターセンターでの観光案内の支援などソフト事業の充実により魅力を高め、観光交流人口の拡大を図ります。

(4) 体験交流プログラムの充実

地域の自然や生活、文化などが体験できる「越後田舎体験事業」や「ノルディックウオーキング」などの体験交流プログラムの充実を図っていきます。また、地元ガイド・インストラクターの確保・育成に努めることにより、継続的な体験・交流型観光を支える体制づくりを推進します。

(5) 周遊性を高める交通アクセス性の強化

地域内の交通網を充実するとともに、市内他地域との連携を図りながら、関東方面はもとより北陸新幹線開業による長野方面からの交通アクセスの強化を図り、広域的な連携と周遊性の確保を推進します。

(6) 高齢者が安心して住める地域づくり

高齢者の地域内交流の活性化を図るとともに、勤労意欲のある高齢者の知恵や経験を活用し、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。また、円滑な除雪体制の構築など、地域と一体となって高齢者を見守り、支え合う仕組みづくりに取り組んでいきます。

(7) 災害や事故に強い安全安心な地域づくり

災害発生時の避難や円滑な救助活動を行うため、日頃からの地域の繋がりの強化や自主防災組織の活動充実を図ります。また増加する空き家の管理や利活用や、高齢者の交通事故対策など、日常における安心や安全を確保するため、地域ぐるみでの取り組みを進めます。

*の用語については、巻末の資料編「用語の解説」をご覧ください。

